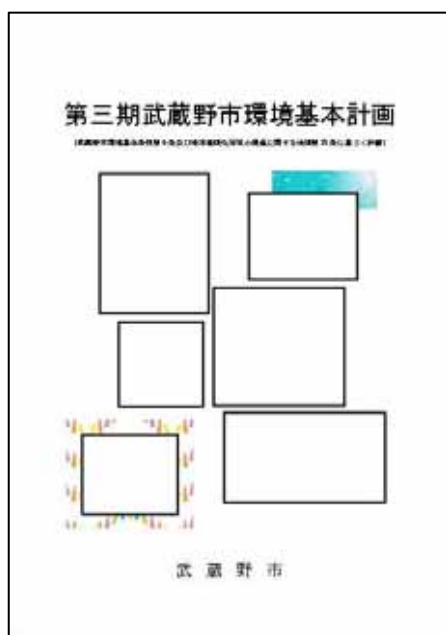


# 第三期武蔵野市環境基本計画

(武蔵野市環境基本条例第5条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づく計画)



武 蔵 野 市



### 表紙の写真

第3回むさしの環境フェスタで実施した親子やさいクイズの様子。

第二小学校に設置した太陽光発電パネル。

生物生息状況調査で観察したカナヘビ。

吉祥寺方式共同集配送センター

第2回武蔵野市みどりの表彰・顕彰制度「より撮りみどりフォトコンテスト」応募作品

『グリーンシャワー』（峰岸紀子氏）

武蔵野市水道部庁舎に設置してある雨水タンク。

### コラム及び31頁の表「あなたもチャレンジ！！目指せCO<sub>2</sub>削減1Kg！」におけるCO<sub>2</sub>削減量について

本計画中、コラム及び31頁の表では、各省エネ項目ごとのCO<sub>2</sub>削減量を求める際、「家庭の省エネ大辞典」（2009.2（財）省エネルギーセンター）に基づいた排出係数を使用しています。

## はじめに

平成 11 年 12 月に第一期環境基本計画が策定されてから 10 年余りが経過しましたが、その間、地球温暖化や生物多様性に代表されるように、地球環境保全のための世界的な動きは、日々変化しています。

特に平成 22 年には、名古屋で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）、メキシコのカンクンで気候変動枠組み条約第 16 回締約国会議（COP16）が開催されました。マスコミでもこれらの話題が取り上げられ、市民の関心もますます高まっています。

昨年わが国は、気象庁の観測史上、最も暑い夏となりましたが、市内の平均気温も、昭和初期の気温と比べると、約 3 度上昇しています。本市では、新たな商業施設や公共施設のオープンにより、まちが大きく様変わりする時を迎え、まちづくりはもちろん事業活動も、環境への配慮の視点がさらに求められています。

市では、第二期環境基本計画で「武蔵野市の気温を 1 度下げよう！」というスローガンを掲げ、環境学習や環境に関する活動の仕組みづくり、緑化、まちづくりなどさまざまな施策を実施してきました。その結果、昨年の市政アンケート調査において、「環境・ごみ対策」は、評価できる施策として第一位の評価をいただいております。

このたび策定した第三期環境基本計画では、以前から行っている地球温暖化対策に加え、生物多様性保全をテーマとして掲げています。計画期間中に行政が取り組む事業を体系立て達成度測定のための指標を設定しました。2050 年度時点での温室効果ガスの 60～80%削減（1990 年度比）や武蔵野市らしい自然の保全・創出を目標として、効果的に施策を展開してまいります。

私達が目指す「エコシティむさしの」の実現のためには、行政の施策だけではなく、市民・事業者の皆様の主体的な取組も不可欠です。計画では、市民生活や事業活動の中で取り組んでいただきたい行動を具体的に示しています。今後もさらに、市民・事業者・行政の協働により、持続可能なまちづくりを進めていきたいと思います。

平成 23 年 4 月 武蔵野市長 邑 上 守 正

# - 目次 -

	頁
1 武蔵野市の目指す環境像	1
(1) エコシティむさしの	1
(2) 「エコシティむさしの」の実現に向けた道すじ	2
2 計画の基本的事項	3
(1) 策定の背景	3
(2) 計画の目的・役割及び位置づけ	4
(3) 計画の期間	5
(4) 計画の対象範囲	5
(5) 市民・事業者・行政（市）の役割	6
(6) 本計画のポイント	7
3 武蔵野市の環境の現状	10
(1) 武蔵野市の概要	10
(2) 武蔵野市の環境政策の動向	11
(3) 武蔵野市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	13
(4) 武蔵野市における温室効果ガス排出の将来の動向	14
(5) 武蔵野市の生物生息状況	17
4 環境方針の展開	20
環境方針1【しくみづくり】	21
環境方針2【ライフスタイル】	24
環境方針3【緑と水】	33
環境方針4【道路・交通】	41
環境方針5【景観・まちづくり】	45
環境方針6【健康・安全】	48
5 計画の推進	53
(1) 進行管理の流れ	53
(2) 計画の推進体制	54
資料	55
資料1 地球温暖化、生物多様性に関する国内外の動向	56
資料2 武蔵野市の環境データ	61
資料3 第二期環境基本計画（改訂版）の目標達成状況	67
資料4 市民アンケート結果	68
資料5 「中間のまとめ」に対する意見	75
資料6 用語説明	88
資料7 武蔵野市環境市民会議 委員名簿、策定経過	94

# 1 武蔵野市の目指す環境像

## (1) エコシティむさしの

環境像とは、武蔵野市が中長期的に目指すまちのあり方です。

市民・事業者・行政（市）の各主体に共通する目標として掲げます。

～ みんなでめざそう・エコシティむさしの～

市民がつくる 持続可能な  
自然の営みを活かす  
安全・安心で健康に生活できるまち

家庭では、太陽光等の自然エネルギーの利用が進んでいます。日用品を購入する際には、本当に必要なものかどうかをよく考え、長く使える良いものを選ぶようになったので、ごみも減っており、資源節約型の生活がすっかり根付いています。

歩道は広くなり、街路樹の木陰も心地よく、歩行者や自転車にとって快適です。近所には自然環境を生かした公園があり、多くの市民が季節の移り変わりを楽しんだり、憩いの場として利用しています。

勤務先のビルは、環境負荷が少なく、長期間にわたって使用できる建築物として評価されています。取引先との会話では、会社の環境配慮の取り組みに関する話題が多くなっています。消費者の志向が、安さや豪華さといった観点から、環境に配慮した製品やサービスに変わってきています。製品の原料の産地や輸送のための移動距離、製品を作ってから廃棄するまでに必要な資源・エネルギーの量、それに安全性、こうした項目に対する消費者の関心が高くなり、生産者と消費者の情報の共有が進み、安全なものづくりが徹底しています。

市の公園や近隣の民有地の緑を市民グループで管理する活動もおこなわれており、雑木林や屋敷林のケヤキ、玉川上水の水辺等、武蔵野市らしい景観が維持されています。また、自宅の周辺に公園、緑地等がバランスよく配置されているとともに、農地も保全されているため、市民にとっての災害時におけるオープンスペースとして安心感を与えています。

生活や事業活動のあらゆる場面で、環境の容量を超えないライフスタイルが無理なく定着しており、武蔵野市は持続可能な発展の軌道に乗り、順調に歩んでいます。

## (2) 「エコシティむさしの」の実現に向けた道すじ

本市は様々な資源や市民活動がぎっしりと凝縮したコンパクトなまちとして、暮らしやすいまち住んでみたいまちという高い評価を得ています。温暖化や生態系の崩壊という地球規模の環境問題は、高度に都市化が進んだ本市において、総合的に解決を図るべき喫緊の課題です。

今後、持続可能性（サステナビリティ）という視点を重視し、地球環境への負荷の低減に向けたまちづくりを進め、現在の高い評価を維持していくため、中長期的なまちのあるべきすがたを見据えた、短期的な施策を定めます。

※「持続可能性」とは「地球の有限性を意識し、環境の許容限度の範囲内において社会経済活動をおこなう」ことをいいます。

### 地球温暖化防止のために、市域の温室効果ガス排出量の大幅な削減を目指します

地球温暖化防止の実現のためには、温室効果ガス排出量を気候に悪影響を及ぼさない水準まで削減することが必要です。

本市では、国や東京都の目標を参考に、中

長期の大幅な削減目標を掲げます。短期的な削減目標は、中期目標達成ための通過点と捉え、計画最終年度である2015（平成27）年度に達成すべき数値とします。

#### <武蔵野市域の温室効果ガス排出量の削減目標>

長期目標：2050（平成62）年度までに、1990（平成2）年度比60～80%削減します。

中期目標：2020（平成32）年度までに、1990（平成2）年度比25%削減します。

短期目標：2015（平成27）年度までに、1990（平成2）年度比11%削減します。

### 生物多様性の保全に配慮した生活・暮らしを営み、武蔵野市の自然を守り、育てます

豊かな生物多様性は生活・暮らしに、様々な恵みをもたらしており、それらを守り育てることは持続可能な都市の構成要素として重要です。

武蔵野市の生活・暮らしは、自給できる食料の量や率を考えれば分かるように、生物多様性に支えられている地球とのつながりなくしては成り立ちません。私たちはそのことを認識し、生物多様性に配慮したライフスタイ

ル、ビジネススタイルへの転換を図ることを目指します。

都市においても、その土地特有の気候や地形、土壌、地下水等の自然環境の基盤があり、それらの特性は自然を回復させる手がかりとなりえます。武蔵野市では、緑の生活環境を維持、拡充し、生態系保全を前提とした自然環境を目指します。

#### <武蔵野市における生物多様性保全に向けた目標>

長期目標：2050（平成62）年度までに、武蔵野市らしい自然を保全・創出します。

中期目標：2020（平成32）年度までに、生物多様性保全に配慮した暮らしへの転換を図ります。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 策定の背景

武蔵野市では、1999（平成 11）年度に環境基本条例を制定、同年に第一期武蔵野市環境基本計画を策定しました。その後、2005（平成 17）年度に改定を行い、2010（平成 22）年度までを計画期間とする第二期武蔵野市環境基本計画を策定、市内の環境保全に取り組んできました。さらに、2007（平成 19）年度の第四期長期計画・調整計画の策定を受け、地球温暖化対策を強化するための改訂を行い、2008（平成 20）年 11 月に、第二期武蔵野市環境基本計画（改訂版）（以下、「前計画」といいます。）を策定しました。

これまで武蔵野市では、京都議定書による日本の削減目標を共有し、前計画において、市における二酸化炭素排出量を「2010（平成 22）年に 1990（平成 2）年レベルから 6%削減する」目標を定めました。

しかしながら、2007（平成 19）年度の確定値では、逆に 11.2%も増加しています。

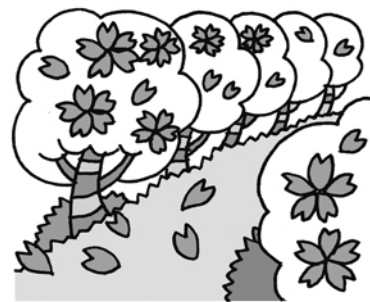
今後は、まち・暮らしの快適さと温室効果ガスの削減を両立する、低炭素社会の視点から、地球温暖化対策のあり方を抜本的に見直す必要があります。

地球温暖化に加え、地球規模の問題となっているのは生態系の崩壊です。人間活動による生物の生息地の破壊や乱獲等による地球上の生物への影響は深刻です。世界的に見ても固有種の多い価値ある日本の自然生態系を、我々は守っていく必要があります。

2010（平成 22）年に名古屋で開催された『生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）』を受けて、国内での取組が進みつつあります。

武蔵野市においては、生物多様性に配慮したライフスタイルを定着させるとともに、武蔵野市の特徴的な自然を守り、後世に残していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、「第三期武蔵野市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。



## (2) 計画の目的・役割及び位置づけ

本計画は、武蔵野市環境基本条例第 5 条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動と協働による環境問題の解決を図るため、目指す方向性（環境像）を共有するとともに、各主体の取組を明確にします。

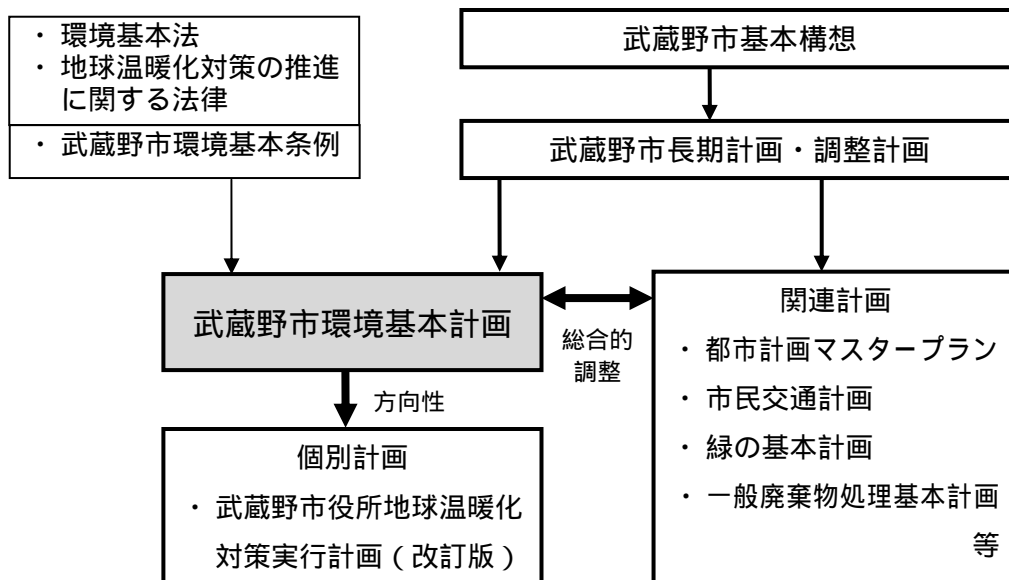
①環境基本法に基づき、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を示します。

②地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に定める地方公共団体実行計画（区域施策編）として、国の定める京都議定書目標達成計画に即して、市における温室効果ガスの排出抑制のための施策を定めます。

③武蔵野市基本構想・長期計画の環境施策に関する実行計画として、各分野の施策について環境面から補完します。

④武蔵野市環境基本条例に基づく環境基本計画として、武蔵野市環境基本条例に示された理念を、現在の環境の状況に合わせて、関連諸計画に方向性を示します。

### 計画の位置づけ

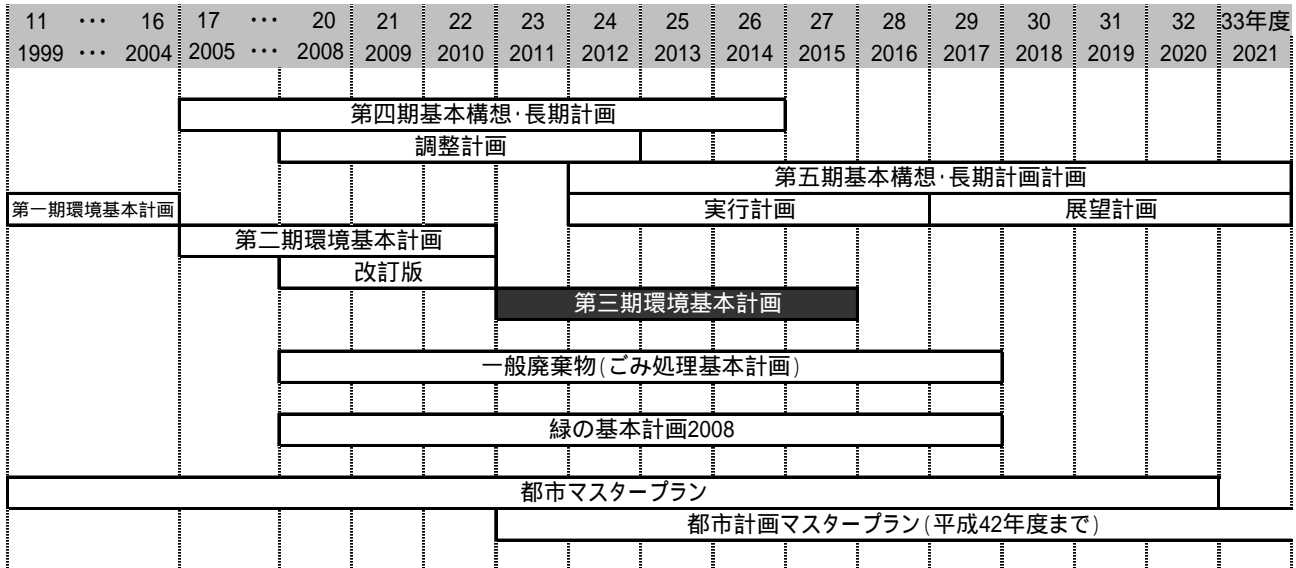




### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年間とします。

計画の期間と見直しのスケジュール



### (4) 計画の対象範囲

計画の対象は、主体（だれが）、範囲（どこで）、要素（何について）、問題の種類（どういう状態なのか）という観点から分類しています。

#### ①活動主体

市民・事業者・行政（市）

#### ②活動範囲

市域（武蔵野市）・周辺（東京都内）・広域（友好都市をはじめとする他地域）

#### ③環境要素

自然的環境要素（生きもの・大気・水・太陽光・土壌等）、社会的環境要素（上下水道・道路・公園・宅地・社会施設・生活習慣等）

#### ④環境問題

地球環境問題（温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・資源枯渇等）自然環境問題（緑の減少・水循環の悪化・生態系の危機等）、生活環境問題（大気汚染・水質汚濁・廃棄物・有害物質・近隣関係・景観等）

## (5) 市民・事業者・行政（市）の役割

私たちの抱えている様々な環境問題は、私たちの日常生活すなわち大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムと密接な関係を持っています。それだけに問題の解決には、市民・事業者・行政（市）がそれぞれの立場から、主体的に行動することが求められます。その上で、環境問題は多様化しており、公共的アプローチだけでは解決が困難な状況もあります。そのため、三者が対等な関係（パートナーシップ）を保ちながら、協働で取り組むことが重要と言えます。

### 市民の役割

市民は日常生活においてエネルギーの節約に心がけ、良好な環境の保全と創造の意識を常に持ち、市が実施する施策に協力します。具体的には、市民一人ひとりが自発的な環境学習によって環境保全意識を持つこと、実際の暮らしを環境効率性の高いものに変えていくこと、環境志向の消費生活に転換すること等が挙げられます。

### 事業者の役割

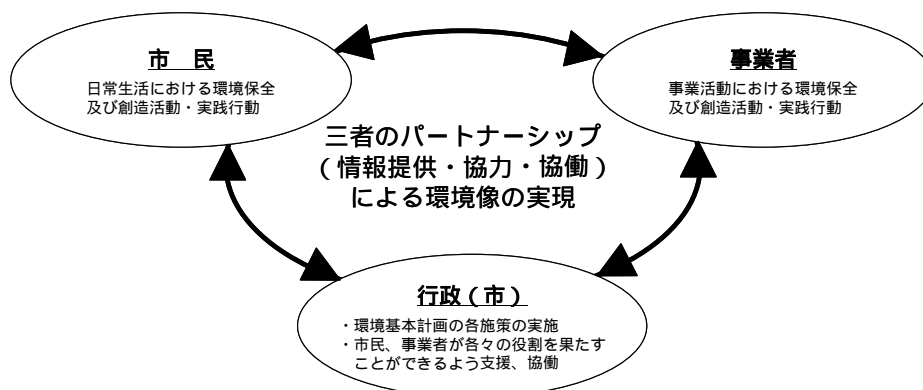
事業者は、環境に配慮した経営を心がけます。具体的には、公害の発生を防止し、環境への負荷の低減を図り、自然環境の保全に努めます。本市の産業は、消費者の商品・サービスの選択に直接関わる小売業を中心とする商業、飲食業が多いので、過剰包装・使い捨て容器の削減、詰め替え商品の提供等、消費者が環境負荷の少ない商品を選択できるような工夫をします。

### 行政（市）の役割

環境基本計画の各施策を実施するとともに、市自らが一つの事業体として、武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画及びISO14001に基づく環境管理等の環境保全行動に率先して取り組んでいきます。広域で共有できる課題の解決については、自治体間での連携を図ります。

さらに、市民や事業者等が各々の役割を果たすとともに、協働で取り組むことができるよう、市は環境に関する情報提供、環境配慮行動への支援と啓発に努めます。

### 市民・事業者・行政（市）の役割の関係



## (6) 本計画のポイント

### 前計画の進捗状況と本計画の目標（達成度指標）

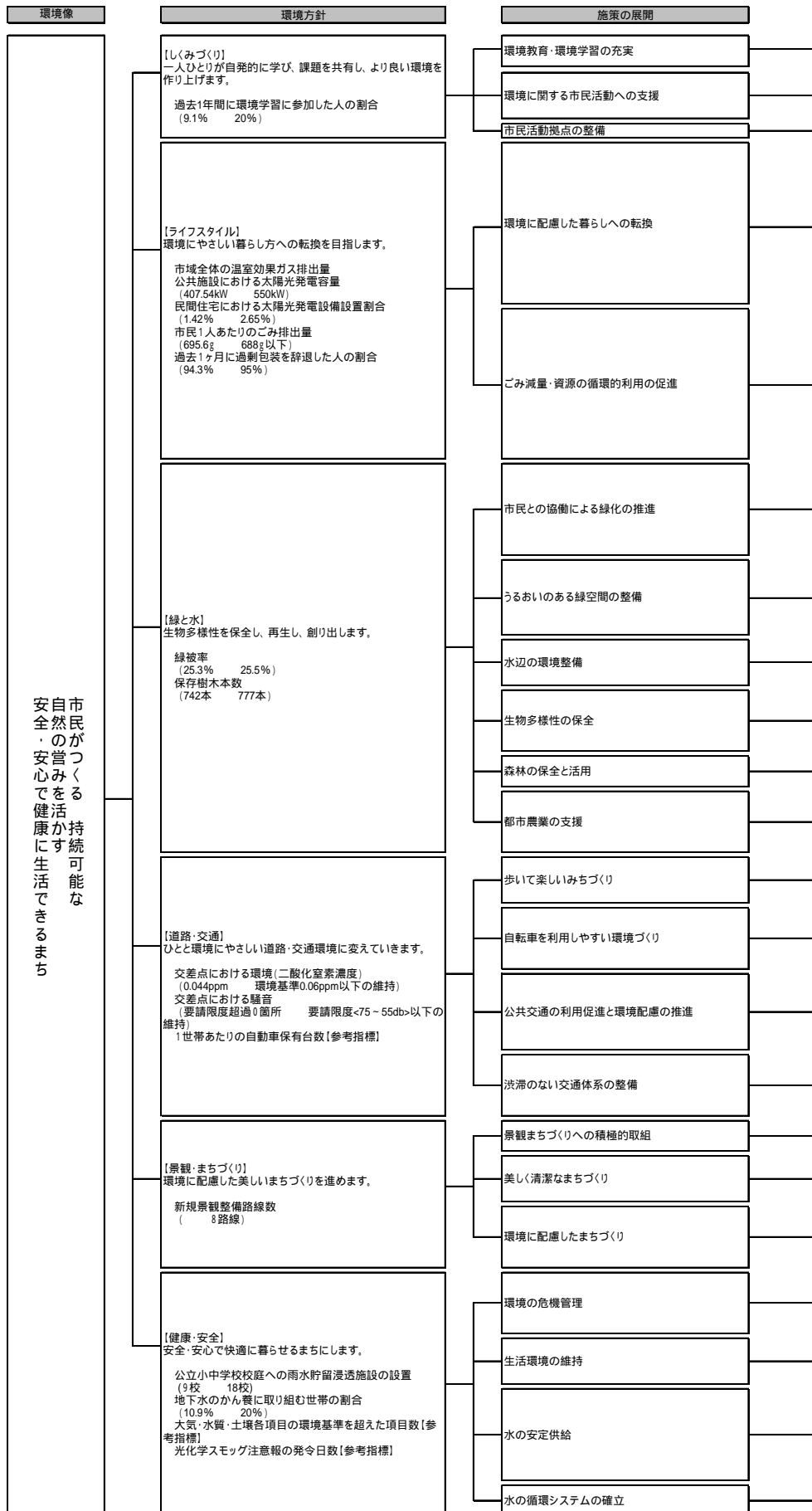
前計画の環境目的（計画期間における達成度指標）ごとに実績を把握し、各施策の取り組み状況等を踏まえ、本計画最終年度における目標値（達成度指標）を定めました。

環境方針	項目	第二期（改訂版）の目標値	実績値（平成21年度値）	評価	第三期の目標値
【づくり・しくみ】	過去1年間に環境学習に参加した人の割合	10%	9.1%*1	×	20%
	こどもエコクラブの数	10	8	×	-
【ライフスタイル】	市域全体の温室効果ガス排出量	1990年比-6% (526.7千t-CO <sub>2</sub> 以下)	1990年比+11.2%*1 (622.9千t-CO <sub>2</sub> )	×	1990年比-11% (498.0千t-CO <sub>2</sub> )
	公共施設における太陽光発電設備容量	400kW	378.01kW*2	△	550kW
	民間住宅における太陽光発電設置住宅割合	1.2%	1.42%	○	2.65%
	市民一人1日あたりのごみ排出量	722g以下	695.6g	○	688g以下
	過去1ヶ月に過剰包装を辞退したことの人の割合	90%	94.3%*1	○	95%
【緑と水】	緑被率	24.5%	25.3%*1	○	25.5%
	保存樹木の本数	720本	742本	○	777本
	屋上緑化等を導入した市の公共施設	8施設	5施設	×	-
	公有地の緑被地面積、 民有地の緑被地面積	公有地 93.765 ha 民有地 169.20 ha	-	-	-
【道路・交通】	交差点における環境基準 (窒素酸化物濃度/騒音・振動結果)	環境基準の維持	0.012mg/100c m <sup>3</sup> /日 超過0箇所	○	-
	交差点における環境（二酸化窒素濃度）【新規】	-	0.044ppm	-	環境基準の維持 (0.06ppm以下)
	交差点における騒音【新規】	-	要請限度(75~55db)の維持	-	要請限度(75~55db)の維持
	1世帯あたりの自動車保有台数	0.65台	0.599台	○	【参考指標】
【景観・まちづくり】	電線類地中化延長	6.0%	6.0%	○	8路線
【健康・安全】	下水道の耐震改修箇所数	740箇所	717箇所	×	-
	公立小中学校校庭への雨水貯留浸透施設の設置【新規】	-	9校	-	18校
	地下水のかん養に取り組む世帯の割合	20%	10.9%*1	×	20%
	大気・水質・土壌各項目の環境基準を超えた項目数【参考指標】	-	1項目超過	-	-
	光化学スモッグ注意報の発令日数【参考指標】	-	6日	-	-

\*1 過去1年間に環境学習に参加した人の割合、過去1ヶ月に過剰包装を辞退したことの人の割合、地下水のかん養に取り組む世帯の割合（環境基本計画策定に伴う市民意識調査によるデータ）、及び緑被率（自然環境等実態調査によるデータ）は、平成22年度データです。市域全体の温室効果ガス排出量は、平成19年度値です。

\*2 公共施設における太陽光発電設備容量については、平成22年度に第六中学校に30kWを設置することで、目標を達成する予定です。

# 本計画の構成 < 環境方針と施策体系 >



環境方針の は、計画最終年度の達成度指標 (実績値 目標値)

事業	細事業
環境教育・環境学習に関する方針の検討	生涯を通じた環境学習プログラムの作成 / 環境教育・環境学習に関する情報の体系化
環境教育・環境学習の推進	わかりやすい情報提供 / 体験型環境教育の充実 / 幅広い対象に対する環境学習機会の拡充 / 幅広いテーマに関する環境学習機会の拡充
自発的な活動を促す仕組みづくり	
市民・事業者・行政のネットワークづくり	
市民・事業者の協働による事業の推進	環境保全に関する市民団体との協働事業
市民活動拠点のあり方の検討	
新エネルギーの導入の推進	エコライフ体験機器(おひさま発電キット)貸出の実施 / 新エネルギー設備を導入するための補助等の継続
環境配慮型ライフスタイルの啓発	省エネ資機材に関する情報の提供 / 省エネの取組に関する定期的な広報 / 環境配慮型自動販売機への誘導策の研究 / 表彰等による省エネへの取組の推進 / 温室効果ガス排出削減のための環境学習の拡充 / 消費生活講座の充実
環境配慮行動普及のための制度の充実	省エネ製品への買い替えを促進するための補助
事業所の環境経営の普及促進	グリーンパートナー制度の充実
環境配慮自動車の普及促進	環境配慮自動車の導入促進 / カーシェアリングの普及・啓発 / エコドライブの普及・啓発
雨水の利用推進	民間住宅への設備導入の支援
公共施設における環境負荷軽減施策の実施	太陽光発電等自然エネルギー設備の設置促進 / バイオフィーゼル等バイオマス燃料の使用、ごみ発電等の新たなエネルギー利用の検討 / 省エネ設備(照明、空調、給湯器)・工法の導入の徹底 / 雨水利用設備の設置の推進 / 公用車の環境配慮自動車への移行 / 省エネの取組に対するインセンティブ付与の検討 / グリーン電力の利用
環境マネジメントシステムの効果的な運用の検討	
ごみ発生抑制策の強化	容器・包装使用削減の推進 / レジ袋削減キャンペーンの実施
資源としての再利用・再利の推進	
ごみ減量・分別の普及啓発、情報発信機能の強化	
排出・拡大生産者責任の明確化	
自発的なごみ減量化、市内美化活動への支援	
緑のリサイクル事業の推進	
リサイクル推進方策の検討	生ごみの有効利用の検討 / スーパー等による店頭回収の推進
クリーンセンター建替え計画の検討 (効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討)	
エコセメント事業の支援	
新たな緑創出のための施策の調査・研究	
市民による公園管理、緑化事業の推進	
自然環境センター(仮称)設置の検討	トラストやファンドのあり方の検討・実施 / 緑のサポーター制度活用の推進
緑ボランティア団体支援のあり方の検証	
民有緑地の保全制度の評価・見直し	
民有地での緑化の推進	建物の緑化の推進 / グリーンカーテンの推進
公共施設の緑化の推進	学校の緑環境の整備 / 道路の緑環境の整備 / 公共施設の緑化基準の策定
グリーンパーク緑地の拡充整備	
公園・緑地の新設と拡充	
公園・緑地リニューアル計画に基づいた公園整備	
緑のネットワーク化の推進	
仙川水辺環境の整備(仙川リメイク)	
千川上水整備基本計画の推進	
玉川上水の保全と整備への協力	
生物多様性についての情報提供、啓発	
生物多様性についての環境学習機会の提供	
計画的な生物生息状況調査の実施に向けた検討	
生物多様性保全のための空間整備の研究	生物多様性保全のための方針の検討
森林保全事業の展開	
二酸化炭素(CO2)吸収源としての森林経営の検討	広域的な協力体制でのカーボン・オフセットの研究
農地の保全	登録農地制度の活用 / 後継者、認定農業者の育成支援
市内農産物の産地地消の促進	産地地消を中心とする安定的な流通・販売経路確保の支援
環境に配慮した安全・安心への支援	環境保全型農業用資機材購入補助
都市農業と市民のふれあいの強化	農業体験機会の充実 / 農作業支援、農地周辺の環境保全支援など市民ボランティアによる振興制度の検討 / 農業を通しての食育の推進
歩道の整備	
歩道上へのベンチの設置	
景観に配慮した歩行者道路ネットワークの整備	
駐輪場の確保と利用形態の工夫	駐輪場整備の推進 / 放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発事業の実施
自転車の走行環境の整備	
自転車の安全走行の啓発	自転車安全利用促進のための講習会の実施 / 自転車の運転マナー等の啓発
地域公共交通とのバランスを図った自転車利用の推進	
地域公共交通総合連携計画の推進	
ムーバス車両の改善	
パークアンドバスライドの推進	
バスの定時運行のための施策の推進	
低公害バスの導入促進	
「第2次交差点すいすいプラン」の推進の要請	
三駅周辺リニューアルの検討	
吉祥寺駅周辺の荷物き車庫対策の推進	
交差点の改良及びバスベイスの設置	
都市計画マスタープランに基づく景観まちづくりの推進	電線類地中化の推進 / 景観に配慮した街路灯の設置 / 違法屋外広告物の取り締まり・指導
景観整備の推進	
まちの美化意識の高揚と実践機会の継続	
生活道路の整備	市道の整備及び改修の計画的推進 / 区画道路の整備の推進 / 狭あい道路整備の推進
迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進	喫煙マナーアップの推進 / 落書き消去と防止策の推進
まちづくりへの環境共生理念の導入	まちづくりに関する計画への位置づけ
公共施設の長寿命化・計画的改修の推進	
公的住宅建替えに伴う環境の整備	
環境配慮や環境性能を評価したまちづくりの推進	ライフサイクルアセスメントの検討 / 環境配慮や環境性能を評価するシステムの研究
浸水対策	雨水貯留施設の設置
公共下水道の耐震性の向上	
安全・安心な住まいづくりの推進	
有害性物質の適正な管理及び指導	
生活公害の防止、解決施策の検討	
公共下水道施設の計画的維持管理	
下水臭気対策の推進	
排水量の確保	
配水管網整備の推進	
直結給水方式の整備	
浄水場施設・水源施設の維持・更新	
災害時のバックアップ機能の整備	
水源林の保全	
都市における雨水浸透機能の強化	雨水貯留浸透施設の設置の推進
合流式下水道排水の水質改善	合流改善施設の設置

### 3 武蔵野市の環境の現状

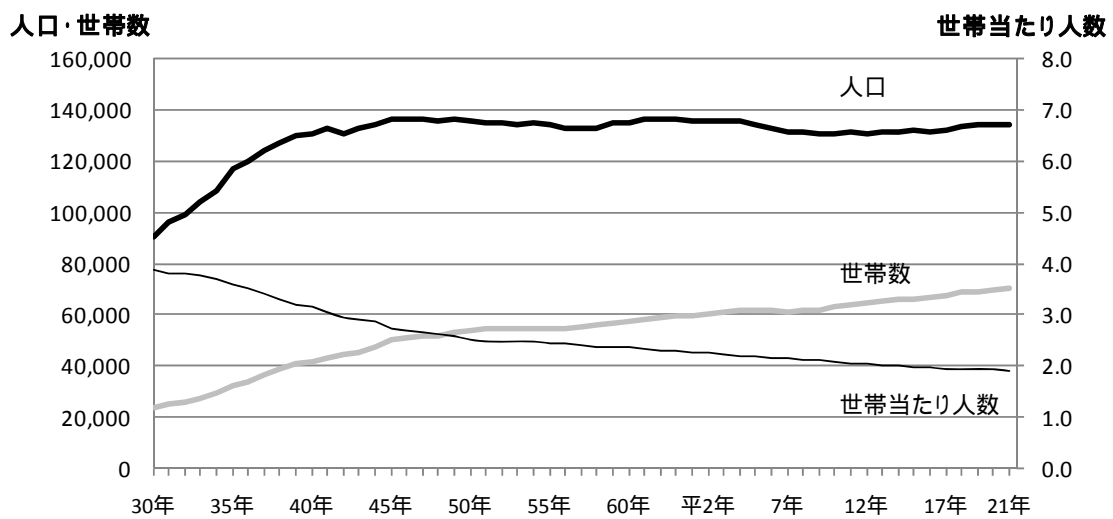
#### (1) 武蔵野市の概要

本市は、東京都特別区の西部に接し、都庁のある新宿から約12kmの西方に位置しています。面積は10.73km<sup>2</sup>で、2009（平成21）年1月1日現在の人口は134,422人で、全国784

市の中で第二位の人口過密都市です。本市の都市構造はコンパクトなまちとして、暮らしやすいまち、住んでみたいまちとして高い評価を得ています。



武蔵野市の人口、世帯数、世帯当たり人数の推移



資料：「平成21年版武蔵野市地域生活環境指標」環境生活部市民課資料

## (2) 武蔵野市の環境政策の動向

西暦	年度	武蔵野市の主な環境政策	
		計画	施策
1971	昭 46	・公害防止に関する条例制定	
1972	昭 47		・むさしのジャンボリー開始
1973	昭 48		・武蔵野自然クラブ（昆虫教室・植物教室）発足
1977	52		・透水舗装事業開始 ・資源物分別収集（古紙類）開始
1978	53		・野鳥の森公園開園 ・資源物集団回収助成制度開始
1982	57		・長野県川上村に少年自然の村（現：自然の村）開設
1983	58	・武蔵野市立公園条例制定 ・環境浄化に関する条例制定	
1984	59		・武蔵野クリーンセンター完成
1986	61		・玉川上水清流復活 ・接道部緑化助成事業開始
1987	62		・電気自動車の導入（環境庁指定第1号）
1989	平成		・千川上水清流復活
1991	3		・資源物拠点回収開始
1993	5		・電線類地中化事業開始
1994	6	・「大木・シンボルツリー2000計画」策定	・関前公園（トンボ池を併設）開園 ・雨水浸透施設助成制度開始 ・市役所本庁舎への太陽光発電設備（1.8kW）設置
1995	7		・コミュニティバス「ムーバス」（吉祥寺東循環）運行開始 ・全市立小学校で「セカンドスクール」実施
1996	8	・雨水流出抑制施設設置要綱制定 ・武蔵野市緑の基本計画策定	・クリーンセンターのダイオキシン類対策工事（平成12年まで）
1997	9		・ムーバス2号路線（吉祥寺北西循環）運行開始 ・事業系ごみ全面有料化実施
1998	10	・一般廃棄物処理基本計画策定	・木の花小路公園開設、同公園が緑の都市賞を受賞 ・仙川水辺環境整備事業開始 ・ロシア連邦ハバロフスク地方への市民植林団派遣
1999	11	・環境基本条例制定 ・第一期環境基本計画策定	・「そーらの家」に太陽光発電設備（3.3kW）設置 ・千川小にビオトープ設置 ・ムーパーク設置
2000	12	・都市マスタープラン策定 ・環境マネジメントシステムISO14001認証取得	・関前南小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ムーバス3号路線（境南東/境南西循環）運行開始 ・第五小、境南小にビオトープ設置 ・駐輪場で自転車のレンタル開始 ・ごみ収集車に天然ガス車導入 ・生物生息状況調査報告書発行
2001	13	・第2次住宅マスタープラン策定	・市立商工会館に燃料電池（4.5kW）設置 ・本宿小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・桜野小に太陽光発電設備（10kW）設置 ・市役所車庫棟に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ムーバス4号路線（三鷹駅北西循環）運行開始 ・市民の森公園開園 ・第三小、本宿小にビオトープ設置 ・二俣尾武蔵野市民の森整備事業開始

西暦	年度	武蔵野市の主な環境政策	
		計画	施策
2002	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策実行計画策定</li> <li>第2次市民交通計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電設備設置助成制度開始</li> <li>エコライフ体験機器の貸し出し事業開始</li> <li>親子棚田体験事業開始</li> <li>井之頭小に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>市民の森公園に太陽光発電設備（3kW）設置</li> <li>第四小、井之頭小にビオトープ設置</li> <li>人にやさしいみちづくり事業開始</li> <li>朝一番隊開始</li> </ul>
2003	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理基本計画調整計画策定</li> <li>地球温暖化防止のための環境行動計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンパートナー事業開始</li> <li>公立保育園「涼環境」創出事業開始</li> <li>家族長期自然体験事業開始</li> <li>第四小に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>耐震アドバイザー派遣制度開始</li> <li>第一小、第二小、関前南小、桜野小にビオトープ設置</li> </ul>
2004	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四期基本構想／長期計画策定</li> <li>自転車等総合計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの有料化、戸別収集事業開始</li> <li>奥多摩・武蔵野の森事業開始</li> <li>大野田小に太陽光発電設備（20kW）、燃料電池（1kW）設置</li> <li>ムーバス5号路線（境西循環）運行開始</li> <li>吉祥寺西公園開園</li> <li>吉祥寺北町公園、はなもみじ公園開園</li> <li>喫煙マナーアップキャンペーン開始</li> </ul>
2005	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二期環境基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉祥寺本町在宅介護支援センターに燃料電池（1kW）設置</li> <li>境南小に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>境山野緑地開園</li> <li>大野田小にビオトープ設置（小学校全校に設置完了）</li> <li>むさしの自然観察園（北町ビオトープ）開園</li> <li>ムーバス5号路線（武蔵境/東小金井線）運行開始</li> <li>クリーンセンター、地球温暖化対策計画策定</li> </ul>
2006	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興基本計画策定</li> <li>吉祥寺グランドデザイン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三小学校に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>ムーバス6号路線（吉祥寺/三鷹線）、7号路線（三鷹/武蔵境線）運行開始</li> <li>農業ふれあい公園開園</li> <li>市役所本庁舎車庫棟の一部を屋上緑化</li> </ul>
2007	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四期長期計画・調整計画策定</li> <li>一般廃棄物処理基本計画改定</li> <li>緑の基本計画改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎西棟完成、使用開始</li> <li>第五小学校に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>第一小学校校庭の一部（334㎡）、第三中学校の一部（504㎡）を芝生化</li> <li>境冒険遊び場公園開園</li> <li>新エネルギー、省エネルギー機器設置助成制度開始</li> </ul>
2008	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二期環境基本計画（改訂版）策定</li> <li>市役所地球温暖化対策実行計画（改訂版）策定</li> <li>まちづくり条例制定</li> <li>下水道総合計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一小学校に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>F&amp;Fビルへのドライミスト装置の設置助成</li> <li>二酸化炭素排出削減行動助成制度開始</li> </ul>
2009	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>新武蔵野クリーンセンター建設計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二小学校に太陽光発電設備（30kW）設置</li> <li>桜野小学校に太陽光発電設備（10kW）設置（寄贈受入）</li> <li>第三小学校校庭の一部（455㎡）を芝生化</li> <li>太陽光発電支援モデル事業の試行</li> <li>事業者向け省エネルギー設備導入資金の融資あっせん制度開始</li> <li>レジ袋削減キャンペーンの実施</li> </ul>



### (3) 武蔵野市における温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量

#### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の算定方法

市域からの温室効果ガス排出量の削減に取り組むためには、まず排出の実態を把握する必要があります。そのため、排出基準年になる1990(平成2)年度、2000(平成12)、2006(平成18)、2007(平成19)年度の温室効果ガスの排出量を算定しました。

算定方法は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(2009年環境省)」に準ずるものとし、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を対象としました。

#### 2007(平成19)年度の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量

2007(平成19)年度の全国、東京都、武蔵野市の部門別二酸化炭素排出量は、下記円グラフのとおりです。

武蔵野市における2007(平成19)年度の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、622.9千t-CO<sub>2</sub>とな

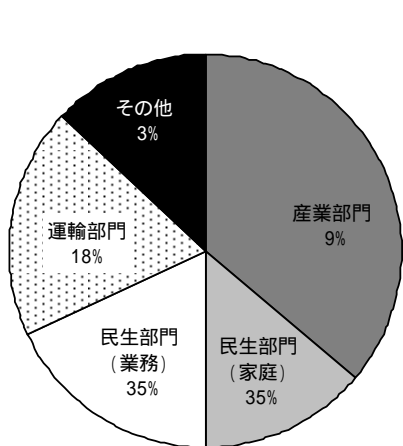
っています。部門別構成比をみると、民生部門の割合が大きく、家庭部門が35%、業務部門が35%となっています。家庭やオフィス、事務所、店舗等の事業所からの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出が多いことが分かります。

#### 武蔵野市の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量部門別構成(2007年度)

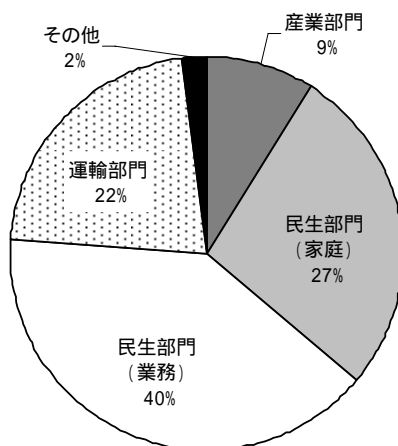
<全国>

<東京都>

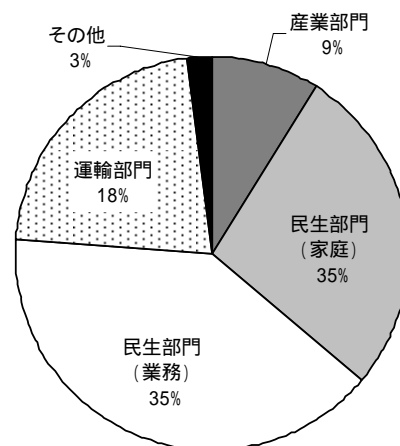
<武蔵野市>



1,303.5百万t-CO<sub>2</sub>



6,506.0万t-CO<sub>2</sub>



622.9千t-CO<sub>2</sub>

資料：【全国】「2007年度(平成19年度)の温室効果ガス排出量(確定値について)」(環境省)

【東京都】「都における温室効果ガス排出量総合調査(2007年度実績)」(東京都環境局、2010年1月)

## 市民一人あたりの温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

2007(平成19)年度の市域の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を市民一人当たりで割った量は、12.7kg-CO<sub>2</sub>であり、前年の2006(平成18)年度と比べ1.6 kg-CO<sub>2</sub>増加しています。

### 市民一人あたりの温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

	190 年度	2006 年度	2007 年度
市域全体の排出量（千 t-CO <sub>2</sub> /年）	560.3	533.5	622.9
人口（人）	135,519	132,179	134,074
市民一人あたり排出量（kg-CO <sub>2</sub> /年）	4,134.4	4,036.1	4,645.8
市民一人1日あたり排出量（kg-CO <sub>2</sub> /日）	11.3	11.1	12.7

資料：【人口】「平成21年版武蔵野市地域生活環境指標」環境生活部市民課資料

## 前計画における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減目標との比較

前計画における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減目標は、1990年比6%減と設定していましたので、2007(平成19)年度の排出量(622.9千t-CO<sub>2</sub>)に対して、96.2万t-CO<sub>2</sub>(15.4%)のさらなる削減が必要です。

また、前計画では、市民一人あたりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を1kg削減するという行動目標を掲げていましたが、前述のとおり達成できていません。

## (4) 武蔵野市における温室効果ガス排出の将来の動向

### 温室効果ガス排出量の算定・将来推計

2020(平成32)年度の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量については、今後予想される動向を考慮し、将来推計を行いました。推計にあたっては、武蔵野市の特性を反映するため、市内の

世帯数及びごみ排出量の将来推計値を用いました。また、その他の各部門の排出量については東京都全体の将来推計値の伸びを採用しました。

### 将来推計の結果

将来の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、2015(平成27)年度に638.8千t-CO<sub>2</sub>となり、2007(平成19)年度から15.9千t-CO<sub>2</sub>増加すると推計

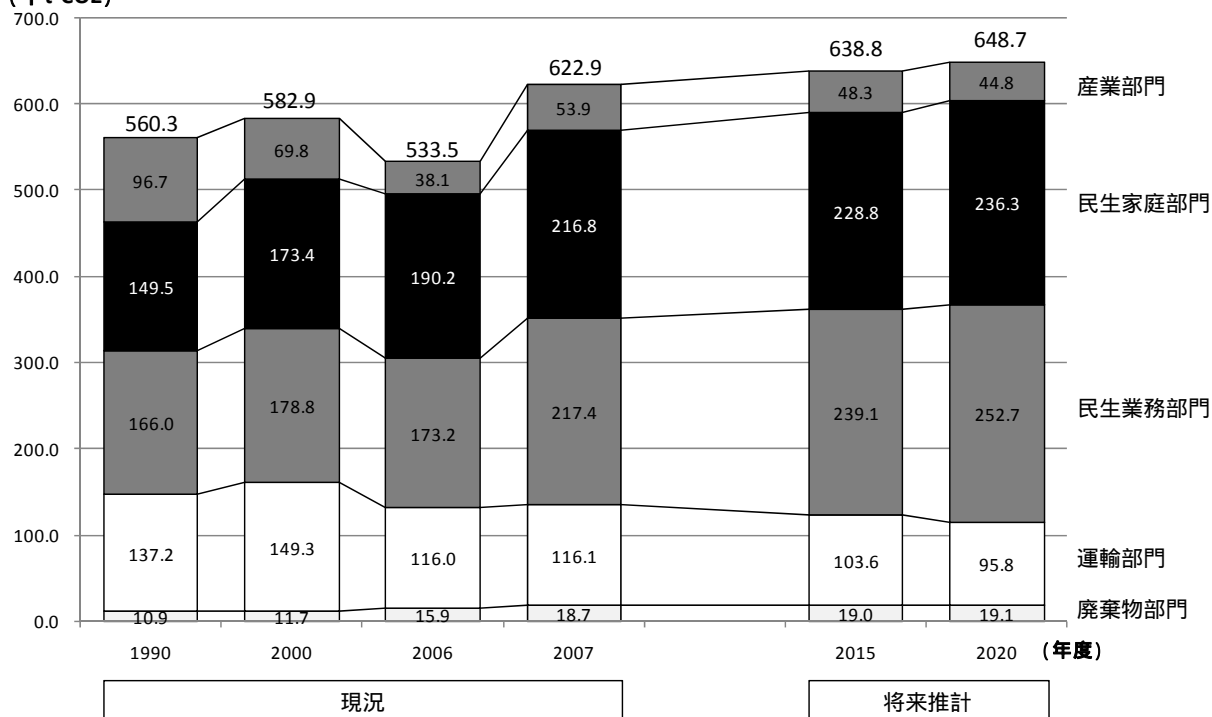
されました。2020(平成32)年度にはさらに増加し、648.7千t-CO<sub>2</sub>(1990年度比15.8%増、2007年度比4.1%増)と見込まれます。

## 武蔵野市における二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の将来推計結果

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

部 門	1990年度	2000年度	2006年度	2007年度		2015年度(将来推計)			2020年度(将来推計)						
				1990年度比	2000年度比	1990年度比	2000年度比	2007年度比	1990年度比	2000年度比	2007年度比				
産業	農業	0.2	0.1	0.1	0.1	40.4	40.4	0.1	36.2	62.8	89.6	0.1	33.6	58.2	83.1
	建設業	22.7	13.4	11.0	23.1	101.5	101.5	20.7	90.9	153.9	89.6	19.2	84.3	142.7	83.1
	製造業	73.8	56.2	27.1	30.8	41.7	41.7	27.6	37.4	49.1	89.6	25.6	34.7	45.5	83.1
	計	96.7	69.8	38.1	53.9	55.8	55.8	48.3	50.0	69.3	89.6	44.8	46.3	64.2	83.1
民生	家庭	149.5	173.4	190.2	216.8	145.0	145.0	228.8	153.1	131.9	105.6	236.3	158.1	136.3	109.0
	業務	166.0	178.8	173.2	217.4	130.9	130.9	239.1	144.0	133.7	110.0	252.7	152.2	141.3	116.3
	計	315.5	352.2	363.5	434.1	137.6	137.6	467.9	148.3	132.9	107.8	489.0	155.0	138.9	112.6
運輸	自動車	131.1	145.5	112.0	111.3	84.9	84.9	99.2	75.7	68.2	89.2	91.7	70.0	63.1	82.5
	鉄道	6.1	3.8	4.0	4.9	79.4	79.4	4.3	70.8	113.6	89.2	4.0	65.4	105.0	82.5
	計	137.2	149.3	116.0	116.1	84.7	84.7	103.6	75.5	69.4	89.2	95.8	69.8	64.1	82.5
廃棄物	10.9	11.7	15.9	18.7	171.5	171.5	19.0	174.1	162.6	101.6	19.1	175.8	164.2	102.5	
総合計	560.3	582.9	533.5	622.9	111.2	111.2	<b>638.8</b>	114.0	109.6	102.6	<b>648.7</b>	115.8	111.3	104.1	

**温室効果ガス排出量  
(千t-CO<sub>2</sub>)**



### 短期目標の達成に必要な削減量

2015(平成27)年度における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量が短期目標である(498.0千t-CO<sub>2</sub>以下)達成するためには、現状よりも対策を講

じない場合の推計値に対して、140.8千t-CO<sub>2</sub>の削減が必要です。

#### ●武蔵野市の温室効果ガス排出量の削減目標(短期目標)と必要な削減量

[単位:千t-CO<sub>2</sub>]

項目	1990年度 (基準値)	2015年度		
		現状推計	短期目標数値	削減必要量
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	560.3	638.8	498.0 (90年度比△11%)	△140.8

### 2015(平成27)年度における削減必要量の内訳

2015(平成27)年度における、部門別の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出削減必要量は、次表の

とおりです。(取組の遅れている民生部門(家庭・業務系部門)での必要量を試算しました。)

対策想定	削減必要量	備考
家庭部門での省エネルギー活動	32.8	1kg/日×365日×138,300人×65%
業務部門での省エネルギー活動	4.8	191千t-CO <sub>2</sub> /年×5%×50%
エネルギー供給者の排出係数削減活動	103.2	
合計	140.8	

家庭系部門・業務系部門の取組は、前計画における行動目標を継続するものとし、その取組範囲を拡大します。家庭系部門で新たに

65%の世帯、業務系部門で新たに50%の事業所が、行動目標に取り組み、達成する必要があります。



## (5) 武蔵野市の生物生息状況

### 平成12年度武蔵野市生物生息状況調査

市全域を対象とした生きもの調査として、平成12年度に、市内の動植物に詳しい専門家

により、文献および実踏調査を実施しています。以下にとりまとめ形式の一覧を示します。

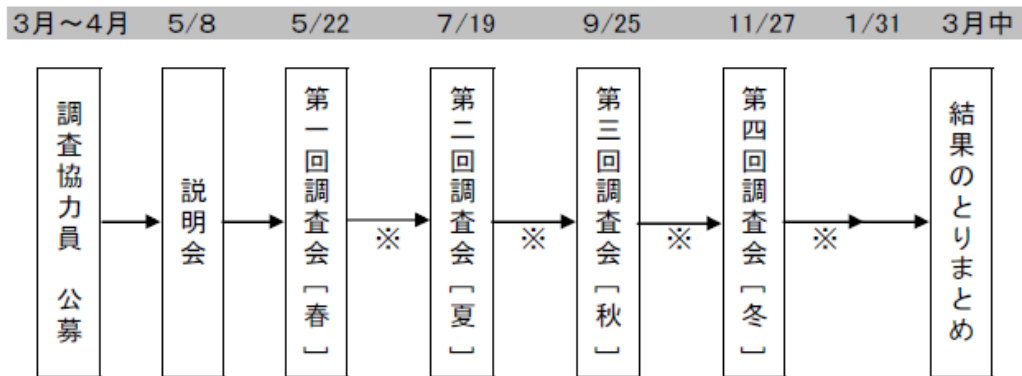
調査項目 分類群	調査手法		調査者		調査年次	調査地	データの種類			
	現地調査	文献等	専門家	一般ボランティア			目録・リスト	位置情報		過去調査との比較
								文字	地図	
昆虫										
全般	-	-	-	-	1999-2000	市内をルートセンサスで調査			-	
トンボ類				-	1985-2000	井の頭公園池 善福寺公園池 石神井公園池				戦前との比較
チョウ類				-	2000	井の頭公園 善福寺公園 石神井公園				戦前との比較
甲虫類				-	2000	井の頭公園 善福寺公園				戦前との比較
真性クモ類	-	-	-	-	2000	市内12箇所の公園・緑地 (調査日と調査地が連動)			-	
鳥類相										
全般	-	-	-	-	2000	水辺3箇所、公園および周辺2箇所、町中(商店街、住宅街)5箇所			-	
ツバメ	-				1990-2000	市全域の住宅街など、繁殖巣がありそうな所	-			10年間の動向
両生・は虫類	-	-	-	-	1998-2000	市内各所			-	
植物	-	-	-	-	2000	市内13箇所の公園、緑地、上水、路傍など			-	
キノコ	-	-	-	-	1994-2000	市内各所			-	

## 平成 22 年度武蔵野市生物生息状況調査（生きもの調査）

66 種の調査対象種について、武蔵野市を特徴付ける 9 つの環境区分とも関連させ、生息状況を調査しました。動植物に詳しい専門調査員と主に市民から公募した調査協力員によ

り、年 4 回の調査会でデータを収集する他、調査会以外には調査協力員が観察し、記録しました。

### 調査の流れ



※調査協力員による観察記録

### 環境区分

環境区分	環境区分の概要・特徴
樹林環境	屋敷林や社寺林などの樹林がまとまっている環境。 市内には、ケヤキやクヌギなど自然度の高い二次林が残っている。 保存樹林や保存樹木、憩いの森などに指定されている樹林がある。
並木環境	街路樹が整備されている環境。市内には、高木と植栽帯が一体的に整備されているまちなみがある。
大木・シンボルツリー	長い年月をかけて育成してきた大木や、まちのシンボルとなっている樹木のこと。
生垣環境	主に民有地の接道部に整備された生垣。保存生垣に指定されている生垣もある。
公園環境	都や市など管理者に係わらず、市内にある公園のこと。 小金井公園、武蔵野中央公園、井の頭恩賜公園等は、市の緑の拠点となっている。
農地環境	市内中央部に多く分布する農地のこと。 屋敷林と農地が一体となった景観も多い。
宅地・庭先	宅地内の樹木や花木や花壇など。
水辺環境	玉川上水、千川上水、千川沿いの水辺と周辺の緑が一体となった環境。 特に仙川は自然護岸として整備されている。
ビオトープ	市内 12 校の小学校等に整備されたビオトープのこと。

### 調査会での5ルート

ルート名称	主な環境区分
A.桜堤・関前ルート	樹林環境 水辺環境 等 仙川や、玉川上水、境山野緑地等、水と緑の環境が多い。
B.境南町ルート	公園環境 宅地・庭先等 ルートに宅地が多くある。
C.グリーンパーク緑地ルート	樹林環境 並木環境 公園環境 等 ルート上の緑地には ビオトープもある。
D.吉祥寺北町ルート	樹林環境 公園環境 水辺環境 等 農地環境も比較的存在している。
E.井の頭ルート	樹林環境 並木環境 公園環境 水辺環境 等 都立井の頭恩賜公園の大きい緑環境がある。

### 調査会でのデータ集計結果

第1回	ほ乳類	鳥類	両生類	魚貝類	は虫類	昆虫類	木本	草本	その他	合計
A.桜堤・関前ルート	0	5	1	1	1	4	48	20	0	80
B.境南町ルート	0	9	1	0	0	15	34	7	0	66
C.グリーンパーク遊歩道ルート	0	7	0	1	0	14	31	20	1	74
D.吉祥寺北町ルート	0	6	0	1	0	11	32	26	9	85
E.井の頭ルート	0	11	0	1	1	11	0	1	0	25
全体	0	17	2	2	2	40	88	62	10	223
第2回	ほ乳類	鳥類	両生類	魚貝類	は虫類	昆虫類	木本	草本	その他	合計
A.桜堤・関前ルート	0	6	1	0	0	11	46	33	0	97
B.境南町ルート	0	6	0	0	0	4	62	20	0	92
C.グリーンパーク遊歩道ルート	0	2	0	0	0	8	26	11	0	47
D.吉祥寺北町ルート	0	4	1	0	0	15	11	13	5	49
E.井の頭ルート	0	7	1	0	1	28	12	19	1	69
全体	0	13	2	0	1	46	112	71	6	251
第4回	ほ乳類	鳥類	両生類	魚貝類	は虫類	昆虫類	木本	草本	その他	合計
A.桜堤・関前ルート	0	3	0	0	0	3	59	33	1	99
B.境南町ルート	0	7	0	0	0	0	20	0	0	27
C.グリーンパーク遊歩道ルート	0	8	0	0	0	6	29	5	0	48
D.吉祥寺北町ルート	0	6	0	0	0	9	23	13	3	54
E.井の頭ルート	0	19	0	0	0	0	23	10	0	58
全体	0	23	0	0	0	16	109	51	3	202

第3回調査会は、悪天候により中止となった（専門調査員によりデータを補充）。

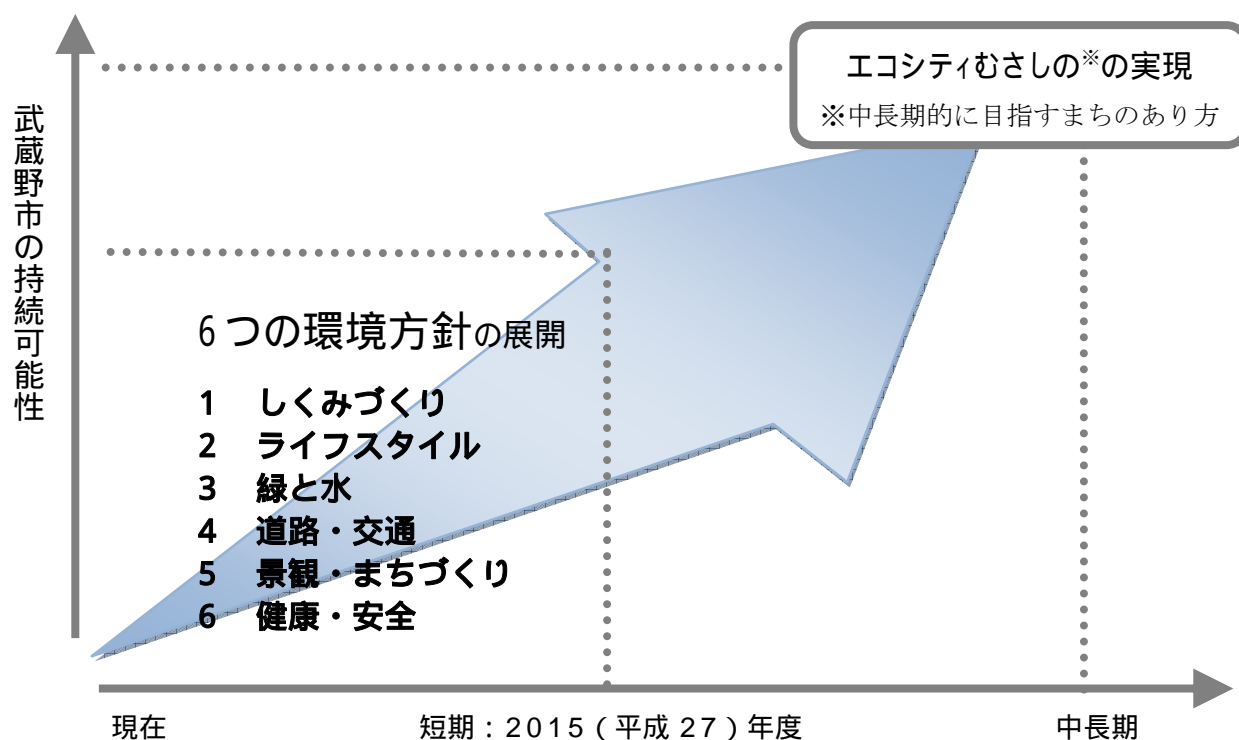
調査会で見られた生きもののうち、調査対象種は以下の通りでした。調査会を日中に開催したことから、夕方活発に活動するコウモリなどのほ乳類は見られませんでした。

調査対象種	ほ乳類	鳥類	両生類	魚貝類	は虫類	昆虫類	木本	草本	その他	合計
春	0	9	0	1	2	4	16	16	0	48
夏	0	3	2	0	0	34	59	33	4	135
冬	0	8	0	0	0	9	41	28	2	88

## 4 環境方針の展開

目指す環境像「エコシティむさしの」の実現を目指し、長期的な道すじに沿って6つの方針を掲げ、各主体一丸となって取組を進めます。

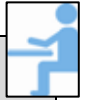
「エコシティむさしの」の実現に向けた環境方針の展開（イメージ）



各環境方針別の記載内容

項目	内容
環境の現状と課題	当該環境方針に関連する環境や取組の現状を示し、これからの取組に向けての課題を確認します。
環境目的 (達成度指標)	計画期間である2015（平成27）年度までに達成すべき指標・目標値を掲げます。
行政（市）の取り組み	各施策の説明、事業・細事業、各主体（市・市民・事業者）の役割分担を示します。
市民・事業者の取り組み	市民に日常生活・事業活動において期待される取り組みを示します。また、一人ひとりの行動を促すよう、身近な視点による行動の目安を示します。





## 環境方針 1 【しくみづくり】

一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、より良い環境を作り上げます。

本計画で目指していく武蔵野市の環境像の実現は、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、具体的に取り組んでいくことから始まります。そのためには、日常生活の中でそれぞれの立場から、環境学習等を通じ、自発的に環境について考え、行動していくことが大切です。

市では、前計画においても、環境学習・環境教育の充実を位置づけており、学校教育だけでなく、子育て支援や青少年育成等、様々な分野の事業に、環境に関する内容を取り入れています。2010（平成22）年度に行った市民アンケート調査の結果によると、環境学習に参加した市民の割合は、2005（平成17）年度に比して増加していますが、計画の目標には達しませんでした。今後は、より幅広い対象や内容の環境学習が進むよう、世代やニーズを踏まえた、総合的プログラムの作成や情報提供が必要です。

市では、市報、ホームページ等の広報や、毎年6月の環境月間における環境展、むさしの環境フェスタ等、様々な媒体・機会を通じて、環境への取組を呼び掛ける情報を積極的に発信しています。市が行っている取組については、「武蔵野市の環境保全（環境施策に関する年次報告書）」を毎年発行し、各課における前年度の環境に関する施策の実施状況、大気汚染等の公害情報を広く市民に公開しています。市民アンケート調査の結果によると、市が行ってい

る環境に関する取組についての認知度は、一部を除き、50%に満たない状況であり、市民（団体）・事業者の取組がさらに重要になる現状をかんがみると、積極的な普及・PRが必要です。

一人ひとりの行動をより大きく持続性のある環境保全活動へつなげていくために、活動のグループ化を図ることも有効です。小中学生を対象とした地域における環境学習のグループである「こどもエコクラブ」については、団体数が以前よりも増加しています。こどもエコクラブでは、自然観察や環境に関する調査、リサイクル活動等、地域の中で身近にできる地球に優しい活動に、自発的に取り組んでいます。

こどもエコクラブだけではなく、地域においては多様な団体が環境保全のために様々な取組を行っています。地域の特性に応じた活動により、横のつながりも生まれつつあり、コミュニティの活性化につながっています。

市民（団体）と行政（市）が対等なパートナーとして、お互いの責任と役割の上に協働し、地域の環境に関する課題を解決するために、2006（平成18）年度から「環境まちづくり協働事業」を実施しています。

また、武蔵野クリーンセンターの建替えにあたっては、環境に関する普及啓発機能・情報受発信機能として、その拠点となるリサイクルプラザ等の併設を検討しています。

## 行政（市）の取組（施策）

### ◆環境教育・環境学習の充実

現在市で実施している環境学習の情報を体系化し、学校教育や生涯学習活動等による、生涯を通じた環境学習のプログラムを市民、事業者とともに作成します。

また、幅広い対象（子ども、高齢者や

市職員）に対して、幅広いテーマ（省エネ、ごみ、緑、食等）での環境学習機会、体験型環境教育を充実させるとともに、環境学習の前提となる環境情報について、幅広く、わかりやすく提供していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
環境教育・環境学習の充実					
環境教育・環境学習に関する方針の検討					
		生涯を通じた環境学習プログラムの作成	●	●	●
		環境教育・環境学習に関する情報の体系化	●		
環境教育・環境学習の推進					
		わかりやすい情報提供	●	●	●
		体験型環境教育の充実	●	●	●
		幅広い対象に対する環境学習機会の拡充	●	●	●
		幅広いテーマに関する環境学習機会の拡充	●	●	●

### ◆環境に関する市民活動への支援

より多くの市民が自発的に活動する契機となるような、ボランティアの制度化やエコポイント制度を参考にしたインセンティブ付与等の仕組みづくりを行います。また、市民・事業者・行政がそれぞれ

の責任と役割のもとに主体的に行動できるよう、協働で環境課題の解決及び、イベントの企画・運営等を行なう仕組みを実施するとともに、三者のネットワークづくりを推進します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
環境に関する市民活動への支援					
		自発的な活動を促す仕組みづくり	●	●	●
		市民・事業者・行政のネットワークづくり	●	●	●
		市民・事業者の協働による事業の推進	●	●	●
		環境保全に関する市民団体との協働事業	●	●	●

◆ 市民活動拠点の整備

クリーンセンターの建替えにあたっては、環境に関する普及啓発機能・情報受発信機能を確保するため、その拠点となるリ

サイクルプラザの併設等について、引き続き検討します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
市民活動の拠点の整備					
		市民活動拠点のあり方の検討	●	●	●

市民の取組

◇環境問題に興味を持つために

- ◆地球環境問題は自分自身が当事者である自覚を持ちます。
- ◆家庭や身の回りで出来る環境の取組について関心を持ちます。
- ◆家族や友人と環境問題について考え、行動する機会を増やします。
- ◆家庭での環境に関する取組について、定期的話し合います。
- ◆省エネ、ごみ、緑、生きもの等に関する情報を積極的に収集します。

◇より積極的に活動するために

- ◆環境学習の機会（省エネセミナー、講演会、体験型イベント等）に積極的に参加します。
- ◆地域での自然保護、省エネ・省資源、ごみ減量、まちの美化等の環境保全活動に積極的に参加します。

◇環境の輪を拡げるために

- ◆環境に関する学習や実践活動をグループで企画し、参加を呼びかけます。
- ◆事業者・市と協働し、環境保全活動を企画・実施します。
- ◆地域の特性に応じた活動として、環境保全に取り組みます。

事業者の取組

◇環境情報の積極的な広報

- ◆企業として環境保全活動に積極的に取り組み、広報します。
- ◆地域で行われる環境学習や環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- ◆市民・市と協働し、環境保全活動を企画・実施します。

◇従業員の環境活動への支援

- ◆従業員への環境教育や研修の機会を充実を図ります。
- ◆環境保全のためのボランティア活動に取り組む従業員を支援します。

## 環境方針 2 【ライフスタイル】



### 環境にやさしい暮らし方への転換を目指します。

私たちが、地球環境資源を大切に守り、良好なかたちで次世代に引き継いでいくためには、資源多消費型のライフスタイルの転換や社会経済システムの変革により、持続可能な社会を目指していく必要があります。

現代におけるわれわれのライフスタイルは、主として化石燃料由来であるエネルギーを消費して成り立っています。その結果として必然的に発生する温室効果ガスと、それに起因する地球温暖化問題は、人類の今後の更なる発展に対して、非常に大きな脅威となっています。前計画に掲げた1990（平成2）年比6%の温室効果ガス削減目標に対し、市域全体の2007（平成19）年の排出量は11.2%増加しています。前計画により対策を強化しましたが、引き続き、更なる強化が必要な状況となっています。温暖化やエネルギー資源の枯渇等地球環境問題解決のためには、行政、事業者はもとより、市民一人ひとり、一つひとつの行動の積み重ねが非常に重要となります。

市内で消費されているエネルギーは、電力、都市ガス、灯油、ガソリン等が主なものです。この17年の間に電気は22%、ガスは39%の増加となっており、一刻も早い対応が必要になっています。なかでも、一般家庭や、オフィス等でのエネルギー使用による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の伸びは顕著で、それぞれ、45.0%、30.9%の増加となっています。

一般家庭における主な原因としては、世帯数の増加を含むライフスタイルの変

化等による冷蔵庫、テレビ、エアコン台数の増加、及び情報家電機器の普及が考えられます。業務部門においては、営業形態の多様化、事業所数の増加、及び業務のIT化によるOA機器の増加等に起因すると考えられます。

このため、温室効果ガス排出量の抑制には、日常生活や事業活動において、エネルギーの効率利用はもとより、エネルギーそのものの消費削減についても取り組む必要があります。技術革新や国等の積極的な施策展開に伴い、太陽光発電をはじめとした新エネルギー機器が急速に普及しつつあります。これら化石燃料由来ではないエネルギーについても、積極的に導入していく必要があります。

市民の住宅における新エネルギーや省エネルギー設備の導入に対しては、温室効果ガスの排出抑制の取組支援として、設置費用の一部助成を行っています。その結果、2009（平成21）年度末までに全住宅系建物棟数の1.42%の住宅に、太陽光発電設備が導入されており、その設備容量は887.4kWです。市民アンケート調査の結果によると、集合住宅の多い武蔵野市においては、設備を必要とする省エネについては難しいと考えている市民が多くなっています。国や東京都では、事業仕分けの影響等もあり、新エネルギー・省エネルギー設備の設置に係る助成制度の整理・見直しが議論されています。この動向を見極めつつ、市内の住宅事情を勘案しながら、施策を推進していく必要があります。

また、市民アンケート調査の結果によると、96.7%の市民が地球温暖化問題に関心を持っており、今後取組を進めるには、80.9%の市民が、具体的な取組とその効果についての情報を必要と考えています。身近なところから取り組める活動として、電気、ガス、水道等の使用量を記録し省エネにつなげる「エコカレンダー」の記録や、家庭や小規模事業者でできる省エネの取組をまとめた「省エネハンドブック」の活用を推進します。

社会経済システムの変革のためには、事業者の取組も非常に重要と言えます。環境に配慮した事業者の登録制度であるグリーンパートナー制度は、2006（平成18）年度以降、登録事業者数は200事業者程度で推移しており、登録数が伸び悩んでいます。市では、無料省エネ診断や省エネ改修費用の利子補給制度等、グリーンパートナーをはじめとする事業者の環境経営を支援する施策を展開していますが、長い不況に伴う景気低迷の影響もあり、資金の必要な設備改修までは慎重になる事業者が多くなっています。今後は、グリーンパートナー制度を中心にした事業者の環境配慮の仕組みについて、支援を検討していく必要があります。

また、市役所も大規模事業者の一つであり、今後も率先した取組が求められます。国の制度であるグリーンニューディール基金等を活用し、公共施設への新エネルギー設備の導入、大型機器の省エネ改修等により、温室効果ガス削減を行うとともに、市民への啓発や環境学習にも活用しています。太陽光発電設備については、2009（平成21）年度末までに、市庁舎や市営住宅等のほか、全市立小学校への導入を完了しており、2010（平成22）年度に第六中学

校へ設置し、合計容量407.83kWとなり、目標を達成しました。

武蔵野クリーンセンターについては、2005（平成17）年度から5ヶ年を計画期間とした地球温暖化対策計画を実施し、現施設の年間使用電力を約2割削減しました。さらに、ごみ焼却によって発生した熱で作った蒸気を市役所や体育館に送り、冷暖房や温水プールの使用にかかるエネルギー使用量を削減しています。

資源の多消費がもたらすもう一つの環境負荷の側面として、大量廃棄の問題があります。持続可能な社会を目指すためには、資源の効率的、循環的利用を促進していくことが必要です。

市内のごみの発生量は、古紙類の減少の他、「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」キャンペーン等による市民のごみ削減行動が主な要因となり、1人当たりごみ排出量が2009（平成21）年度で696.3g／人・日にまで減少しています。しかしながら、未だ多摩地区の平均値を大きく上回っている状況であり、セカンドステージ「武蔵野ごみチャレンジ600グラム」の新たな目標に向かって、引き続き、積極的な取組を行っていきます。

市民の意識についても、市民アンケート調査の結果によると、回答者の9割超が、過去1ヶ月以内にレジ袋等を含む過剰包装を辞退しており、2005（平成17）年度における調査よりもさらに良好な状況となっています。今後も、市内スーパー等との協定を通じて、辞退率の維持・向上に向けた取組を行います。

## 行政（市）の取組（施策）

### ◆環境に配慮した暮らしへの転換（新エネルギーの導入の推進）

太陽光発電等新エネルギーの導入をさらに進めます。手軽に太陽光発電を体験できるエコライフ体験機器の貸出や、新エネ

ルギー設備を導入するための住宅用の補助及び事業所向けの融資あっせん（利子補給）を、引き続き実施します。

事業	細事業	市	市民	事業者
新エネルギーの導入の推進				
	エコライフ体験機器（おひさま発電キット）貸出の実施	●	●	
	新エネルギー設備を導入するための補助等の継続	●	●	●

### ◆環境に配慮した暮らしへの転換（環境配慮型ライフスタイルの啓発）

各家庭での省エネの取組を促進するため、エネルギー消費を分かりやすく表示する「見える化」を支援する機器等、省エネ資機材について、一部貸出制度等も合わせて、情報提供を進めます。省エネハンドブックや省エネキャンペーン等のイベントを活用し、取組目標や行動目標等を広報します。省エネコンテストでの表彰を実施し、優れた取組の紹介を継続するとともに、表

彰の対象を広く環境配慮行動全般に拡大することを検討します。温室効果ガス排出量の削減のための講座や消費生活講座を充実させ、さらに広く環境配慮型ライフスタイルを呼びかけます。環境負荷の高い自動販売機については、様々な環境配慮型の機種について情報を収集し、民間での導入誘導策について研究します。

事業	細事業	市	市民	事業者
環境配慮型ライフスタイルの啓発				
	省エネ資機材に関する情報の提供	●	●	●
	省エネの取組に関する定期的な広報	●	●	●
	環境配慮型自動販売機への誘導策の研究	●	●	●
	表彰等による省エネへの取組の推進	●	●	●
	温室効果ガス排出削減のための環境学習の拡充	●	●	●
	消費生活講座の充実	●	●	●

◆環境に配慮した暮らしへの転換（環境配慮行動普及のための制度の充実）

省エネルギー性能の優れた製品・機器  
に買い替えると、電気代や燃料代に加え、  
二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量も大きな削減効  
果が得られます。イベントなどの場で、省

エネグッズ等を紹介し、環境配慮行動の意  
識醸成を図るとともに、国や都の施策の動  
向も見極めつつ、高効率給湯機器の設置助  
成を引き続き実施します。

事業	細事業	市	市民	事業者
環境配慮行動普及のための制度の充実				
	省エネ製品への買い替えを促進するための補助	●	●	

◆環境に配慮した暮らしへの転換（事業所の環境経営の普及促進）

国や都の施策の動向も見極めつつ、二  
酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出削減行動の報告制度  
や環境経営に関する補助金等を検討し、グ

リーンパートナー制度をさらに充実・強化  
します。

事業	細事業	市	市民	事業者
事業所の環境経営の普及促進				
	グリーンパートナー制度の充実	●	●	●

◆環境に配慮した暮らしへの転換（環境配慮自動車の普及促進など）

環境配慮自動車の普及を図り、また、  
カーシェアリング制度やエコドライブの  
推進を含めて、イベント等での啓発を進め

ます。  
雨水の利用促進を図るため、民間住宅  
への設備設置に対する補助を実施します。

事業	細事業	市	市民	事業者
環境配慮自動車の普及促進				
	環境配慮自動車の導入促進	●	●	●
	カーシェアリングの普及・啓発	●	●	●
	エコドライブの普及・啓発	●	●	●
雨水の利用推進				
	民間住宅への設備導入の支援	●	●	●

◆環境に配慮した暮らしへの転換（公共施設における環境負荷軽減施策の実施など）

武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、市役所を中心とした公共施設での環境負荷軽減を実施します。太陽光発電等自然エネルギーの導入を計画的に進めるとともに、バイオディーゼル等バイオマス燃料の使用やごみ発電等の新たなエネルギー利用についても検討します。照明、空調、給湯器等についての省エネ設備・工法や雨水利用設備の導入を促進し、事務事

業に伴うエネルギーの消費削減を徹底するとともに、公用車については環境配慮自動車を率先して導入します。環境マネジメントシステムを効果的に運用するとともに、公共施設での省エネの取組に対するインセンティブ付与について検討します。イベント等の機会グリーン電力を積極的に利用し、市民・事業者への啓発を図ります。

事業	細事業	市	市民	事業者
公共施設における環境負荷軽減施策の実施		●		
	太陽光発電等自然エネルギー設備の設置促進	●		
	バイオディーゼル等バイオマス燃料の使用、ごみ発電等の新たなエネルギー利用の検討	●		
	省エネ設備（照明、空調、給湯器）・工法の導入の徹底	●		
	雨水利用設備の設置の推進	●		
	公用車の環境配慮自動車への移行	●		
	省エネの取組に対するインセンティブ付与の検討	●		●
	グリーン電力の利用	●		
環境マネジメントシステムの効果的な運用の検討		●		

**家庭でできる CO<sub>2</sub> 削減のための取り組み**

市内 T さんのお宅では、古いエアコンを使っていたので、去年の夏、家電エコポイント制度の機会に、新しいエアコンに取り替えました。そこで、エアコンの使い方についても家族で見直しました。



夏場、冷房の温度を 28 を目安に設定する。

1 日 1 時間、冷房を使う時間を短くする。

冬場、暖房の温度を 20 を目安に設定する。

1 日 1 時間、暖房を使う時間を短くする。

**これらの取り組みを実践すると、合計で 64.7kg の CO<sub>2</sub> 削減ができます！**



◆ごみ減量・資源の循環的利用の促進

ごみ減量・資源の循環的利用の促進事業として、ごみの発生抑制策である「レジ袋削減キャンペーン」を実施し、容器・包装の使用削減を推進します。

ごみ減量、分別・処理に関する情報発信機能を強化し、あわせて資源としての再使用・再利用を推進します。

また、事業者への働きかけ等による排出者・拡大生産者責任の明確化を図るとともに、市民の自発的なごみ減量、市内美化活動を支援していきます。

緑のリサイクル事業として、落ち葉の堆肥化や剪定枝のリサイクルを推進します。

バイオマスエネルギーや堆肥化等の生ごみの有効利用やスーパー他による店頭回収等のリサイクル推進の方策を検討します。

クリーンセンターの建替えにおいては、環境負荷の少ないごみ処理システムを検討し、省エネルギー、高効率なエネルギー回収により、温室効果ガスの排出を削減できる焼却システムを検討していきます。

ごみ焼却灰を原料の一部として利用したエコセメント事業については、最終処分場の延命に寄与するため、引き続き支援していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
ごみ減量・資源の循環的利用の促進					
ごみ発生抑制策の強化					
		容器・包装使用削減の推進	●	●	●
		レジ袋削減キャンペーンの実施	●	●	●
資源としての再使用・再利用の推進					
ごみ減量・分別の普及啓発、情報発信機能の強化					
排出・拡大生産者責任の明確化					
自発的なごみ減量化、市内美化活動への支援					
緑のリサイクル事業の推進					
リサイクル推進方策の検討					
		生ごみの有効利用の検討	●	●	●
		スーパー等による店頭回収の推進	●	●	●
クリーンセンター建替え計画の検討（効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討）					
エコセメント事業の支援					

## 市民の取組

### 2015年度までの行動目標

## 市民一人 1日あたりの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を、1kg削減しよう!

### ◇省エネによる地球温暖化の防止のために

#### 目標を立てよう

- ◆家族でエコカレンダー、エコワット等を利用して、使用エネルギー量、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を把握します。
- ◆削減目標を立てて省エネに取り組みます。

#### 具体的に取組もう

##### 《日々の取組》

- ◆省エネハンドブック等を活用し、省エネに積極的に取り組みます。
- ◆冷暖房をなるべく使用しないですむような服装(クールビズ・ウォームビズ)を心がけます。
- ◆夏は冷房の温度を28℃に、冬は暖房の温度を20℃に設定します。
- ◆照明やOA機器等のスイッチオフを心がけます。
- ◆打ち水や植物への水やり等に、雨水を利用し、節水に心がけます。
- ◆外出先等で自動販売機からの飲料購入に頼らないよう、マイボトルを持ち歩くなどの習慣をつけるよう心がけます。
- ◆自動車燃料の消費を抑えるために、エコドライブを徹底します(アイドリングストップ、ふんわりアクセル、空気圧の適正保持等)。
- ◆エコクッキング(環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと)を実践します。

##### 《家を建てる時、物を買うときに》

- ◆家を新築・増改築する時は、積極的に省エネルギー・新エネルギー設備・機器(太陽光発電、太陽熱温水器、家庭用燃料電池、高効率給湯器等)を取り入れるように心がけます。
- ◆外壁や天井・床、窓等には、最新の省エネ基準を満たす断熱効果の高い建材を取り入れます。
- ◆家庭において壁面緑化、屋上緑化、生垣、グリーンカーテン等を設置し、自然の力を取り入れて、快適に過ごす工夫をします。
- ◆エネルギーを使う製品を購入する時は、省エネタイプのもを積極的に選びます。
- ◆エコマーク商品・再生資源利用製品・材料の購入、利用(グリーン購入)に努めます。
- ◆白熱電球を電球型蛍光灯やLED照明へ買い替えます。
- ◆車両を購入する際は、環境に配慮した自動車(ハイブリッド車・電気自動車)の購入を心がけるとともに、カーシェアリングの利用も検討します。

### ◇ごみの減量のために

- ◆過剰包装等、必要以上のサービスは利用しないよう心がけます。
- ◆マイバッグを持参し、レジ袋をなるべく断ります。
- ◆できるだけ量り売り、ばら売りの商品を選び、必要な量だけを買うことにより、ごみの発生抑制を心がけます。

- ◆自分が使わなくなってもまだ使えるものは、フリーマーケットや交換会等を通じて、再び使います。
- ◆古い電化製品以外は、壊れたものも修理して使用します。
- ◆マイ箸を持参し、割箸を極力使わないようにします。
- ◆落ち葉の堆肥化、剪定枝木のリサイクル等、緑のリサイクルを心がけます。
- ◆生ごみの堆肥化等に取り組みます。
- ◆ごみの分別を一層徹底し、資源化を心がけます。

- ◆資源物集団回収やスーパー等の店頭回収に協力します。

◇地域で省エネ・新エネに取り組むしくみづくり

- ◆公共施設で率先導入されている省エネルギー・新エネルギー設備について関心を持ち、自宅や地域での導入について検討します。

参考：あなたもチャレンジ！！目指せCO<sub>2</sub>削減 1 Kg！

場面	項目	削減取り組み	CO <sub>2</sub> 削減量 (g/日)
リビング編	エアコン	冷房の設定温度は 28 を目安にする	122
		1日1時間冷房を使う時間を短くする	76
		暖房の設定温度は 20 を目安にする	142
		1日1時間暖房を使う時間を短くする	109
	照明	こまめに消灯する(54Wの白熱電球1灯の点灯時間を1日1時間短縮)	24
		こまめに消灯する(12Wの蛍光灯1灯の点灯時間を1日1時間短縮)	5
	テレビ	テレビの画面は明るすぎないように	37
		テレビを見ないときは消す(液晶の場合)	19
	掃除機	ゴミパックはいっぱいになる前に取り換える	2
		周囲を片付けてから掃除機をかける	7
パソコン	使わないときは、電源を切る(デスクトップ型)	39	
	(ノート型)	7	
キッチン編	冷蔵庫	開ける回数を出来るだけ減らす	13
	ガスコンロ	鍋底から炎がはみ出さないように調節する	15
	電気ポット	長時間使わないときはプラグを抜く	133
お風呂・トイレ編	お風呂・シャワー	シャワーはこまめに止め、出しっぱなしにしない	80
	トイレ (温水洗浄便座)	使わないときは、温水洗浄便座のふたを閉める	43
		季節に合わせて便座の設定温度を調節する	33
	洗濯機	洗濯はまとめて洗うようにする	7
自動車編		アイドリングストップを心がける	110
CO <sub>2</sub> 削減量		合計	1,023

資料：武蔵野市省エネハンドブック

## 事業者の取組

### 2015年度までの行動目標

事業所あたりのエネルギー使用量を、  
2005(平成17)年度よりも5%削減しよう!

#### ◇環境に配慮した事業活動のためのしくみづくり

- ◆環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、グリーンパートナー制度等）を積極的に取り入れます。
- ◆事業活動における環境への配慮に関する事業所の方針を立てます。
- ◆事業活動における環境への配慮に関する担当者を任命します。

#### ◇事業所部門の省エネ・省資源のために

- ◆省エネに関する実践内容、ノウハウを事業者間で共有します。
- ◆事業所の体制による省エネを推進します。
- ◆ノー残業デー、営業形態（営業時間等）の検討、省エネ診断の実施等
- ◆生産、流通、販売、サービス等事業活動の各段階で、エネルギーの利用効率の改善に努めます。

#### 《事業所、設備における取組》

- ◆積極的に省エネルギー・新エネルギー設備・機器（太陽光発電、太陽熱温水器、家庭用燃料電池、高効率給湯器、雨水利用設備等）を取り入れるように心がけます。
- ◆事務所等を改装する際は、最新の省エネ基準を参考に、二重窓や複層ガラスを取り入れ、断熱性を高めることを心がけます。
- ◆断熱効果による省エネのために、できるだけ事業所の敷地内、屋上、壁面の緑化に取り組みます。
- ◆機器の運用方法による省エネ推進とあわせて、更新の際は省エネ機器を導入します。

#### 《日々の取組》

- ◆クールビズ・ウォームビズを徹底します。
- ◆夏は冷房の温度を28℃に、冬は暖房の温度を20℃に設定します。
- ◆照明やOA機器等のスイッチオフを心がけます。
- ◆廃棄物の削減に積極的に取り組みます。（分別の徹底、裏紙の使用等）
- ◆エコマーク商品・再生資源利用製品・材料の購入、利用（グリーン購入）に努めます。
- ◆エコドライブを徹底します（アイドリングストップ、ふんわりアクセル、空気圧の適正保持等）。
- ◆車両を購入する際は、環境に配慮した自動車（ハイブリッド車・電気自動車・天然ガス自動車等）の導入を進めます。
- ◆従業員のマイカー通勤を控えるため、ノーカーデーを設定します。

#### ◇顧客の省エネ・省資源の取組の支援

- ◆食料品・日用雑貨等は、できるだけ量り売り、ばら売りを行うよう努めます。
- ◆過剰包装等、必要以上のサービスは提供しないよう努めます。
- ◆お客様が自然に環境配慮行動に取り組めるような設備、備品を整えます。（詰め替え商品の提供、ごみを分別しやすい表示、塗り箸の推奨等）
- ◆敷地内から発生する落ち葉、剪定枝木等の緑のリサイクルや、生ごみのバイオマスエネルギー等への有効利用に努めます。
- ◆製品の環境性能（省エネについての情報等）を積極的に広報します。

### 環境方針 3 【緑と水】

## 生物多様性を保全し、再生し、創り出します。



生物多様性は、多様な生きものが存在する豊かな自然環境に代表される概念であり、身近な生活の中でも様々な恩恵をもたらしています。私たちの歴史と暮らしは、緑や水の自然がおりなすうまいある風景によってはぐくまれ、また、食、医薬品、科学技術等のあらゆる場面で、生きものからの恵みに支えられて発展してきました。このように、生物多様性は私たちの暮らしの中で、重要な役割を果たしています。

市域の自然環境を見てみると、清流復活事業としてよみがえった玉川上水、千川上水、また仙川等の水辺があり、都立井の頭恩賜公園、都立小金井公園といった大規模な都市公園、都立武蔵野中央公園や成蹊学園は緑の拠点になっています。これらをつなぐグリーンパーク緑地と市内に点在する屋敷林や社寺林等の樹林地、宅地や農地等の緑は、市の自然環境の骨格を成しています。これらの緑には、ヒートアイランド現象を緩和する効果や大気汚染物質を吸着させる等都市環境を改善する機能もあります。また、緑にはやすらぎを与える効果もあるとされ、ストレス緩和や癒しなど、グリーンセラピーのような効果も期待されています。

市の緑被率は、調査を始めた1972（昭和47）年から減少し続けていましたが、2000（平成12）年調査でやや増加して以降、ほぼ横ばいの傾向を示し、2005（平成17）年

度調査では24%となっていました。2010（平成22）年調査では25.3%となり、徐々に改善しました。今後も引き続き、緑被率上昇のための施策の展開が必要です。保存樹木は、2009（平成21）年度末で743本となっており、公共施設を含めて、シンボルツリーの指定は2,100本となり、目標の2,000本を達成しています。

緑被地の約65%を占める民有地における緑は、2005（平成17）年に165.8haとなっています。民有地の緑の拡大には、農地の活用を含めた一層の緑地の保全策、協働による緑化推進を講じていくことが不可欠となっています。

市域面積の3.1%（約33.9ha）を占める農地・生産緑地については、相続等の理由により減少傾向にあります。市民アンケート調査の結果によると、農地保全に対して優先的に実施するべきと考える市民は少ない一方、地産地消への取組率は非常に高くなっています。地産地消の推進だけでなく、農地保全や都市農業そのものへの関心を高めることが課題と言えます。

一方、公有地における緑は、2005（平成17）年に91.83haとなっており、1994（平成6）年と比較し、31.4%増加しました。これは、この間に20ヶ所の都市公園を整備するといった積極的な緑地施策の結果と言えます。

前計画では、市の施設のうち8施設に屋上緑化等を導入することを目標としており、2006（平成18）年度から2009（平成21）年度までの間に、市庁舎車庫棟、境南第二保育園、桜堤住宅駐輪場に屋上緑化を導入しました。公共施設の緑化については、建替えや大規模改修等の機会も踏まえつつ、総合的に拡大していくことが重要です。

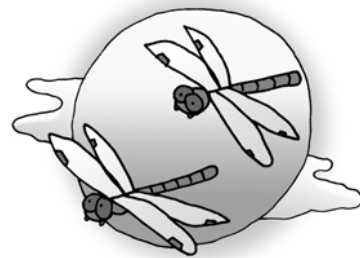
管理が市に移管された千川上水については、多くの市民に親しまれるよう水辺環境を整備するため、2009（平成21）年度に策定した『千川上水整備基本計画』に沿って、順次、整備・改修を行っていきます。

都市における生物多様性は、単なる生物生息の状況を示しているだけでなく、都市気候の緩和や都市におけるレクリエーションの場を提供するといった様々な役割を果たしており、武蔵野市においても例外ではありません。市では、2010（平成22）年度に、市民参加での生物生息状況調査により、市内の自然環境と生きものの分布状況を調査したところであり、これを参考に、都市型の環境である武蔵野市に相応しい施策を研究する必要があります。

市民アンケート調査の結果によると、庭木や花等について、生態系に配慮した選択をすることへの、将来の取組意向は50%を超えています。武蔵野市らしい風景や生物多様性を維持できる緑を創出するための「緑の質」を上げるために、市は、具体的な情報提供を行い、市民の取組を推進していく必要があります。

さらに、武蔵野市では、森林の持つ公益的機能を享受してきた都市として、市域を超えて荒廃の恐れのある多摩地域の森林整備等への支援を行っています。森林は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の吸収・固定源として地球温暖化防止にも重要な役割を果たしています。森林を活用したカーボン・オフセットに関しても、みどり・東京温暖化防止プロジェクトでの課題整理を受け、今後、市としてどのような取組が出来るか、広域連携の可能性を視野に入れつつ、研究をはじめます。

自然環境は市内だけで完結するものではなく、生物多様性保全の視点からも、広域的なつながりがあるものと言えます。多摩地域の森林や玉川上水、神田川等との連続性も考慮し、周辺自治体とも連携しながら、市内における水と緑のネットワークの構築を図ります。



## 行政（市）の取組（施策）

### ◆市民との協働による緑化の推進

緑の保全と創出を進めるために、緑化指導などの規制と、助成制度などの支援の両面から調査研究を行い、事業化を検討します。

地域の共有財産として、多くの人が公園緑地などの緑を育むことができるよう、維持管理活動に積極的に参加できる手法を研究します。

自然環境の回復と保全の推進のためには、様々な主体が連携・協力する必要があります。そこで、情報や知識の取得やデータベースの機能、緑の総合相談所としての役割も併せ持つ市民と市の協働の支援基盤として『自然環境センター（仮称）』の

設置を検討します。

緑ボランティア団体の支援内容を評価・検証し、多くの市民が活動しやすい制度にします。

省エネにも効果のあるグリーンカーテンを推進するとともに、屋上や壁面等、建物の緑化を推進します。転居や相続、維持管理の負担等による、緑の消失を防ぐため、緑の表彰・顕彰制度を継続します。また、現行の制度を見直し、充実し、民有地の樹木の保全を推進していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
市民との協働による緑化の推進					
		新たな緑創出のための施策の調査・研究	●	●	●
		市民による公園管理、緑化事業の推進	●	●	
		自然環境センター（仮称）設置の検討			
		トラストやファンドのあり方の検討・実施	●	●	
		緑のサポーター制度活用の推進	●	●	
		緑ボランティア団体支援のあり方の検証	●	●	
		民有緑地の保全制度の評価・見直し	●	●	●
		民有地での緑化の推進			
		建物の緑化の推進	●	●	●
		グリーンカーテンの推進	●	●	●

◆うるおいのある緑空間の整備

公共施設の緑化基準を策定し、施設の改修・修繕等の機会を捉え、屋上や壁面の緑化等も含めて、率先して緑化を進めます。学校の自主的な取組として慎重に議論しつつ、学校における緑環境の整備を支援していきます。また、公共施設では積極的に多摩産材を活用します。街路樹や緑道等の道路の緑環境については、景観や安全整備にも配慮しつつ、適切な維持管理を行います。

グリーンパーク緑地を拡充し、緑豊かな

な公共空間として整備します。都市公園の整備の方針に基づく公園緑地の整備・拡充とともに、公園・緑地リニューアル計画に基づき、既存の公園緑地についても改修を進めます。その際は、計画段階から地域の意向を把握するなど、地域で公園緑地を見守る仕組みにつなげます。

水辺の環境整備も同様に推進し、緑と水をネットワーク化して緑豊かな都市を形成していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
うるおいのある緑空間の整備	公共施設の緑化の推進	学校の緑環境の整備	●		
		道路の緑環境の整備	●		
		公共施設の緑化基準の策定	●		
		グリーンパーク緑地の拡充整備	●		
	公園・緑地の新設と拡充		●		
	公園・緑地リニューアル計画に基づいた公園整備		●		
	緑のネットワーク化の推進		●	●	●

家庭でできる CO<sub>2</sub> 削減のための取り組み

～グリーンカーテン～

グリーンカーテンは、つる性の植物を窓の外にネットに沿って育てることで、夏の日差しを和らげ、暑さを防いでくれます。

また、植物が水蒸気を放出する蒸散作用により、周囲の温度が下がるため、室内に涼しい風が流れてきます。





#### ◆水辺の環境整備

仙川については、都や関係市、事業者とも協力してその水源の確保や水質の改善に努め、水量が豊かで水質がよかった時期に見られたタナゴを始めとする水生生物が棲める環境を目指していきます。また、ビオトープや自然生態系復活ゾーンを活用し、市民が親しむ機会を増やします。千

川上水については、「千川上水整備基本計画」に基づき、3つの区間に区切り、各区間の特徴を生かした整備を行っていきます。

玉川上水においては、都の「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、都や周辺自治体等様々な主体と情報交換や連絡調整を密に行い、保全、整備に協力します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
水辺の環境整備					
		仙川水辺環境の整備（仙川リメイク）	●	●	●
		千川上水整備基本計画の推進	●	●	
		玉川上水の保全と整備への協力	●	●	

#### ◆生物多様性の保全

計画的な生物生息状況調査の実施に向けた検討を進めるとともに、本計画策定のための調査結果を活用し、積極的な情報提供と学習機会の提供を進めます。

自然資源を活かした環境の創出を進め、生物多様性保全のための方針を検討し、それに基づく空間整備について研究します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
生物多様性の保全					
		生物多様性についての情報提供、啓発	●	●	●
		生物多様性についての環境学習機会の提供	●	●	●
		計画的な生物生息状況調査の実施に向けた検討	●	●	
		生物多様性保全のための空間整備の研究			
		生物多様性保全のための方針の検討	●	●	●

◆ 森林の保全と活用

東京の森林の保全、育成を目的として「二俣尾・武蔵野市民の森」「奥多摩・武蔵野の森」の保全事業を行ってきました。今後は、長期的な視野に立った評価・検証結果を踏まえ、森林の保全・育成事業を展開します。

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」等、広域的な協力体制でのカーボン・オフセットの研究を進めるとともに、間伐材の活用等を通じて市民・事業者への啓発を図り、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の吸収・固定源としての森林経営について検討を進めます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
森林の保全と活用					
		森林保全事業の展開	●	●	
		二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）吸収源としての森林経営の検討			
		広域的な協力体制でのカーボン・オフセットの研究	●		

家庭でできる CO<sub>2</sub> 削減のための取り組み

～フードマイレージ・地産地消～



フードマイレージを考えて食材を選ぶ

フードマイレージとは、生産地から食卓まで運ぶ距離が短い食材を食べた方が、輸送による環境への負荷が少ないという考え方です。「食料の輸送量×輸送距離」で表され、フードマイレージが小さい食料を選ぶと、CO<sub>2</sub>の排出が少なく省エネにつながります。

旬の食材を買う

野菜や果物、魚などの自然の中で育つ旬の食材は、暖房などによるハウス栽培に比べ、必要なエネルギーが少なくてすみます。おいしく、栄養も満点で、健康的です。

地元や近くの地域でとれた商品を選ぶ

地元でとれた食材を地元で消費するようにすると、輸送に係るエネルギーを減らすことができ、省エネにつながります。地元でとれたものなら店頭と並ぶのも早いので、新鮮さも抜群です。

## ◆都市農業の支援

農作物を生産する基盤となる農地の保全のために登録農地制度を推進するとともに、後継者、認定農業者の育成に対する支援を行います。

「農業ふれあい公園」での取組等、農業体験の機会の充実をはかります。また、農作業だけでなく農地周辺の環境保全の支援等、市民ボランティアによる援農制度

を検討します。

また、保育園・学校給食等での食材の利用、直売会の開催など地産地消の取組や、環境に配慮した農業資器材の導入支援などにより、本市における都市農業を支援するとともに、食に関する教育の推進を図ります。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
都市農業の支援					
農地の保全					
		登録農地制度の活用	●		●
		後継者、認定農業者の育成支援	●		●
市内農産物の地産地消の促進					
		地産地消を中心とする安定的な流通・販売経路確保の支援	●	●	●
環境に配慮した安全・安心への支援					
		環境保全型農業用資器材購入補助	●		●
都市農業と市民のふれあいの強化					
		農業体験機会の充実	●	●	●
		農作業支援、農地周辺の環境保全支援など 市民ボランティアによる援農制度の検討	●	●	●
		農業を通しての食育の推進	●	●	●

## 市民の取組

### ◇緑の保全のために

- ◆家庭において、壁面緑化、屋上緑化、生垣、グリーンカーテン等により、敷地内の緑を増やすことを心がけます。
- ◆緑の創出や保全のための活動やイベント等に積極的に参加します。

### ◇生物多様性の保全のために

- ◆市や市民団体・企業等が主催する環境学習や自然環境保全活動に積極的に参加します。
- ◆動植物の生息状況調査に積極的に参加します。
- ◆生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します。
- ◆市、事業者と一緒に、武蔵野市の自然を保全し、生態系を再生するために取り組みます。
- ◆外来生物を遺棄、放流しないようにします。
- ◆生物多様性に配慮した製品を選択します。

### ◇都市農業の保全のために

- ◆季節ごとの旬の食材を使用します。なるべく市内農産物を買うことを心がけます。
- ◆農業体験等を通じた食育に、積極的に参加します。

## 事業者の取組

### ◇緑の保全のために

- ◆事業所敷地内の緑を増やすことを心がけます。
- ◆緑の創出や保全のための活動やイベント等を積極的に実施します。（基金の設立等）

### ◇生物多様性の保全のために

- ◆調達、生産、流通、廃棄など事業活動のあらゆる場面において、生物多様性保全に配慮します。
- ◆従業員や市民が参加できる、環境学習や自然環境保全活動を積極的に実施します。
- ◆生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します。
- ◆外来生物を遺棄、放流しないようにします。
- ◆社有地等を活用した森林保全活動や、自然環境の保全に取り組む団体等との協働・連携体制を構築します。

### ◇都市農業の保全のために

- ◆市内農産物を積極的に利用します。
- ◆食育講座の実施等、農業を通じた食育と連携した取組を進めます。



## 環境方針 4 【道路・交通】

### ひとと環境にやさしい道路・交通環境に変えていきます。

快適な生活のためには、高齢者や障害者等が安心して移動できる歩行者空間と、誰もが利用しやすく、持続可能な交通ネットワークの構築が重要です。武蔵野市でも高齢者の割合は年々上昇し、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが安全で快適に移動できる環境づくりを推進する必要性が高まりつつあります。

交通体系の整備は、自動車排ガスによる大気汚染の防止、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出削減、ヒートアイランド現象の原因である排熱量削減等につながり、環境負荷を低減するための重要な対策と言えます。

徒歩、自転車あるいは公共交通機関を重視し、誰もが利用しやすく環境にやさしい地域交通ネットワークの実現をめざすため、2010（平成22）年度に策定した「市民交通計画」に基づき、施策を展開していきます。

前計画では、徒歩、自転車、公共交通機関の利用度合いの目安とするため、1世帯あたり自動車保有台数を指標としました。2009（平成21）年度の保有台数は0.599台となっています。あわせて、市民アンケート調査の結果によると、通勤・通学時に車を使わないことやレジャー時の公共交通機関の利用への取組率は、いずれも80%を超える高い値を示しています。

歩行環境については、居住者や歩行者の安全と快適性を考慮した道路空間の確立に向けた人にやさしいみちづくり事業は整備が終了し、2009（平成21）年度に整

備効果を検証する調査を実施しました。また、歩道幅員3m以上の路線には300m間隔でベンチを設置しており、今後事業の拡大を検討していきます。既存の緑道を活かし、景観に配慮した歩行者道路ネットワークの整備等も推進していきます。

自転車利用は、駅周辺で実施している停留台数調査結果により、これまで増加傾向にありましたが、近年では横ばいもしくは微減傾向にあります。一方で、自転車に関連する交通事故は高い割合を占めており、市では武蔵野警察署と共催で、安全利用講習会等を開催する等、自転車利用に関するルールの周知や、マナー向上に努めています。

公共交通機関については、民間事業者、ムーバスの運行により、交通空白・不便地域はほぼ解消されたと考えられます。今後は、さらに環境に優しい移動手段となるような施策の検討が必要です。

交通が円滑化することは、公共交通機関の利用促進のみならず、車両運行時の排気ガスの排出抑制にもつながります。吉祥寺駅周辺では、路上荷捌き車両の多さが、交通の円滑化や歩行の回遊性を阻害する要因のひとつとなっていましたが、対策を講じ、効果が上がっています。

安全で快適な道路上の環境を保全するため、交差点における騒音、振動、二酸化窒素濃度を測定しており、今後も、その環境基準を超過することがないように、監視体制を継続します。

## 行政（市）の取組（施策）

### ◆歩いて楽しいみちづくり

歩道の整備や歩道上へのベンチの設置等により、自動車だけでなく、歩行者も安全で快適にまちを楽しめるみちづくりを進めます。

五感を刺激し、自然に触れることが出来るような「環境のみち」づくりを検討するとともに、既存の緑道を活かし、景観に配慮した歩行者道路ネットワークを整備します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
歩いて楽しいみちづくり					
		歩道の整備	●		
		歩道上へのベンチの設置	●		
		景観に配慮した歩行者道路ネットワークの整備	●		

### ◆自転車を利用しやすい環境づくり

商店会や鉄道事業者等と協働して、整備目標台数に向けた駐輪場整備を進めるとともに、放置自転車クリーンキャンペーンの実施等、啓発活動も継続していきます。

国のモデル地区であるかえで通りで整備された自転車道を含めて、自転車レーン、自転車通行帯等、可能な範囲で、自転車の走行環境整備に努めていきます。同時に、

通行者の安全確保のためにも、講習会や啓発を通じて、自転車利用者の運転マナーが向上するように努めます。

自転車という交通手段に過度に依存することなく、地域公共交通全体の中でのバランスを考慮し、適切な役割分担となるよう施策を展開していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
自転車を利用しやすい環境づくり					
		駐輪場の確保と利用形態の工夫			
		駐輪場整備の推進	●		●
		放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発事業の実施	●	●	●
		自転車の走行環境の整備	●		
		自転車の安全走行の啓発			
		自転車安全利用促進のための講習会の実施	●	●	●
		自転車の運転マナー等の啓発	●	●	●
		地域公共交通とのバランスを図った自転車利用の推進	●	●	●

◆公共交通の利用促進と環境配慮の推進

「地域公共交通総合連携計画」に基づき、誰もが乗りやすい交通体系の整備を進めます。

ムーバスの車両については、買い替え時にノンステップや環境対応の車両を選択し、環境にやさしいコミュニティバスを目指していくと共に、民間事業者について

も低公害バスの導入を働きかけます。

『ムーパーク』によるパークアンドバスライド事業を継続し、中心部への流入交通量の抑制につなげます。あわせて、バスの運行定時性を高めるよう、道路の整備、違法駐車防止等に努めます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
公共交通の利用促進と環境配慮の推進					
		地域公共交通総合連携計画の推進	●		
		ムーバス車両の改善	●		●
		パークアンドバスライドの推進	●	●	●
		バスの定時運行のための施策の推進	●		●
		低公害バスの導入促進	●		●

◆渋滞のない交通体系の整備

都に「第2次交差点すいすいプラン」の継続推進を要請していきます。

三鷹駅北口の交通環境の整備をはじめ、市内三駅周辺のリニューアルを検討し、円滑な交通環境を整備していきます。

路上荷捌き車両の減少を図り、安全で

歩きやすいまちづくりを目指し、共同集配場の設置等の対策を推進します。

交通量の多い路線における右折車線の設置や、バスベイの設置を検討し、交通環境の改善に努めていきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
渋滞のない交通体系の整備					
		「第2次交差点すいすいプラン」の推進の要請	●		
		三駅周辺リニューアルの検討	●	●	●
		吉祥寺駅周辺の荷捌き車両対策の推進	●		●
		交差点の改良及びバスベイの設置	●	●	●

## 市民の取組

◇環境に負荷を与えない移動手段のために

- ◆自動車の利用を控え、近くは徒歩で移動します。
- ◆距離がある場合は公共交通機関や自転車を利用するよう心がけます。

◇自転車を利用しやすい環境づくりのために

- ◆自転車を利用する際は、交通ルールやマナーを守ります。

## 事業者の取組

◇交通の環境負荷を抑えるために

- ◆距離に応じて、徒歩、自転車、公共交通機関の利用を使い分け、自動車の利用を控えます。
- ◆従業員用の貸出自転車等を用意します。
- ◆少量・多頻度輸送の見直しや共同輸配送により、輸送回数を減らします。
- ◆駐車場・荷捌き場等を確保し、周辺交通への障害を防止します。

### 家庭でできる CO<sub>2</sub> 削減のための取り組み

武蔵野市内の会社に通う A さんは、この夏の記録的な猛暑もあり、地球温暖化対策に興味を持ちました。A さんは車で武蔵野市まで通勤しているのですが、エコドライブにも取り組んでいます。

#### アイドリング・ストップを心がける

5 秒間の停止で、アイドリングストップ。  
短い時間のエンジン停止でも、省エネ効果があります。

#### ふんわりアクセル「e-スタート」で発進する

5 秒間で 20km/h 程度に加速。十分な効果があります。

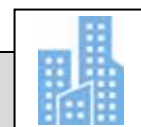
#### 加減速の少ない運転をする

#### 早めのアクセルオフをする

これらの取り組みを実践すると、合計で 344.2kg の CO<sub>2</sub> 削減ができます！







## 環境方針 5 【景観・まちづくり】

### 環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。

都市基盤整備を含むまちづくりは、環境面に対してプラス、マイナス双方の様々な影響を及ぼす可能性があります。都市の持続可能性を維持し、良好なまちづくりを推進するためには、大局的な視野に立ち、環境への配慮はもとより、地域と調和のとれた景観や魅力ある街並みへの転換が求められます。

市は、全国に先駆けて「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を制定し、福祉、環境、防災等の面において、事業者の協力のもと公園や歩道等を確保することにより、良好な生活環境の整備に努めてきました。

2009（平成21）年度からは「武蔵野市まちづくり条例」に移行し、良好なまちづくりに向けた指導基準の強化とその確実な実施を推進しています。さらに、条例においては、都市計画や地区計画の決定等に関する手続きを定めるとともに、条例独自の制度として、「地区まちづくり計画」の決定等に関する手続きを制度化し、地区内の住民による当該地区の特性を活かした自主的なルールづくりを推奨しています。

電線類地中化については、道路景観やバリアフリー、防災機能の向上等、様々な効果があり、2009（平成21）年度末で、全市道延長の6.0%を整備しています。「景観整備路線事業計画」では、「景観」「歩行」

「安全・安心」という側面から、電線類地中化のほか舗装や街路灯、街路樹などの景観整備メニューを定めています。

また、まちを美しく清潔に保つことは、市民にとって住み続けたいまちであり続けることであると同時に、安全なまちづくりの第一歩であるとも言えます。市民団体や事業者とも協力をしながら、市の玄関口ともいえる吉祥寺駅、三鷹駅北口、武蔵境駅周辺での清掃活動や、商店街等の落書き消去を行っています。市民アンケート調査の結果によると、「落書き消しちやい隊」の認知度は、48.7%となっており、さらに積極的な事業広報や協力呼び掛けが必要です。

環境に配慮したまちづくりを進めていくためには、公共施設が率先して環境配慮に取り組んでいくことは言うまでもありません。さらに、公共施設の取組をPRすることにより、一体的なまちづくりを進め、民間施設の建設時にも環境に配慮した取組を誘導していく必要があります。

## 行政（市）の取組（施策）

### ◆景観まちづくりへの積極的取組

市民が大切にしている武蔵野市の原風景を守り育てるとともに、本市にふさわしい都市景観を創出するために、市民協働により具体的施策・計画を検討し、都市計画マスタープランに基づく景観まちづくりの推進を進めます。

「景観整備路線事業計画」に基づき、電線

類の地中化や景観に配慮した街路灯の設置を進め、早期に事業化すべき8路線については、2013（平成25）年度完成を目指します。

無秩序に出された広告物は、まちの良好な景観を損ないます。警察、地元商店会と協力して、違法屋外広告物の取り締まり、指導を引き続き実施していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
景観まちづくりへの積極的取組					
	都市計画マスタープランに基づく景観まちづくりの推進		●	●	●
	景観整備の推進				
		電線類地中化の推進	●		●
		景観に配慮した街路灯の設置	●		●
		違法屋外広告物の取り締まり・指導	●		●

### ◆美しく清潔なまちづくり

市民一人ひとりがきれいなまち武蔵野市に対して誇りを持つことができるよう、朝一番隊や、ごみゼロデーでの一斉清掃などを継続し、日頃の活動へとつながるよう推進します。

市道の整備及び改修は計画的に推進すると共に、区画道路、狭あい道路の整備を

積極的に推進していきます。

三駅周辺で実施している喫煙マナーアップを、市民、事業者との協働によりさらに推進するとともに、落書き消去活動の積極的展開と防止策を引き続き進めます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
美しく清潔なまちづくり					
	まちの美化意識の高揚と実践機会の継続		●	●	●
	生活道路の整備				
		市道の整備及び改修の計画的推進	●		
		区画道路の整備の推進	●		
		狭あい道路整備の推進	●	●	●
	迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進				
		喫煙マナーアップの推進	●	●	●
		落書き消去と防止策の推進	●	●	●

### ◆環境に配慮したまちづくり

環境と共生できるまちづくりを推進していくため、都市計画マスタープランや各種具体的なまちづくり計画等において、まちづくりへの環境共生理念の位置づけを明確にしていきます。

公共施設においては保全整備を実施し、長寿命化に努めるとともに、改修・改築を計画的に進めます。

大規模公的住宅建替えの際には、住民、事業者との協議のもとで、周辺一帯一帯の環境に配慮した整備を進めます。

また、建設からその後の運用や廃業に至る全ての過程における環境負荷を定量的に評価するライフサイクルアセスメントや、環境配慮・環境性能を評価するシステムを研究します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
環境に配慮したまちづくり					
まちづくりへの環境共生理念の導入					
		まちづくりに関する計画への位置づけ	●		●
		公共施設の長寿命化・計画的改修の推進	●		
		公的住宅建替えに伴う環境の整備	●	●	●
環境配慮や環境性能を評価したまちづくりの推進					
		ライフサイクルアセスメントの検討	●		
		環境配慮や環境性能を評価するシステムの研究	●		

### 市民の取組

#### ◇美しいまちづくりのために

- ◆住宅を建てる際は、地域の景観にあうよう配慮します。
- ◆まちの清掃に積極的に取り組みます。
- ◆たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、路上喫煙をしないようにします。
- ◆ペットの糞は飼い主が責任を持って始末します。

### 事業者の取組

#### ◇美しいまちづくりのために

- ◆便利さと自然のバランスがとれた、武蔵野市らしい景観を作り出します。
- ◆建物をつくる際には、景観に配慮します。
- ◆屋外広告物を掲出する際には、条例に従い、景観にも配慮します。
- ◆まちの美化活動に積極的に参加します。

## 環境方針 6 【健康・安全】

### 安全・安心で快適に暮らせるまちにします。



私たちは、防災面や衛生面等も含めて、安全な環境が維持されていることで、快適で安心な暮らしを送ることが出来ます。

市では、早くから上下水道をはじめとする都市基盤整備に取り組んだことや、市内に大規模な工場がほとんど存在しないこと等から、環境に関するリスクは比較的少ないと考えられます。

しかし、近年、地球温暖化の進行や社会の複雑多様化、都市化の進展に伴い、これまで見られなかった自然災害や人の生活によって起きる軋れきが多重化、深刻化しています。問題が起きてから対応するのではなく、市民・事業者・行政が、予めリスクを管理し、積極的な予防策へと移行する必要があります。

下水道は、公衆衛生、雨水の排除、河川・海の水質の保全等都市や市民の生活を守る機能を持ち、大規模な地震や豪雨の際にも、その役割を果たしていく必要があります。災害時の拠点となる小中学校、病院の周辺地域において、2009（平成21）年度末までに716箇所のマンホールの耐震改修を行いました。

雨水は都市にうるおいを与える一方、浸透能力を超えることにより、浸水被害等を引き起こす都市の脅威ともなります。従来型の雨水排除対策に要する莫大な時間

と費用、また、雨水浸透が果たす環境改善効果を考慮すると、今後の都市の雨水対策は、まち全体の雨水浸透機能の強化とあわせて推進していくべきです。

市では、市立小中学校に大型の雨水貯留施設を設置し、集中豪雨による被害の緩和に一定の効果を上げています。あわせて、民間施設への雨水浸透施設の設置助成や、透水性舗装の整備を行い、河川への雨水流出の抑制と都市型水害の軽減を図ってきました。市民アンケート調査の結果によれば雨水浸透や雨水利用・活用を行い、地下水のかん養に取り組む世帯は、10.9%と非常に低く、啓発や市の助成制度等の広報を強化する必要があります。

また、市内には汚水を処理する水再生センターや雨水を流す河川がなく、全て市外の施設に処理を依頼しているため、下流域の環境負荷を軽減する方策を講じる責務があります。戦後の早い時期に整備された下水道は、汚水と雨水を一緒に流す「合流式」という方式で、大雨が降ると汚水の混じった雨水が川に流れてしまいます。これを改善するための施設整備を進めるとともに、市民・事業者の協力による雨水浸透や下水への油・ごみ等の流入抑制を進める必要があります。

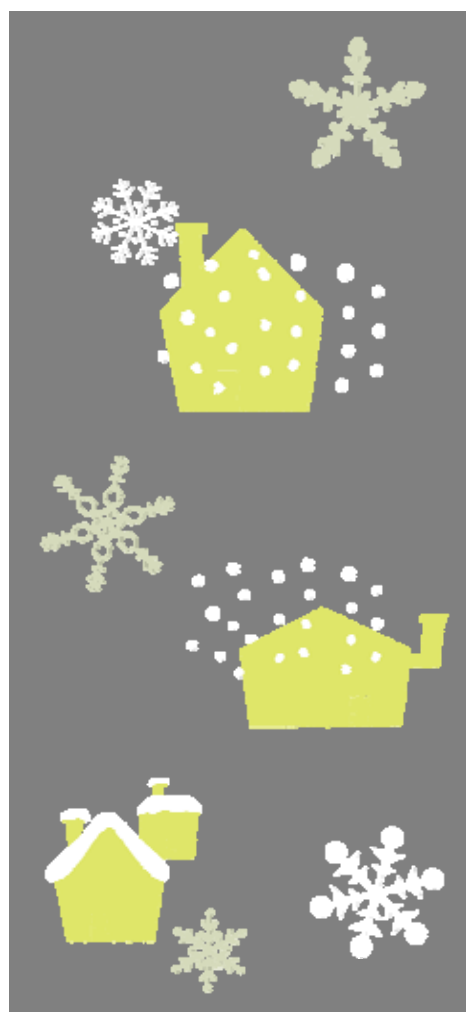
本市の水道事業は、市内の深井戸から8割、都からの分水2割で成り立っています。耐震性と漏水防止の向上を図るための

耐震管路は、2009（平成21）年度末で延長約109,500m、耐震化率37.3%となっています。今後も安全でおいしい水の供給を続けていくための施策が重要です。

市内の大気環境については、自動車による排気ガスや揮発性有機化合物が原因と思われる光化学オキシダントが、市役所での測定開始以来、環境基準を超過し続けており、2009（平成21）年度には光化学スモッグの注意報が5日間発令されています。

市に寄せられる公害関連の相談は、建設解体工事関連が多くなっています。次いで、以前は公害として捉えられていなかった、近隣間の生活による騒音、空き地の管理不徹底による雑草の繁茂や樹木の越境、犬猫による鳴き声、悪臭等、市民生活に起因する苦情や問い合わせが多くなっています。

大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害の予防・対策を図るためには、今後も事業者への指導や、事業者自身による積極的な取組が必要です。また、生活する上で発生する問題に対しては、相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば未然に防げる問題が多いと考えられます。



## 行政（市）の取組（施策）

### ◆環境の危機管理

都市型水害を防止するため、大型の雨水貯留施設を整備します。また、災害発生時の機能維持のため、長寿命化の一環として、公共下水道設備の耐震性向上を図ります。

また、適切な情報提供や住宅の耐震診

断に対する助成を継続し、安全・安心な住まいづくりを支援します。

大気や土壌における有害化学物質汚染状況の定期的調査及び、事業所等への規制、指導を引き続き行います。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
環境の危機管理					
	浸水対策				
		雨水貯留施設の設置	●		
	公共下水道の耐震性の向上		●		
	安全・安心な住まいづくりの推進		●	●	●
	有害性物質の適正な管理及び指導		●		●

### ◆生活環境の維持

良好な生活環境の確保のために、市民生活に起因する生活公害（騒音やペットに関する問題等）についても速やかに対応し、防止、解決を図るための施策を検討します。

下水道施設については計画的に更新す

るとともに、維持管理を適切に行い、長寿命化を図ります。また、下水の臭気対策として、適切な情報提供とともに、ビルピットの改善費用を一部助成し、快適な都市環境を確保します。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
生活環境の維持					
	生活公害の防止、解決施策の検討		●	●	●
	公共下水道施設の計画的維持管理		●		
	下水臭気対策の推進		●	●	●

◆水の安定供給

限りある資源である地下水を活用するため、一定量以上の汲み上げを控えるよう努めます。配水管網の整備や直結給水方式を推進しつつ、浄水場、水源施設についても必要な維持・更新を行い、災害時のバックアップ機能も整備し、安全でおいしい水を常に安定して供給していきます。

クアアップ機能も整備し、安全でおいしい水を常に安定して供給していきます。

森林による水源かん養を目的に、桧原村に「武蔵野水道・時坂の森」を整備するなど、水源林の保全に努めます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
水の安定供給					
		揚水量の確保	●		
		配水管網整備の推進	●		
		直結給水方式の整備	●	●	●
		浄水場施設、水源施設の維持・更新	●		
		災害時のバックアップ機能の整備	●		
		水源林の保全	●	●	●

◆水の循環システムの確立

各小中学校校庭への雨水貯留浸透施設設置を計画的に継続するとともに、住宅等民間施設での雨水浸透ます設置に対して

助成を行い、雨水流出抑制対策を推進します。下水道排水水については、合流改善施設を整備し、水質改善を図ります。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
水の循環システムの確立					
		都市における雨水浸透機能の強化			
		雨水貯留浸透施設の設置の推進	●		
		雨水浸透ますの設置	●	●	●
		合流式下水道排水水の水質改善			
		合流改善施設の設置	●		

## 市民の取組

### ◇下水道に負荷をかけないために

- ◆雨水浸透施設を設置します。
- ◆下水に油等を流さないようにします。

### ◇生活環境の維持のために

- ◆周辺の環境に配慮した生活を送ります（騒音・悪臭等を予防します）。
- ◆ペットを飼う時はルールとマナーを守り、近隣に迷惑にならないようにします。
- ◆野生鳥獣（ハト・カラス等）に餌付けしないようにします。

### ◇限りある資源である地下水を守るために

- ◆節水に努めます。

## 事業者の取組

### ◇下水道に負荷をかけないために

- ◆雨水浸透施設を設置する等、流入量の削減に努めます。

### ◇環境に関する問題の予防のために

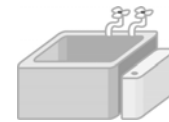
- ◆有害物質の管理を厳重に行い、流出・漏洩による事故発生を未然に防ぎます。
- ◆周辺の生活環境に配慮した事業活動を行います。
- ◆ビルピットの臭気対策に取り組みます。

### ◇限りある資源である地下水を守るために

- ◆漏水調査や古くなった水道管の取替を計画的に行い、漏水防止対策に努めます。

### 家庭でできる CO<sub>2</sub> 削減のための取り組み

夫婦、育ち盛りの子ども 2 人の M 家では、光熱費が最近上がってきています。去年と比べると、特に水道と電気の使用量が大幅に上昇していることがわかりました。そこで、何ができるか家族みんなで話し合いました。M 家では、家族がバラバラの時間帯にお風呂に入っています。まずはお風呂の入り方から見直すことにしました。



シャワーはこまめに止め、だしっぱなしにしないようにする

続けて入浴して、追いだきをしないようにする

**これらの取り組みを実践すると、合計で 116.1kg の CO<sub>2</sub> 削減ができます！**

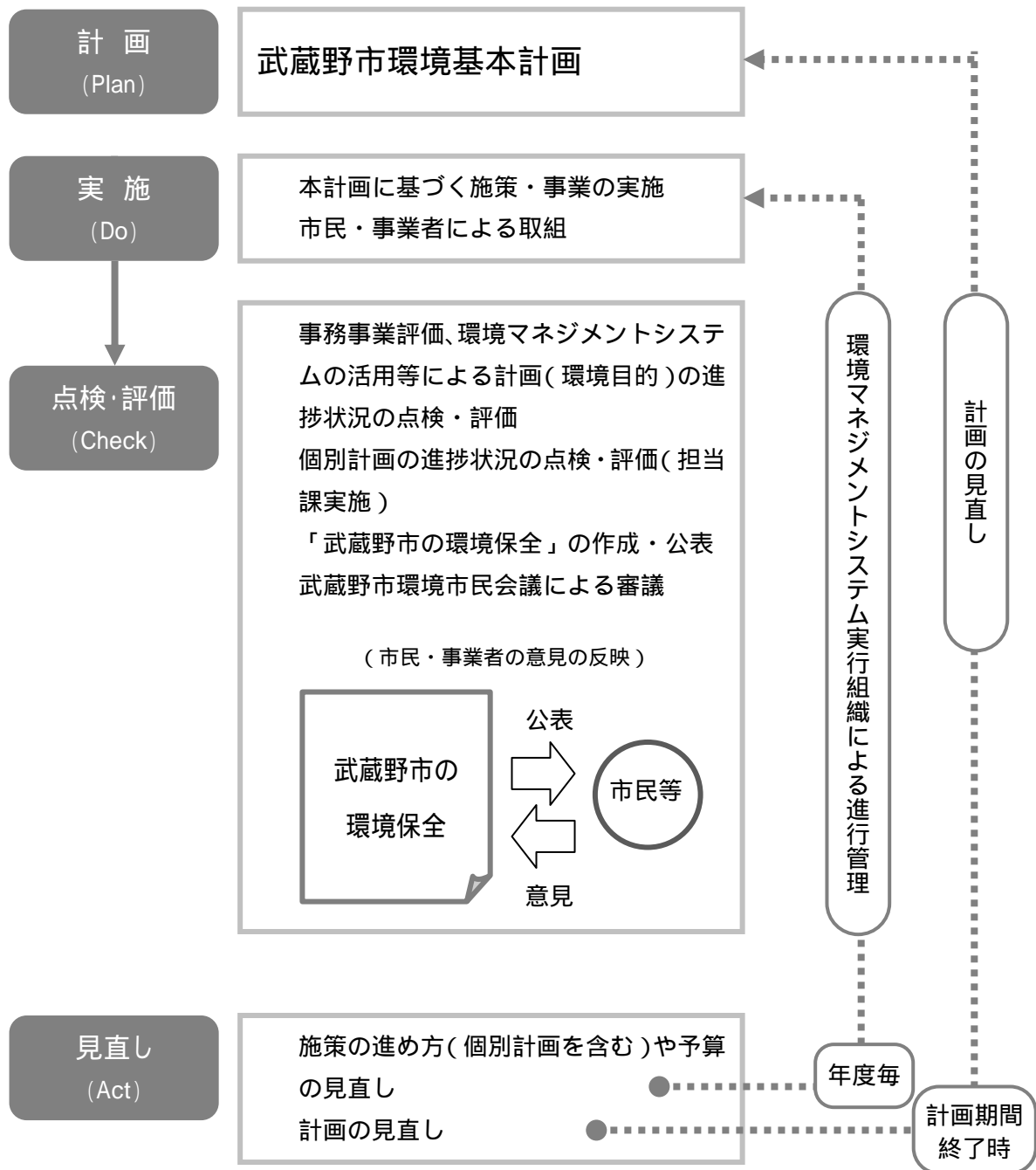


# 5 計画の推進

## (1) 進行管理の流れ

本計画に定める環境保全に関する施策の推進にあたり、施策・事業の実施状況や環境の状況について年度毎に点検・評価を行います。その結果は、「武蔵野市の環境保全」（年次報告書）にとりまとめ、武蔵野市環境市民会

議の審議を受けるとともに、市民・事業者に公表します。その結果を踏まえ、施策の進め方や予算、計画の見直しを行います。



## (2) 計画の推進体制

### 協働による計画の推進

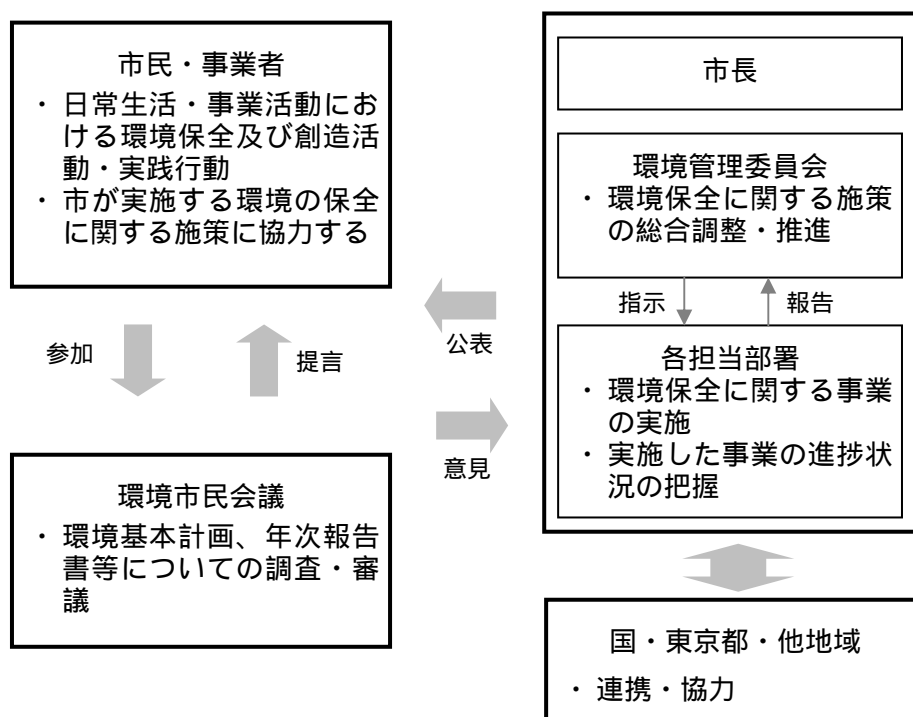
本計画は、市民・事業者・市の各主体の協働により推進します。

・武蔵野市環境市民会議（環境基本条例に基づく組織）

武蔵野市環境市民会議は、市長の付属機関として、環境基本計画、年次報告書に関する事項や市の環境保全に関する基本的事項について、調査及び審議します。

・環境管理委員会

市の環境保全に関する施策について総合的に協議し、調整するための、副市長及び各部長で構成する庁内会議。



### 関連計画との調整、個別計画との整合性の確保

市は、環境の保全に関する個別計画の策定及び施策の推進にあたり、本計画に示す目標及び施策の方向に基づき、計画内容、諸施策を検討、実施します。

### メリハリのある施策・事業の実施

市は、施策の優先度や予算の効率的な配分等を考慮して環境保全に関する施策の推進を図ります。環境市民会議は、計画の着実な推進のために、重点的に取り組むべき課題についての審議を行い、市はそれを踏まえ、事業化を図ります。

## 資 料

- 資料 1 地球温暖化、生物多様性に関する国内外の動向
- 資料 2 武蔵野市の環境データ
- 資料 3 第二期環境基本計画（改訂版）の目標達成状況
- 資料 4 市民アンケート結果
- 資料 5 中間のまとめに対する意見
- 資料 6 用語説明
- 資料 7 武蔵野市環境市民会議 委員名簿、策定経過

# 資料 1 地球温暖化、生物多様性に関する国内外の動向

## (1) 地球温暖化とは

### 概要

現代の地球上の人々の暮らしを支えるため、大量の石油・石炭・天然ガス等の化石燃料が消費されています。発展途上国、いわゆる新興国においても経済・産業の発展に伴い、その消費量は年々増大しています。

化石燃料の使用に伴い、大気中の二酸化炭素量が年々増えつづけています。この二酸化炭素の持つ温室効果のため、地球全体の平均

気温が年々上昇する傾向を示しており、地球温暖化といわれる現象を引き起こしています。

世界の平均気温は、1906年から2005年までの100年の間に、 $0.74^{\circ}\text{C}$ 上昇しました。温暖化が進むにつれて、海面水位の上昇、異常気象の増加、生態系の変化等、世界中で様々な影響が現れ始めています。さらに、このままでは、21世紀末には、世界の平均気温は $1.1\sim 6.4^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測され、地球温暖化による影響の深刻化が懸念されています。

### 地球温暖化による影響

#### 海面上昇

気温の上昇に伴い海面が上昇し、すでに沈みつつある国もあります。



#### 異常気象の増加

世界中で、台風、集中豪雨、干ばつ、熱波等の災害が増加しています。



#### 生態系の変化

動植物の生育地域が変化することによる農作物の生産量の変化や、マラリアなど熱帯性伝染病の広がりが懸念されています。



出典：地球温暖化パネル（環境省）

### 日本での影響

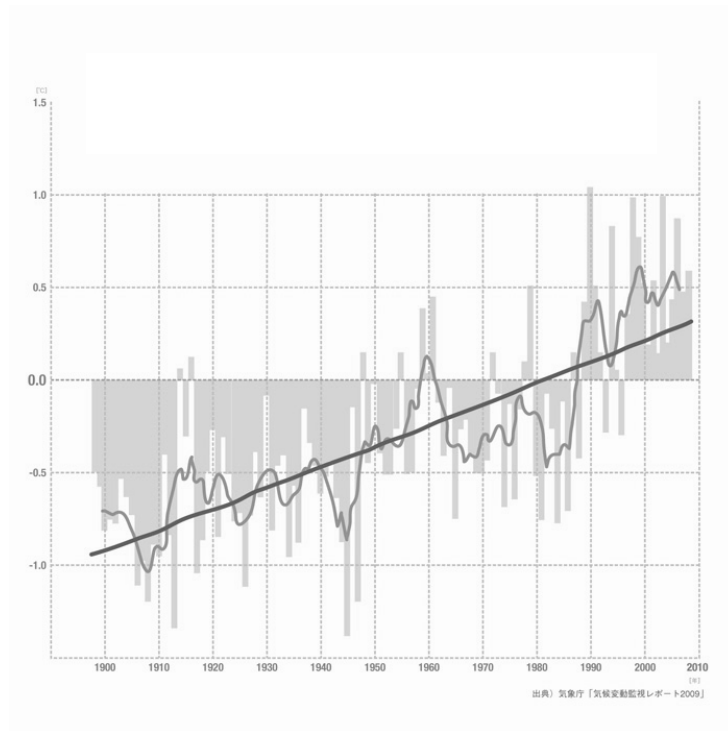
日本の平均気温は、20世紀の100年間で約 $1.0^{\circ}\text{C}$ 上昇しました。これは、世界全体の気温が約 $0.6^{\circ}\text{C}$ しか上昇していないのに比べて2倍近い大きな数字です。

2010年夏（2010年6月～8月）の日本の平均気温の年間差※は $+1.64^{\circ}\text{C}$ と、夏の気温としては統計を開始した1898年以降で、第1位（こ

れまでの第1位は1994年（6～8月）の高い記録となりました。（資料：気象庁報道発表資料）

※年間差とは平均気温から年平均値を差し引いた値（年平均差ともいう）です。年平均値としては、1971～2000年の30年平均値を使用しています。

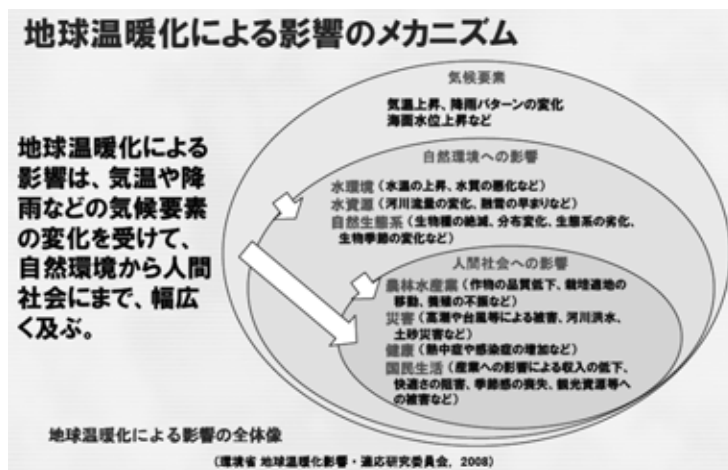
日本における年平均気温の変化（1898年～2009年）



武蔵野市においても、気温の上昇が認められます。地球温暖化に加え、都市活動の拡大や緑の減少に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇等が原因であると考えられます。

武蔵野市においても、このまま地球温暖化が進めば、気温や降雨等の機構の変化をおこし、自然環境から市民生活、人間社会まで、幅広く及ぶと考えられます。

地球温暖化による影響のメカニズム



資料：「地球温暖化の影響・適応情報資料集」（2009年2月、環境省地球環境局）

## (2) 地球温暖化防止に向けた世界、国等の取組

### 世界の動き

1992（平成4）年にブラジルのリオ・デジヤネイロで開催された地球サミットで、地球温暖化防止のための国際的な枠組みを定めた気候変動枠組条約が採択されました（1994〔平成6〕年3月発効）。この条約は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスの大気中の濃度を安定化させることを究極の目的としたものです。

この目的を達成するために、1997（平成9）年12月、気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で京都議定書が採択されました。この議定書は、先進締約国に対し、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990（平成2）年比で、5.2%（日本は6%）削減することを義務付けています。2005（平成17）年2月16日の京都議定書の発効を受け、首脳レベルが集まる国際会議でも、気候変動問題が頻繁に取り上げられるようになりました。

2008（平成20）年8月に開催された洞爺湖サミットでは、「2050年における世界の温室効果ガス排出量を半減する」目標がG8参加国により合意されました。

2009年（平成21）年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP15）では、京都議定書の第一約束期間が終了する2013（平成25）年以降の国際的な約束、いわゆるポスト京都議定書について、議論が行われました。

### 日本の動き

国内においては、京都議定書の採択を受けて、1998（平成10）年に地球温暖化対策推進法を制定しました。地球温暖化対策推進法

では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体の実行計画の策定、一定規模以上の事業者による算定・報告・公表制度等を規定しています。

2008（平成20）年3月には、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画を改定し、低炭素社会の構築を目指し、日本の6%削減約束をより確実に達成するために必要な対策や施策を定めました。

低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋については、低炭素社会づくり行動計画を2008（平成20）年7月に策定し、同計画において温室効果ガス排出量を2050年までに、現状から60~80%削減するという目標を定めています。また、長期目標の実現に向けた通過点となる中期目標については、2009（平成21）年9月の国連気候変動首脳会合（気候サミット）で、「温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する」と表明しました。

さらに、中長期目標を達成するために、地球温暖化対策基本法や国内排出量取引制度、地球温暖化対策税等の議論が始まりつつあります。

### 東京都の動き

東京都は2002年より「地球温暖化阻止！東京作戦」を展開しています。2005年には「環境確保条例」の改正により、地球温暖化対策計画書制度等を強化しました。同年、「地球温暖化対策都庁プラン」及び「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」、2006年12月には「10年後の東京」を策定し、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を掲げました。2007年6月には、25%削減目標の実現へ向けた取組を推進するため、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を発表しました。

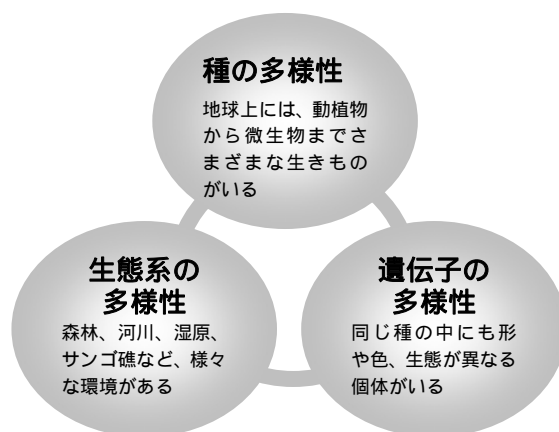
2008年3月には、これらの個別計画を総合する形で環境基本計画を改定し、世界の諸都市の規範となる持続可能な都市モデルの発信を目指しています。また同年6月、環境確保条例を改正し、大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書制度の強化（二酸化炭素排出削減の義務化、排出量取引制度の導入）、中小規模事業者の地球温暖化対策推進制度の創設、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入、建築物環境計画書制度の強化、家庭用電気機器等に係る二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減対策の強化等を打ち出しています。

### （3） 生物多様性とは

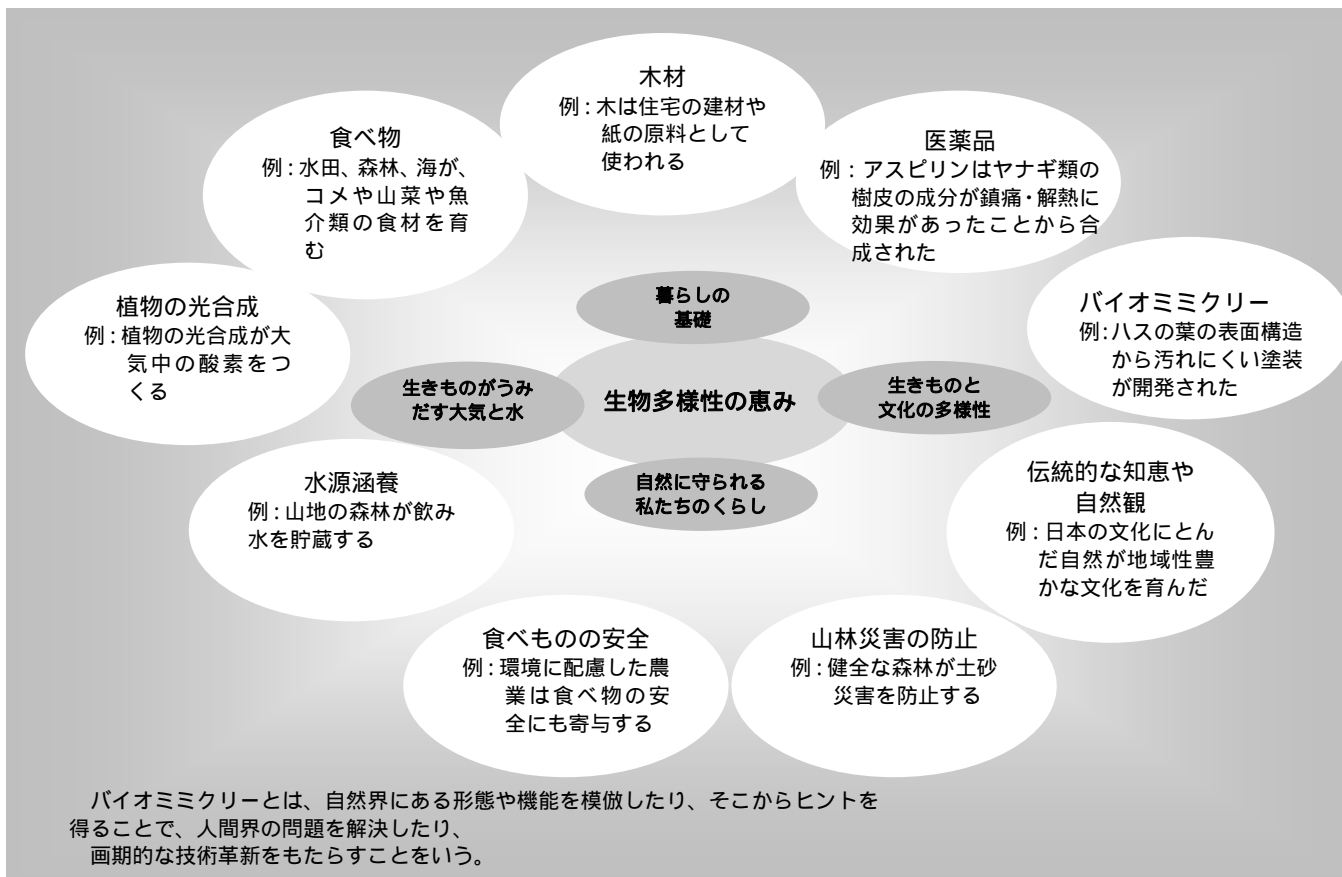
「生物多様性」とは右図のような、「種の多様性」「遺伝子の多様性」「生態系の多様性」を指し、動植物や微生物といった様々な生きものが、

個体レベル・遺伝子レベルでつながり合い支え合うことで、生態系の豊かさやバランスが保たれていることを言います。

私たちの生活は、生物多様性がもたらす恵みによって成り立っています。



### 生物多様性の恵み



資料：環境省

## **(4) 生物多様性の保全に向けた世界、国等の取組**

### **世界の動き**

1992（平成4）年、ブラジルのリオ・デジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）では、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001年から2005年にかけては、95カ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行いました。その「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の4分の1を耕地が占めること、漁獲対象種の4分の1が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約3分の2について質が低下していると指摘されました。

### **日本の動き**

日本も1993（平成5）年に生物多様性条約を締結した後、生物多様性国家戦略を策定し国レベルでの様々な具体的取組を進めてきました。

2008（平成20）年には、生物多様性基本法が制定され、地方自治体の責務や地域レベルでの生物多様性戦略の策定の必要性が明示されました。また、2010（平成22）年は、国際生物多様性年であるとともに、10月には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催されることになっています。

なお、生物多様性基本法では、地方公共団体の責務（第5条）として、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する

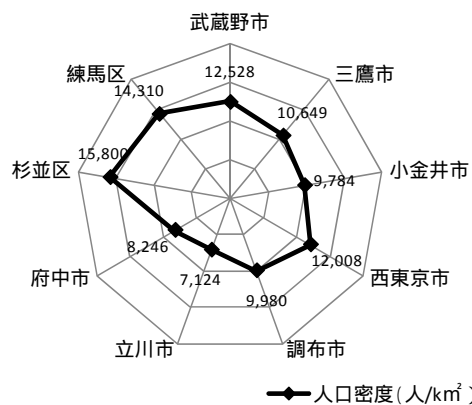
責務を有する。」と規定しています。地方公共団体においては、同法に沿って次のような施策展開が求められています。

- ・地域の生物多様性保全
- ・野生生物の種の多様性保全等
- ・外来生物等による被害の防止
- ・国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ・生物資源の適正な利用の推進
- ・生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- ・地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ・多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- ・調査等の推進



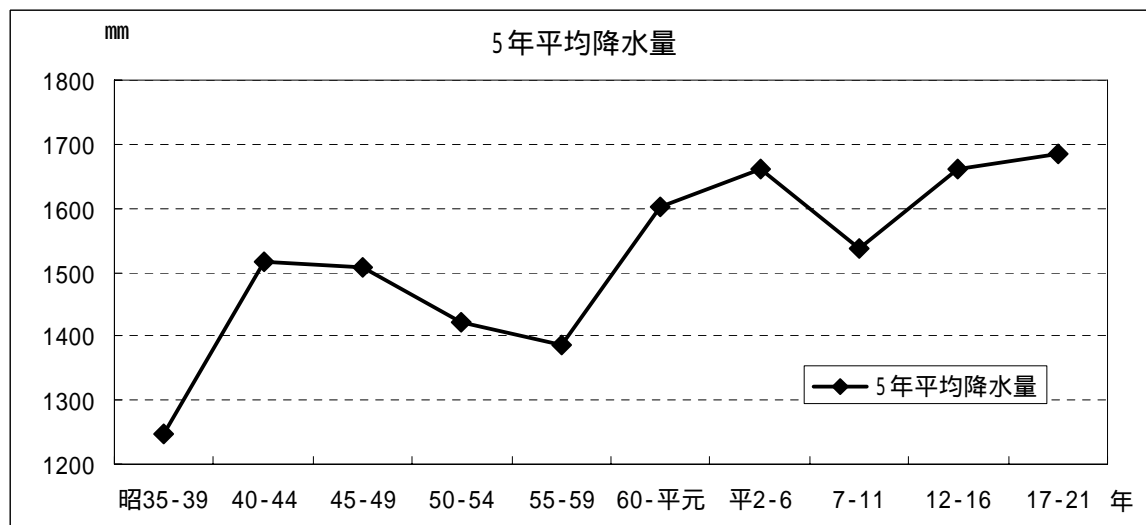
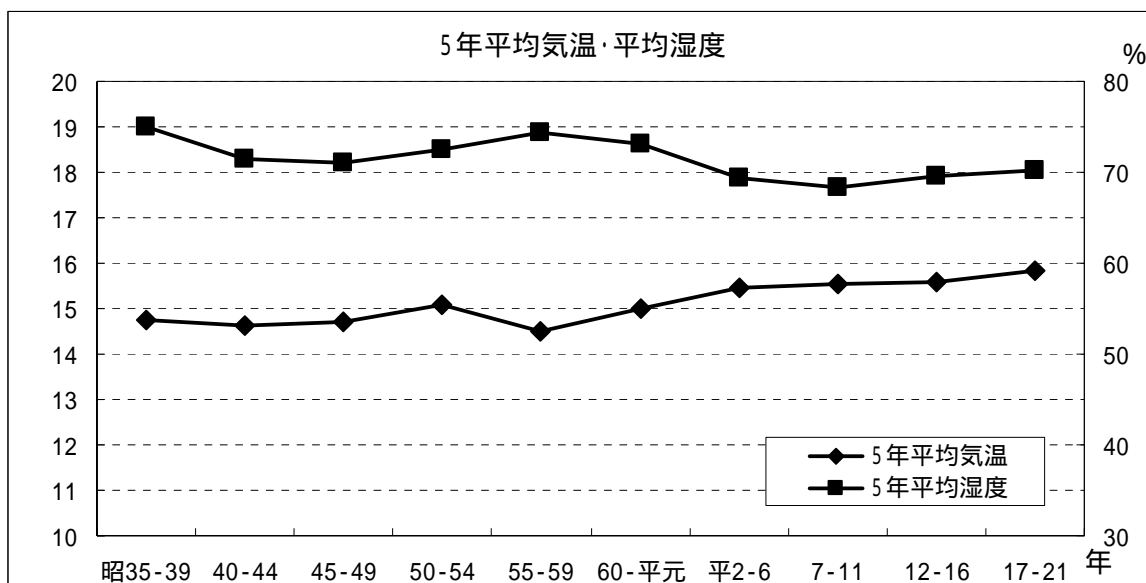
## 資料2 武蔵野市の環境データ

### 周辺区市との人口密度の比較



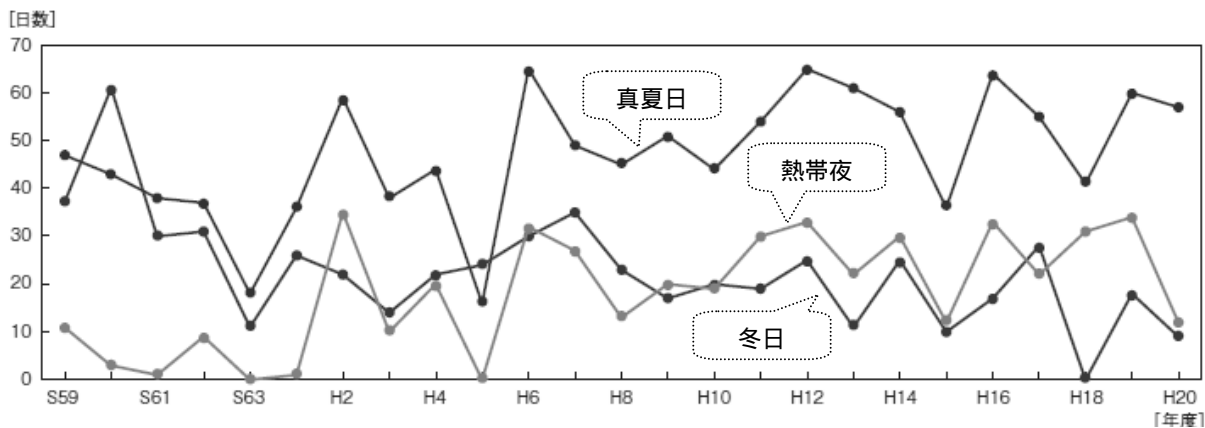
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

### 気温、湿度、降水量の状況（5か年の平均気温の推移）



出典：武蔵野市市勢統計

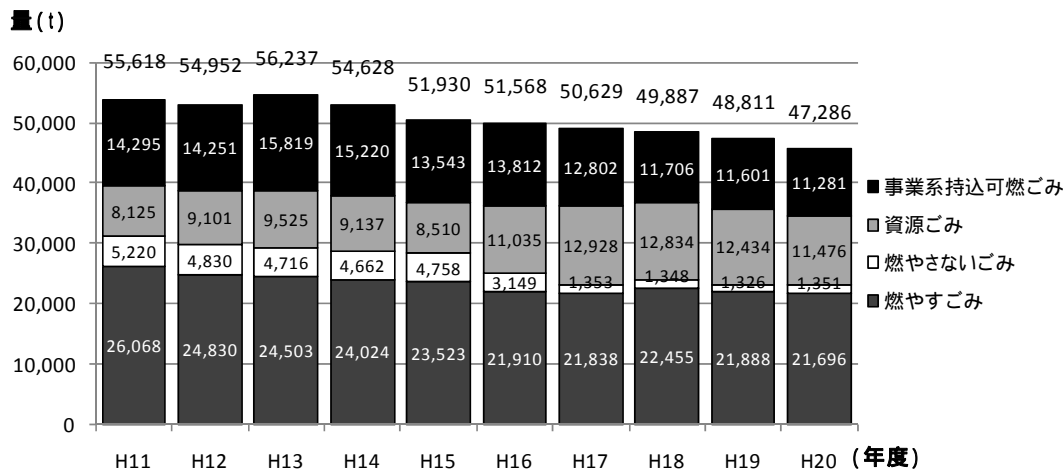
### 真夏日、熱帯夜、冬日の日数の推移



※真夏日…最高気温が30℃以上の日 熱帯夜…最低気温が25℃以上の日 冬日…最低気温が0℃未満の日  
 ※市庁舎で測定。(H17年6月からH20年6月までは屋上仮設のため、高めの値となった。)

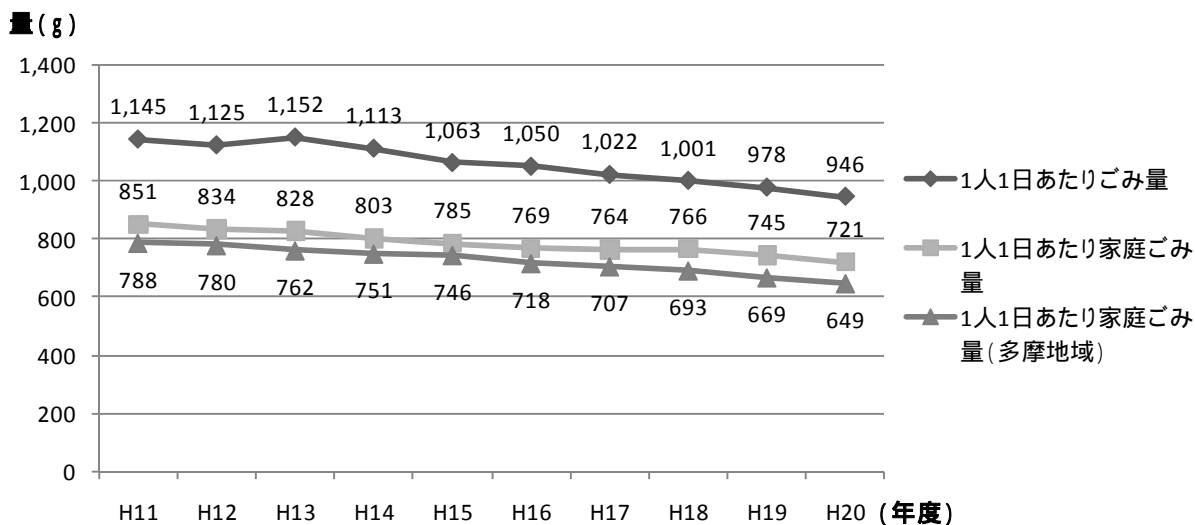
出典：平成21年度版武蔵野市地域生活環境指標

### ごみ量の推移



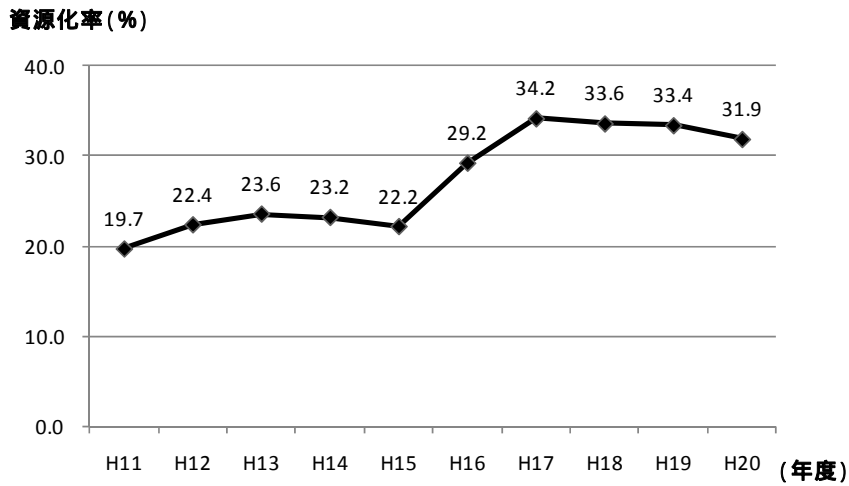
出典：平成21年度版武蔵野市地域生活環境指標

### 1日あたりごみ量の推移



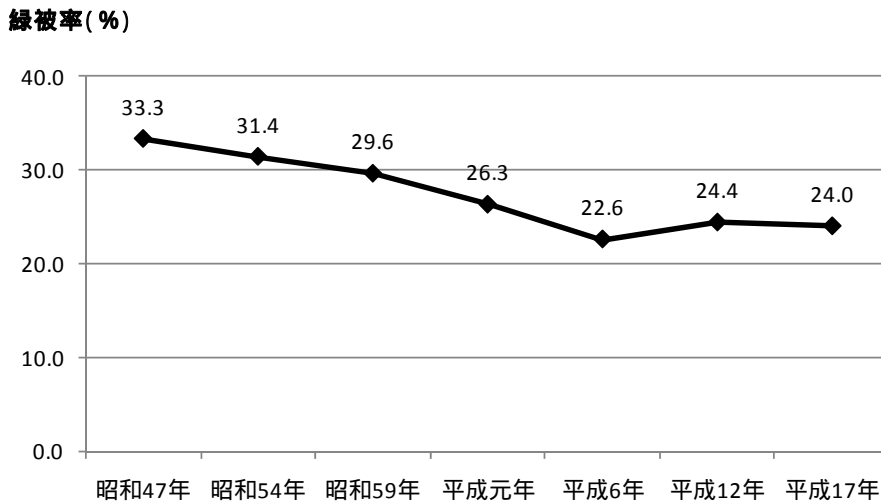
出典：平成21年度版武蔵野市地域生活環境指標

### 資源化率の推移



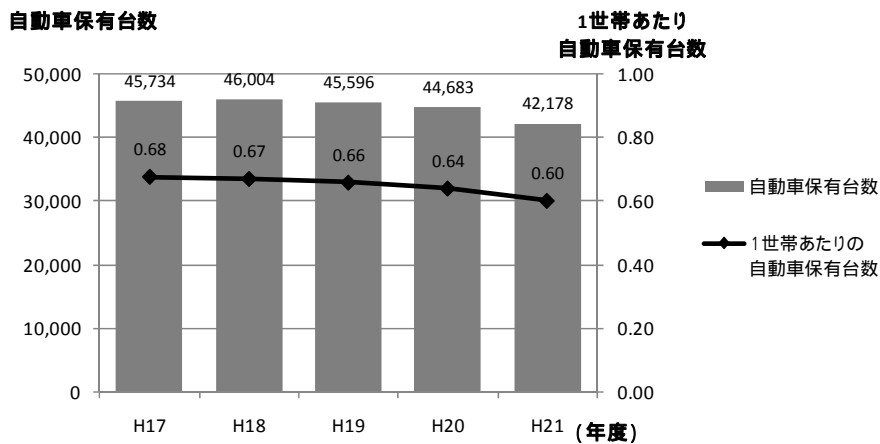
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

### 緑被率の推移



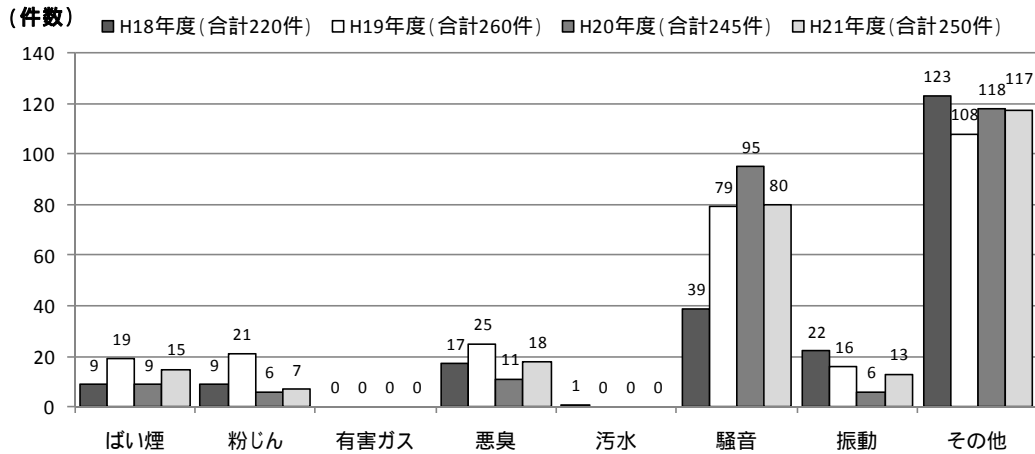
出典：武蔵野市自然環境等実態調査報告書

### 自動車保有台数の推移



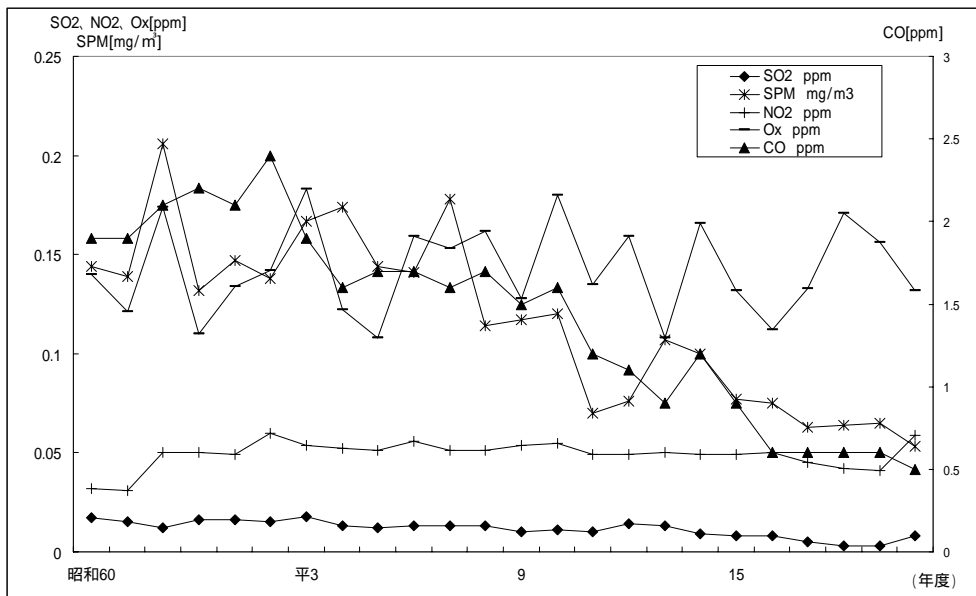
出典：武蔵野市市勢統計

## 公害苦情受付件数の推移



出典：平成 21 年度武蔵野市の環境保全

## 大気環境状況の推移

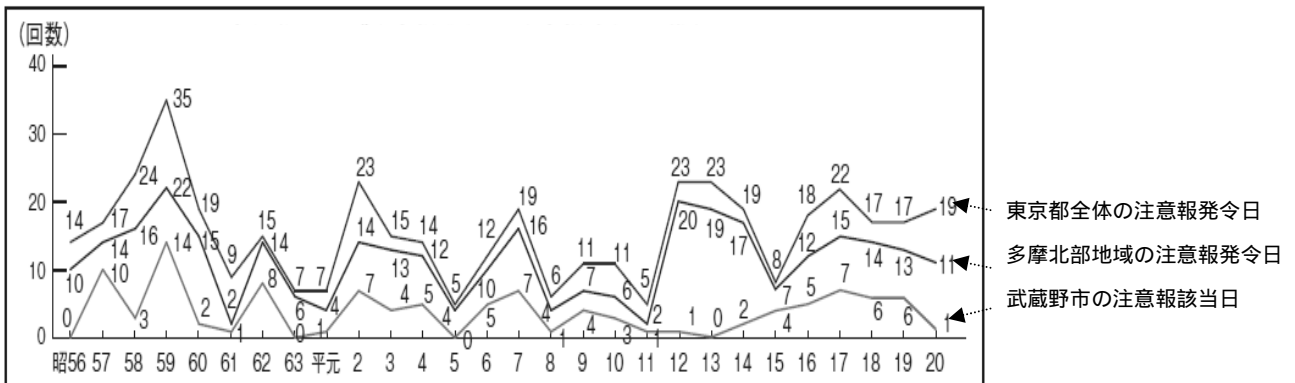


グラフ上の数値は年平均値です。

SO<sub>2</sub>：二酸化硫黄、CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、Ox：光化学オキシダント

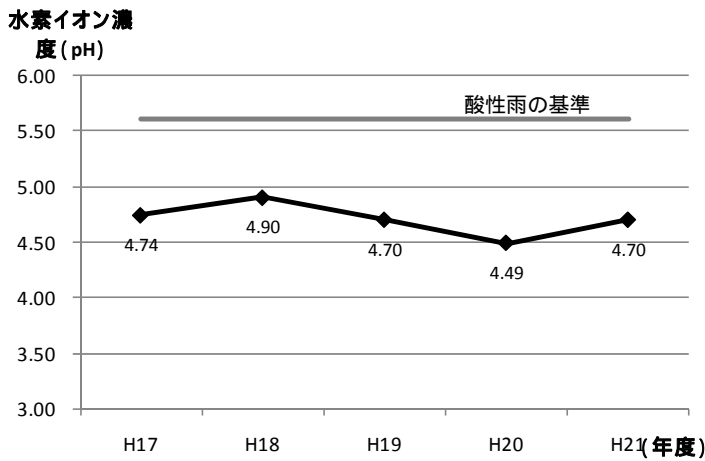
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

## 光化学スモッグ注意報発令日と注意報該当日の推移



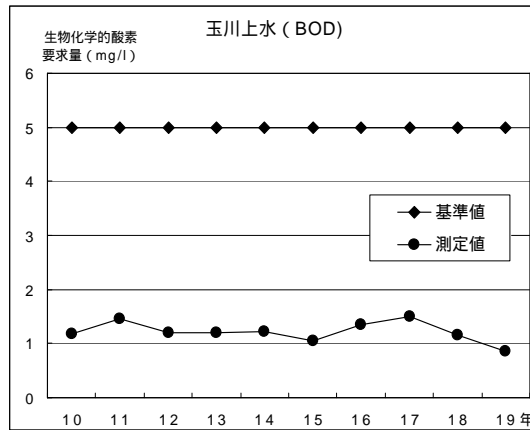
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

## 酸性雨の推移



出典：平成 21 年度武蔵野市の環境保全

## 玉川上水の水質 (BOD の推移)



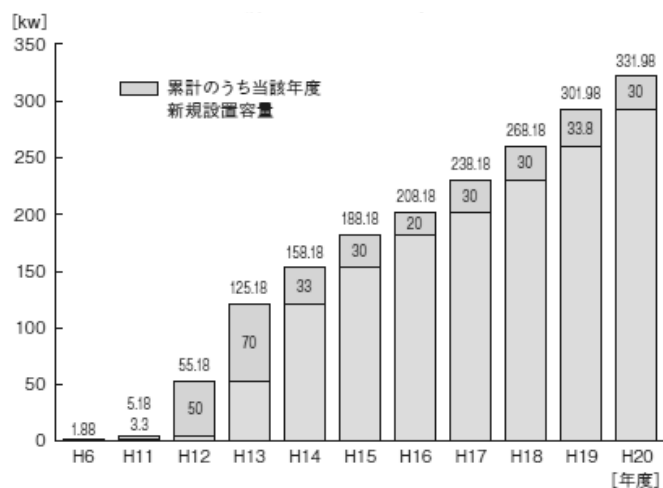
出典：平成 21 年度武蔵野市の環境保全

## 環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン	1 年平均値が 1 m <sup>3</sup> あたり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/ m <sup>3</sup> ) 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

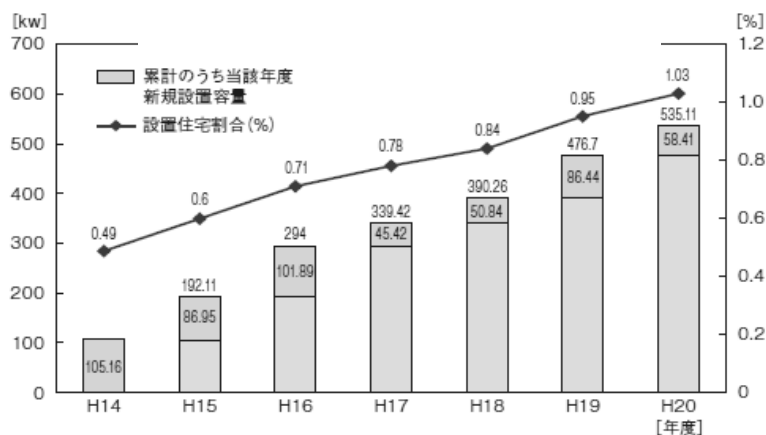
※ppm…百万分の一（気体の場合、1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>含まれる濃度）を指します。

## 公共施設における太陽光発電システムの設置容量の推移



出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

## 住宅の太陽光発電システムの設置容量の推移



本データは、住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成に対して申請のあった設置容量による。設置容量には、平成 13 年度以前の数値は含まれて降りません。

出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

# 資料3 第二期環境基本計画（改訂版）の目標達成状況

分野	項目	目標値 (平成22年度)	策定当初の参考値 (平成17年度)	途中実績 (平成21年度)	評価	備考
2006(平成18)～2010(平成22)年の市の平均気温	過去1年間に環境学習に参加した人の割合	15.32	15.60 (平成12～16年の平均気温)	15.67 (平成18年度)	+0.68	成蹊気象観測所データ:365日の平均
	こどもエコクラブの数 [20年度改訂追加項目]	10	6% (平成17年度)	9.1% (平成21年度)		環境基本計画策定に伴う市民意識調査による
ライフスタイル	地域全体の温室効果ガス排出量	1990年比-6% (526.7千t-CO2以下)	1990年比+18.2% 662千t-CO2 (平成15年度)	1990年比+0.8% 564千t-CO2 (平成17年度)	-	上段は、現行計画において算定・公表している値を示します。 下段は、現行計画策定後に公表された「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)」(平成21年6月、環境編)に基づき、改めて算定した値を示します。
	公共施設における太陽光発電設備容量	400kW	1990年比+4.0% 582.9千t-CO2 (平成17年度)	1990年比+11.2% 622.9千t-CO2 (平成19年度)	x	
	民間住宅における太陽光発電設置住宅割合	1.2%	0.71% (平成16年度)	0.95% (平成19年度)	1.42% (平成21年度)	二小30、桜野小10、桜堤住宅5.85kW H21年度新規設置件数:97件
	市民一人1日あたりのごみ排出量	722g以下	-	743.3g (平成19年度)	695.6g (平成21年度)	
緑と水	過去1ヶ月間に過剰包装を辞退したことの人の割合	90%	83% (平成17年度)	-		環境基本計画策定に伴う市民意識調査による
	緑被率	24.5%	24.4% (平成12年度)	24% (平成17年度)	-	緑の基本計画策定に伴う調査
	保存樹木の本数	720本	675本 (平成16年度)	685本 (平成19年度)	742本 (平成21年度)	
	屋上緑化等を導入した市の公共施設数	8施設	3施設 (平成17年度)	5施設 (平成19年度)	5施設 (平成21年度)	本庁舎・大野田小・千川小・境南第2保育園・吉祥寺保育園
交通・運輸	公有地の緑被地面積、民有地の緑被地面積 [20年度改訂追加項目]	公有地 93.765ha 民有地 169.20ha	-	公有地 91.73ha 民有地 165.8ha (平成17年度)	-	緑の基本計画策定に伴う調査
	交差点における環境基準	環境基準の維持	0.022 (平成16年度) 要請限度超過 0箇所 (平成16年度)	0.019 (平成19年度) 要請限度超過 0箇所 (平成19年度)	0.012 (平成21年度) 要請限度超過の箇所 (平成21年度)	武蔵野警察署前における窒素酸化物濃度(mg/100cm <sup>2</sup> /日)
	1世帯あたりの自動車保有台数	0.65台	0.67台 (平成17年度)	0.656台 (平成19年度)	0.599台 (平成21年度)	市内5箇所における騒音・振動調査結果
	電線類地中化延長	6.0%	5.5% (平成16年度)	5.9% (平成19年度)	-	
景観・まちづくり	下水道の耐震改修箇所数	740箇所	96箇所 (平成17年度)	416箇所 (平成19年度)		順調に推移している
	地下水の涵養に取り組み世帯の割合	20%	14% (平成17年度)	-	10.9% (平成21年度)	環境基本計画策定に伴う市民意識調査による
	大気・水質・土壌各項目の環境基準を超えた項目数(参考指標)	-	21項目 (平成16年度)	11項目 (平成19年度)	x	光化学オキシダント
健康・安全	光化学スモッグ注意報の発令日数(参考指標)	-	12日 (平成16年度)	13日 (平成19年度)		
				6日 (平成21年度)		

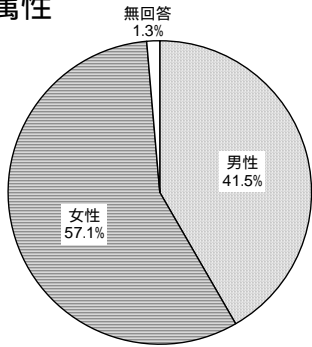
# 資料4 市民アンケート結果

- ◆調査対象 市内在住の20歳以上の男女1,000人
- ◆調査方法 郵送による配布・回収
- ◆調査期間 平成22年7月16日(金)～7月30日(金)
- ◆回収状況 標本数958(差出数1,000のうち不達42)、有効回収数378、回収率39.5%

## 1) 回答者の属性

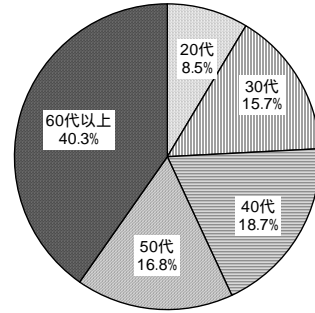
n: 回答者数

### (1) 性別



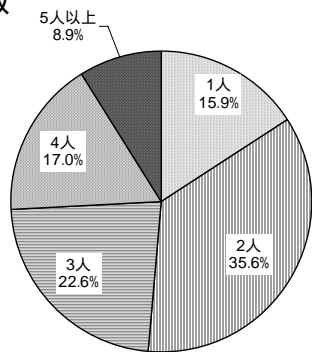
n=378

### (2) 年齢



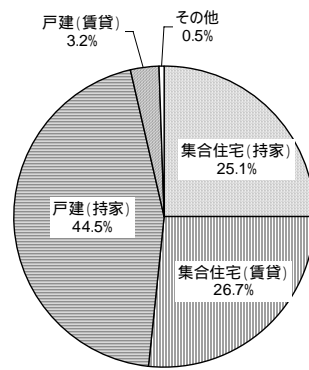
n=375

### (3) 世帯人数



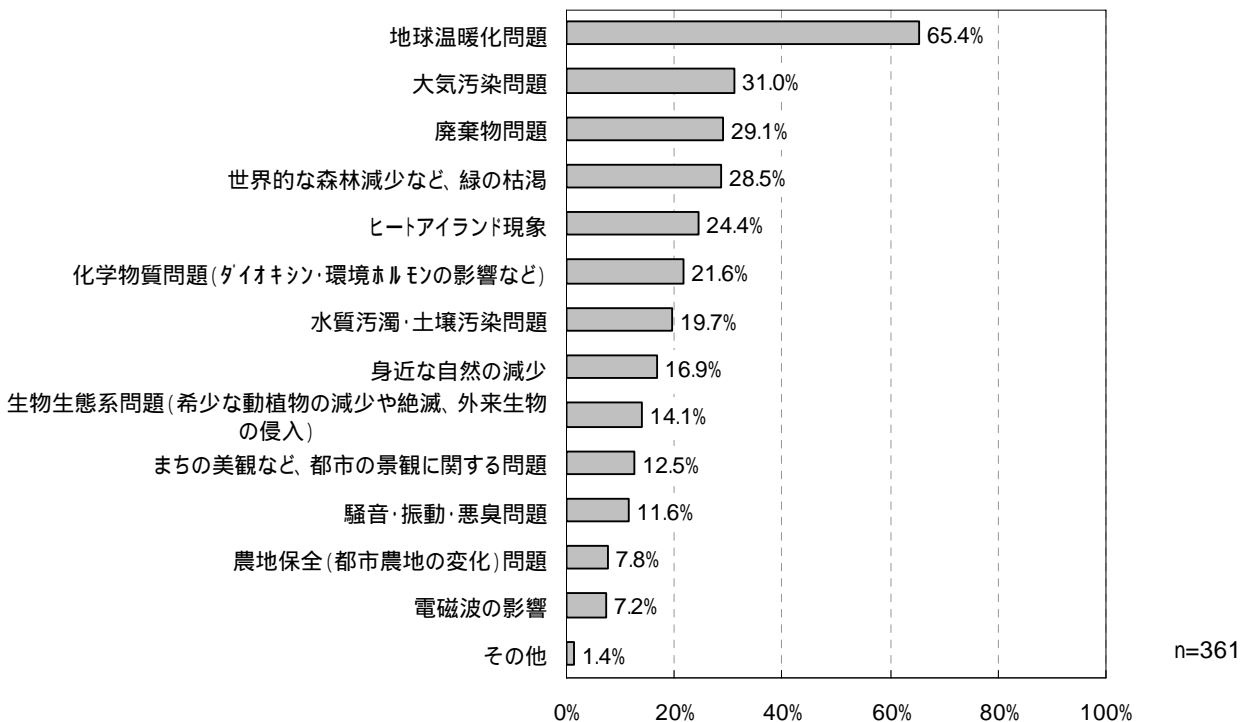
n=371

### (4) 住まいの形態



n=375

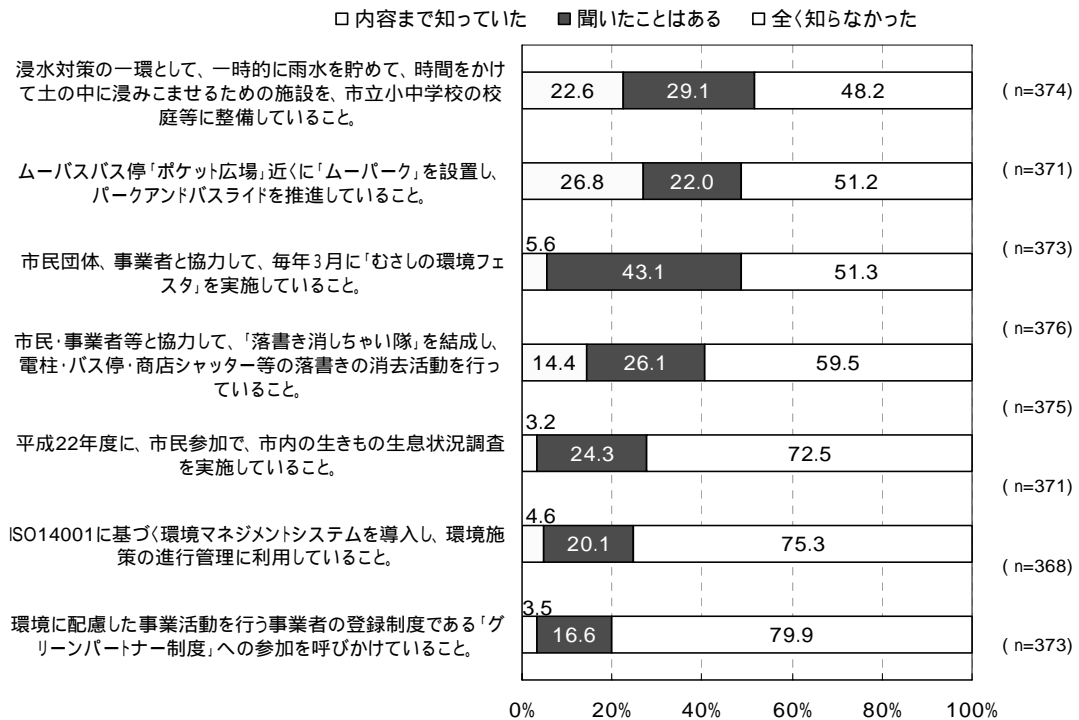
問1 以下の選択肢に掲げられる環境の課題について、優先的に実施していくべきとあなたが思うものを3つまで選び、あてはまる番号に をつけてください。



n=361



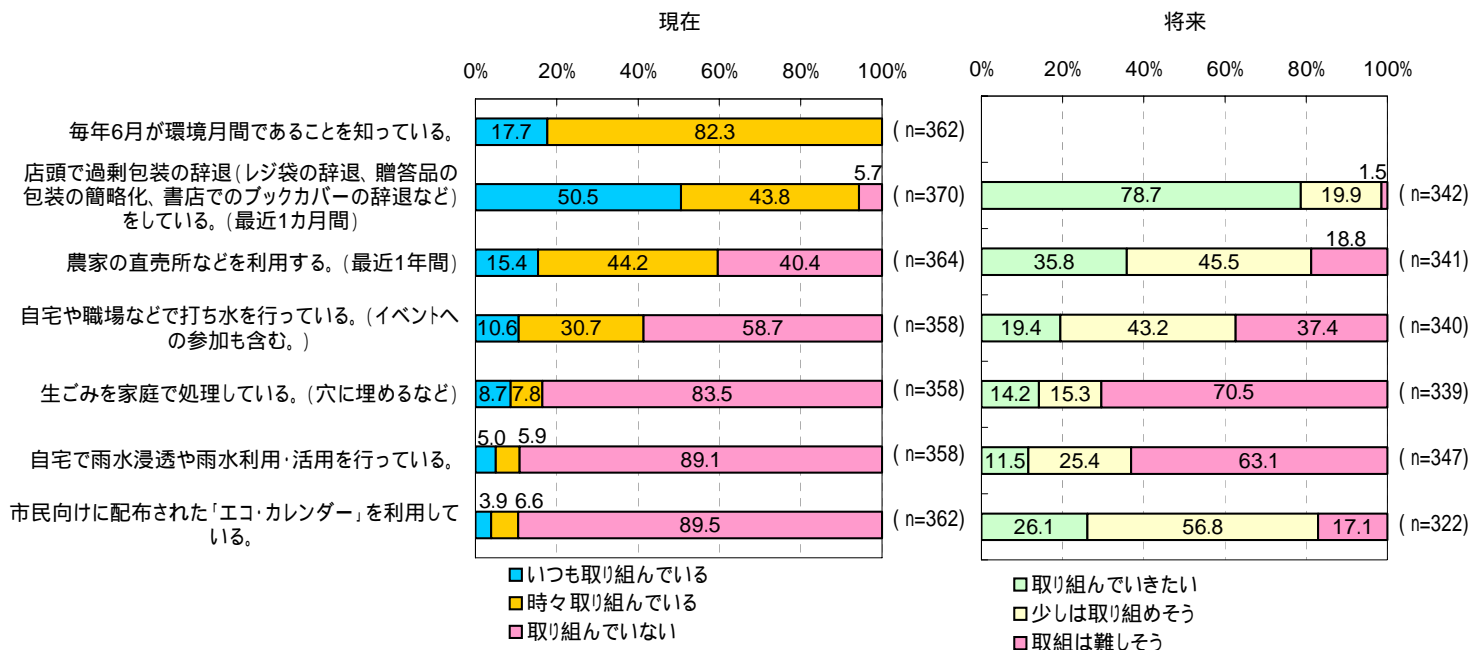
問 2 武蔵野市が行っている環境に関する取組について、お聞きになったことはありますか。それぞれの取組について、あてはまる番号に を付けてください。



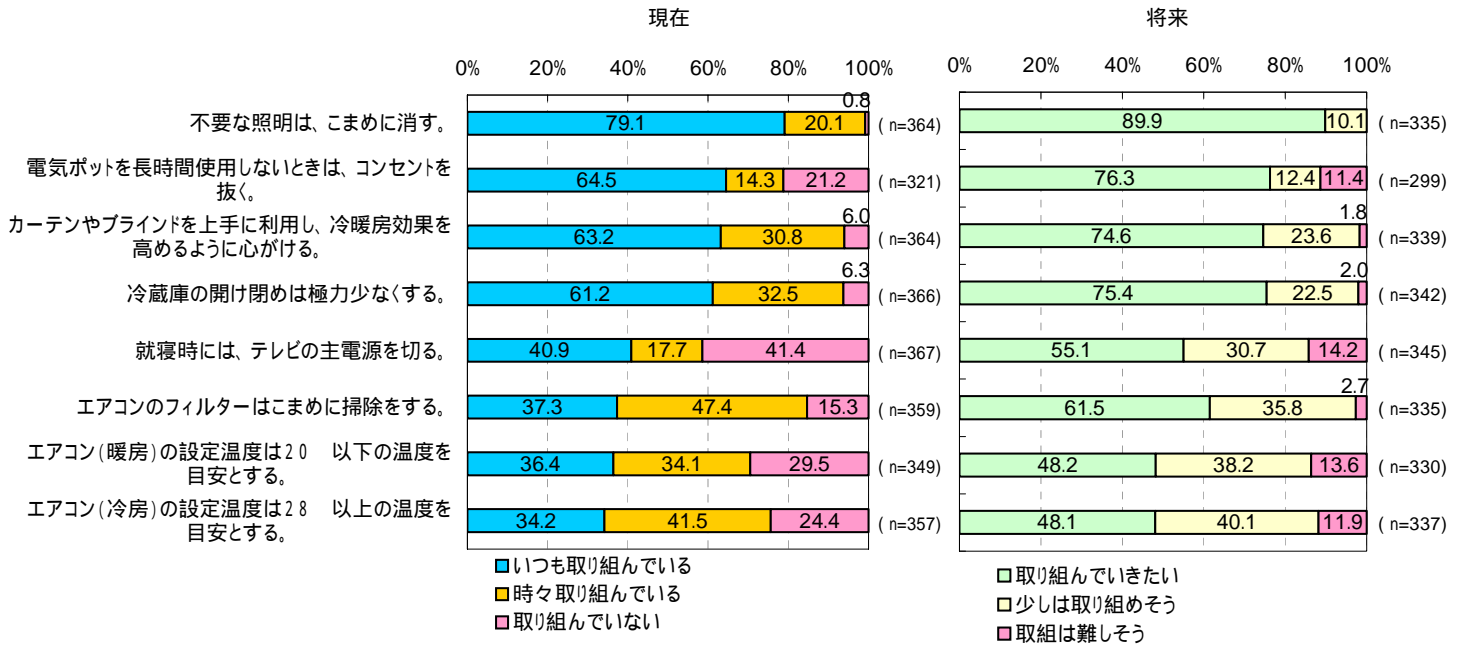
## 2) 日常生活での環境に配慮した取組について

問 3 以下は、日常生活での環境に配慮した取組です。それぞれについて「現在の取組状況」にあてはまるものをそれぞれ1つ選び、 を付けてください。  
また、「今後の取組の意向」についても同様に、あてはまるもの1つに を付けてください。

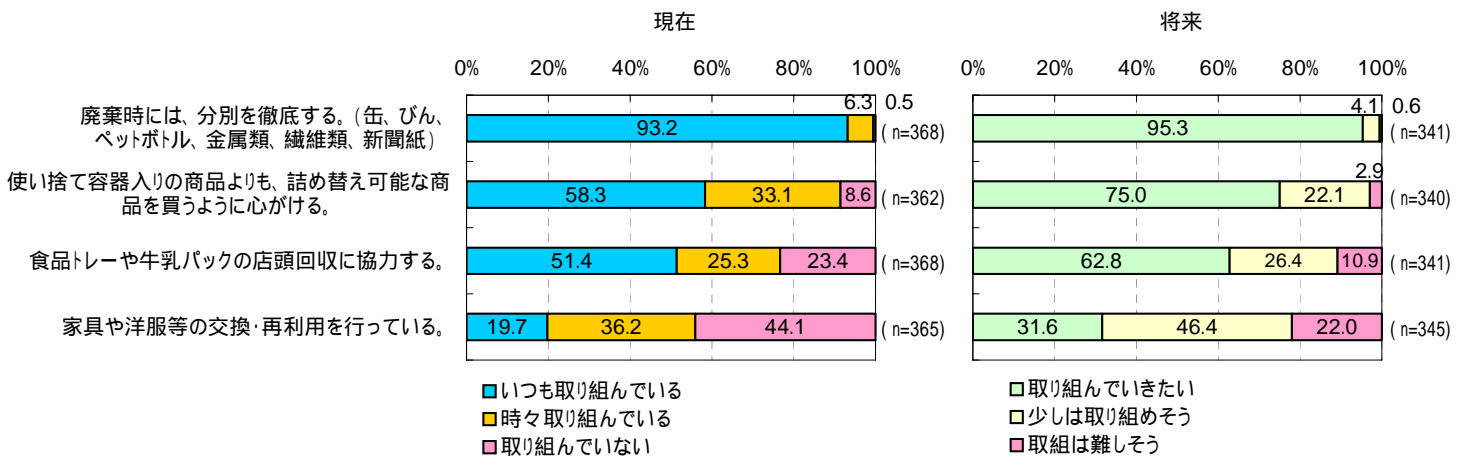
### ライフスタイルに関する取組



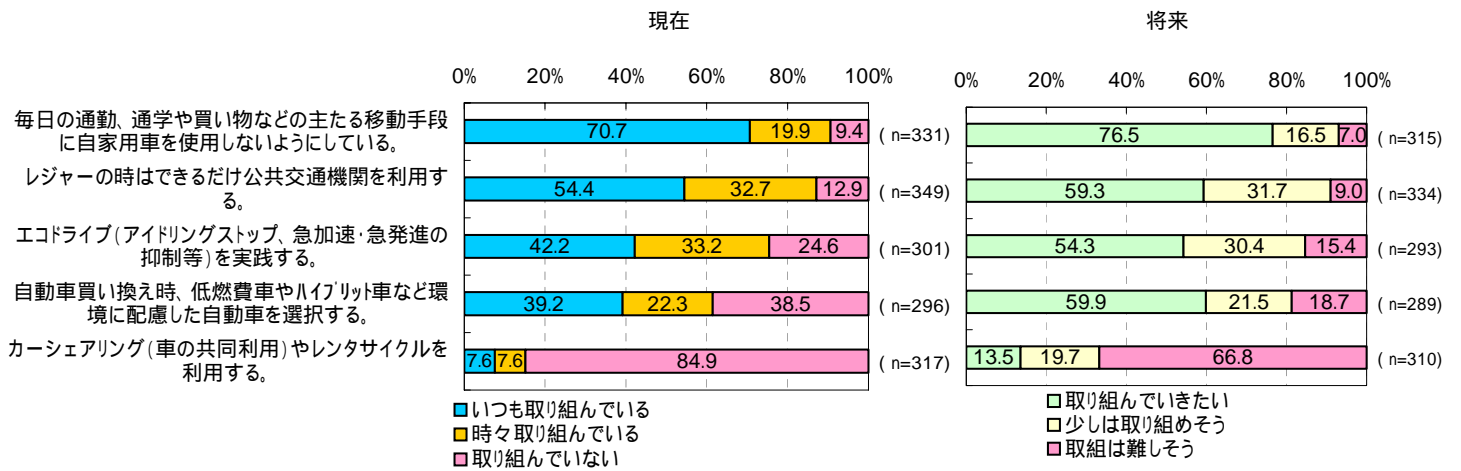
## 省エネに関する取組



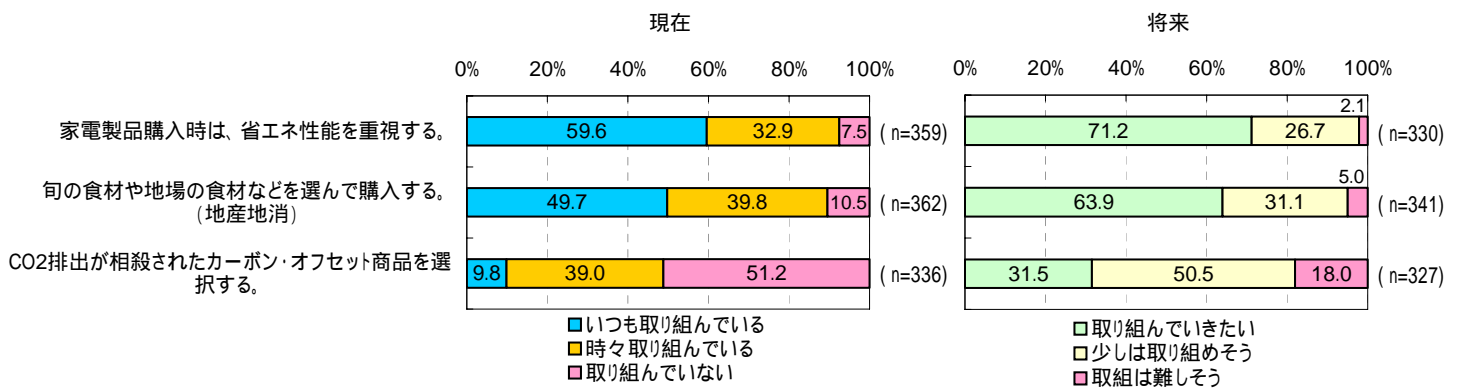
## ごみの削減・リサイクルに関する取組



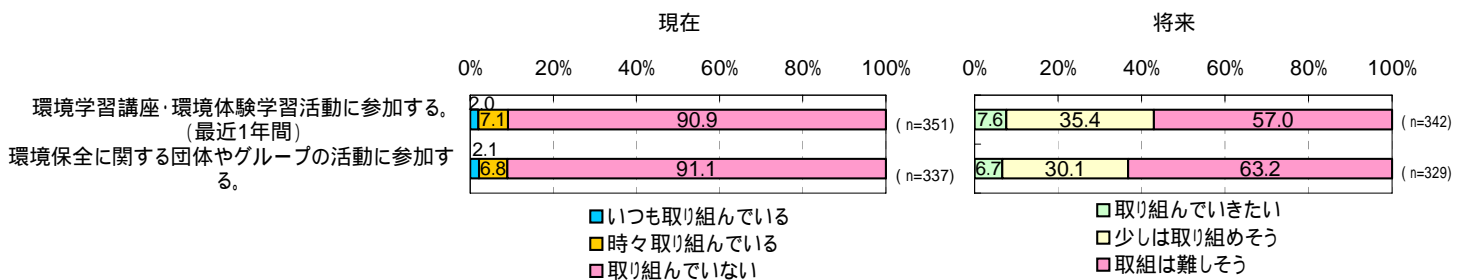
## 自動車の利用に関する取組



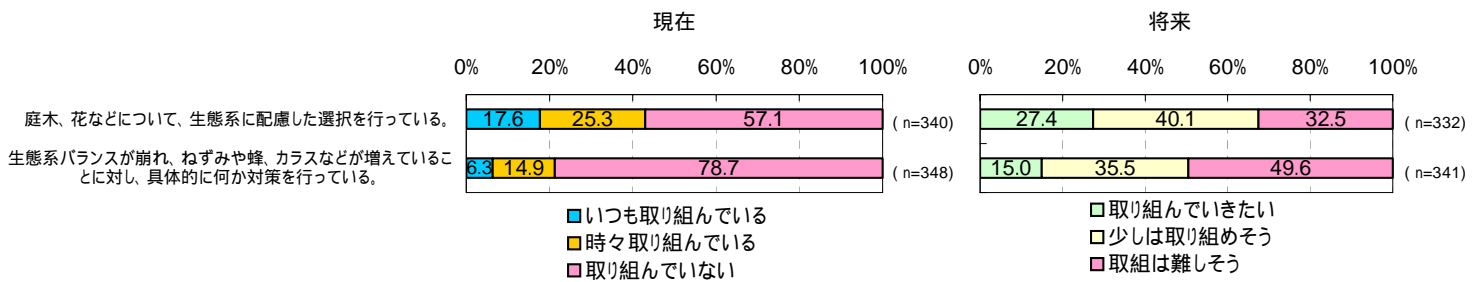
## CO<sub>2</sub>の排出の少ない商品の選択に関する取組



## 環境学習に関する取組

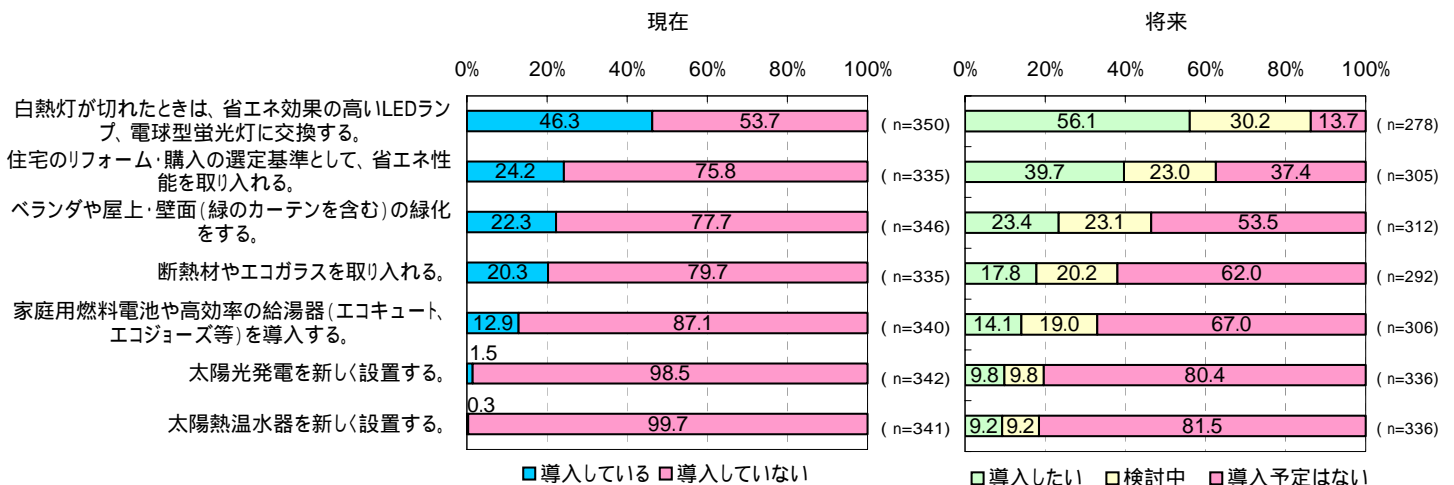


## 生態系保全への配慮に関する取組



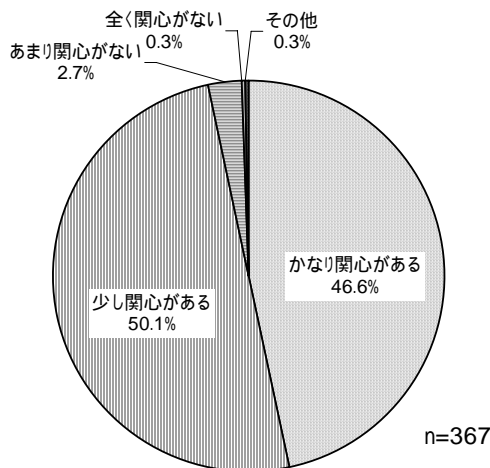
### 3) 住宅の省エネルギー対策について

問4 以下は、住宅の省エネルギー対策です。各対策について「現在の取組状況」にあてはまるものをそれぞれ1つ選び、を付けてください。  
なお、「2.導入していない」とお答えいただいた方は、「今後の取組の意向」について、あてはまるもの1つに を付けてください。



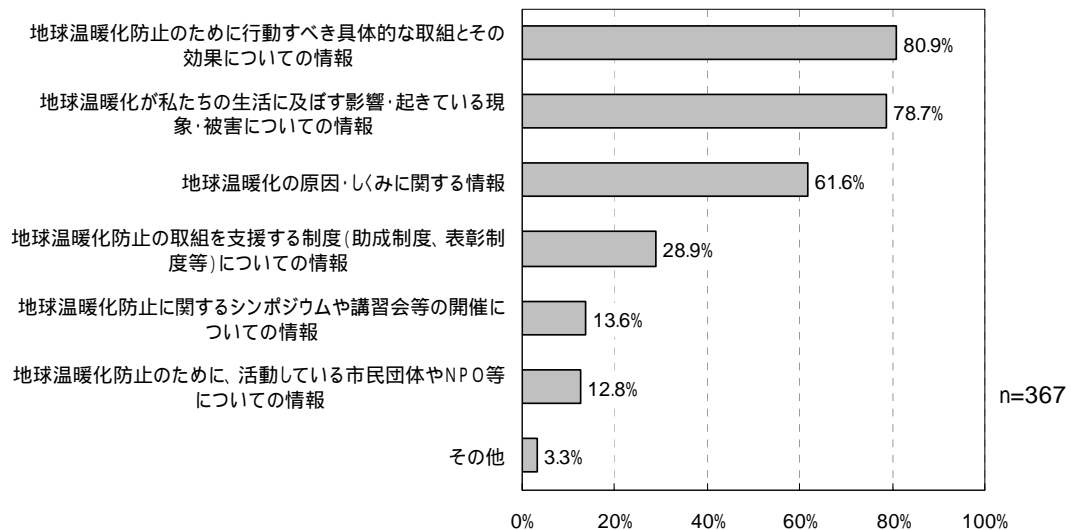
### 4) 地球温暖化問題への関心・認識等について

問5 あなたは地球温暖化問題に関心をお持ちですか。あてはまるもの1つを選び、番号に を付けてください。



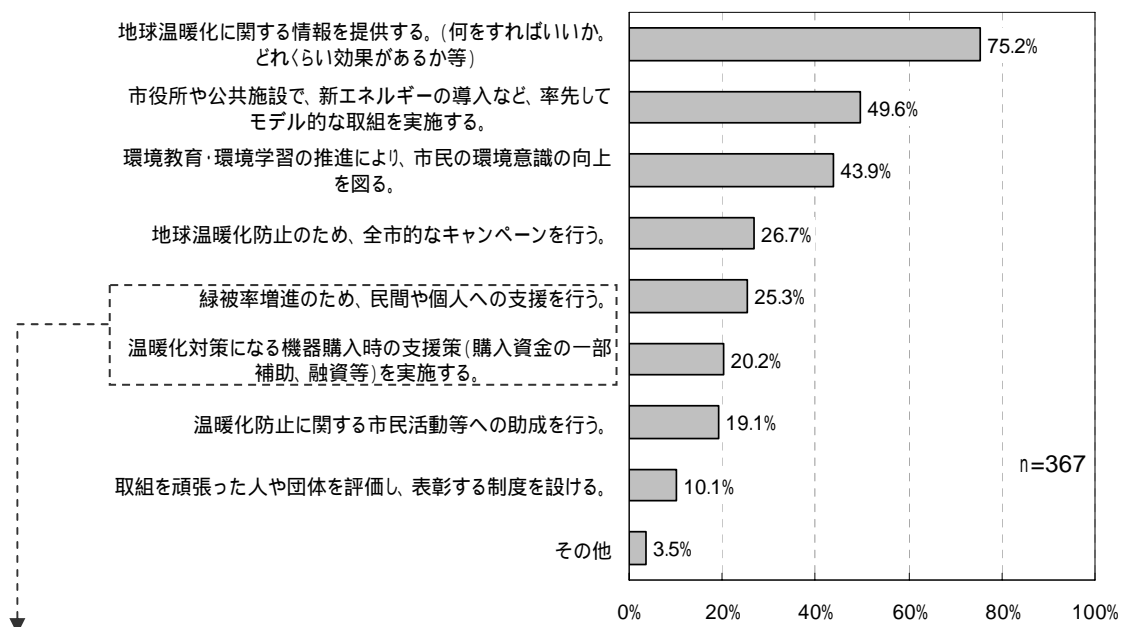
## 5) 地球温暖化問題に関する情報の必要性について

問6 今後、地球温暖化防止の取組をさらに進めるためには、どのような情報が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に を付けてください。

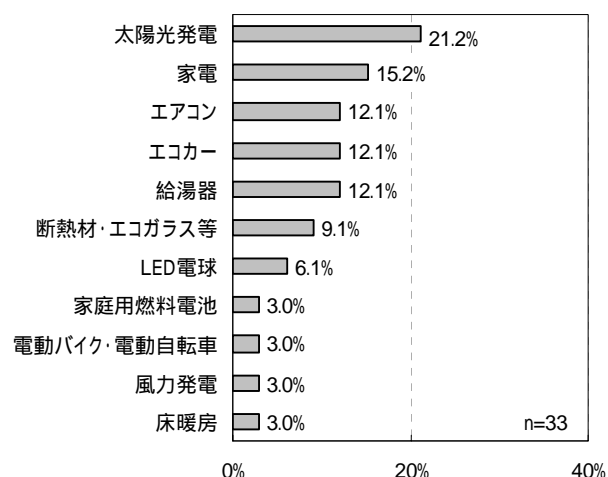


## 6) 地球温暖化問題に対する行政への要望について

問7 武蔵野市において、市民が地球温暖化防止のための行動を積極的に行うようにするために、市はどのようなことを実施すべきと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に を付けてください。



< 支援してほしい機器等 >



問8 環境に関する取組を市全域で推進するにあたり、市への要望や施策に対する意見や提案、アンケートに対する意見等ございましたら、ご自由にお書き下さい。

項目	回答数
まちづくり・都市景観について	38 件
道路整備・交通安全に関する要望	8 件
建築物や看板設置の際の景観への配慮について	3 件
生活環境改善への要望（ごみ・悪臭・カラス・騒音等）	11 件
緑化について	7 件
まちづくり・都市景観について	9 件
市の公共施設の省エネ対策・自然エネルギー利用に関して	3 件
環境配慮型商品・自然エネルギー導入の推進・助成について	7 件
情報提供・広報について	31 件
生活の中での取り組み事例等の提案を要望する意見	10 件
集合住宅での取り組みについて	6 件
行政・市民団体などが行っている取組のPR・情報発信についての要望	12 件
その他	3 件
市民活動の支援・イベントについて	8 件
教育について	3 件
アンケート調査について	7 件
その他	35 件
計	132 件

## 資料5 中間のまとめに対する意見

### <オープンハウス>

パブリックコメントの一形式として、期間内に市内公共施設においてオープンハウス形式で計画中間のまとめに関する意見募集を行いました。

- ◆開催日時 平成23年1月21日(金) 13時から19時まで
- ◆開催場所 かたらいの道市民ホール(中町1-11-16 スカイクロスタワー1F)

- ※関心のある話題
- 1 環境教育・学習・市民活動支援などに関する問題
  - 2 生活の中での環境保護・環境配慮に関する問題
  - 3 生物多様性保全・緑地や水辺の保護などに関する問題
  - 4 道路環境、交通環境に関する問題
  - 5 都市の景観や美化、まちづくりの環境配慮などに関する問題
  - 6 浸水・耐震対策などの危機管理、生活環境の維持などに関する問題
  - 7 その他(自由記述)

No.	市民からのご意見	計画への対応
1	大変ではあると思いますが、景観や交通のためにも、電線地中化延長の目標を6%からより上げ、改善できたらと思います。 (市外・男性・20～30代・関心のある話題4)	前計画で掲げていた電線地中化率の目標6%は、平成21年度末に達成しました。今後もさらに整備を進め、将来的に事業完成後、全市道の地中化率9.3%を目指します。
2	難しい問題も多いが、市民一人ひとりが意識するよう啓発活動を多くした方がいい。 (市外・男性・40～50代・関心のある話題1,2)	ご意見のとおり、幅広い対象、幅広いテーマでの環境学習機会、体験型環境教育を充実させます。また、市民の取組としても、環境問題に興味を持つために、自分自身が当事者である自覚を持つことを今回新たに取上げています。
3	大変意義深い発表だと思います。行政の取組が多岐にわたっている事を読み取ることができました。ただ、内容が濃い分、個々の取組の掘り下げがやや浅いかもかもしれない、とは感じました。問題点→それに対する答え(取組)をもっとダイレクトに示すか、ポイントを絞った方が、より伝わりは良いのではないかと思います。 (市内在住・男性・20～30代・関心のある話題1,3,4,6)	環境方針ごとに、まず現状分析と評価を記し、次に行政(市)の取組について、施策の展開や具体的な事業について述べています。さらに、市民の取組・事業者の取組について、掲載しています。 したがって、現状の記載が適切と考えています。
4	昨年の25%削減(温室効果ガス)の発表には驚いていましたが、2020年度の目標として、現在の位置と分かり、少し理解が出来たと思います。個人的には直接取り組めることが交通やゴミが一番の身近なことですので、関心はそこにあります。これは、ごみ対策なので今回とは少し違うかもしれませんが、ごみの出し方をもっと細く、他市の対策も取り入れて頂きたいと思っています。 (市内在住・女性・40～50代・関心のある話題2,4,6)	ご意見のとおり、ごみ減量・資源の循環的利用を推進していきます。具体的なごみ対策は、ごみ市民会議等での討議や、他自治体の先進事例なども参考に検討していきます。

No.	市民からのご意見	計画への対応
5	<p>学生（特に小学生）の頃は、環境について学ぶ機会も多くあったように思いますが、卒業してしまうと、特別に興味を持たなければ触れる機会も少なくなるように思います。</p> <p>社会全体での取組が大切になることだと思いますので、学校教育から離れてしまった世代への啓発は、難しい問題ですが、考えていかなければならないことかな、と思います。</p> <p>（市外・女性・20～30代・関心のある話題1,5,6）</p>	<p>ご意見のとおり、子どもだけでなく高齢者など幅広い対象への環境学習機会を充実させるとともに、環境情報について幅広くわかりやすく提供します。</p>
6	<p>・グリーンパーク遊歩道は、本当にすばらしいと思います。</p> <p>・自転車の乗り方・交通ルールなどを小学校から指導してほしい。</p> <p>（市内在住・男性・60代・関心のある話題2）</p>	<p>グリーンパーク遊歩道含む緑地は、市の自然環境の骨格を成すと位置づけています。</p> <p>小学校では、自転車安全教室を実施しており、引き続き自転車の安全走行の啓発を実施します。</p>
7	<p>第3期環境基本計画について、あらためてパネルで確認できました。特に毎日の生活の中でどんな行動をするべきか、見ながら考えてみました。今年の夏、我が家のベランダでゴーヤによる緑のカーテンは猛暑をしのぐために少し役立ったようです。</p> <p>団地の他の人たちは、エアコンをがんがんにかけて過ごしたと言っていました。我が家はうちわだけの冷房ですみました。電気使用量はいつもとあまり変化なかったのが自慢です。団地内は樹木も多く繁っているので、団地内と団地外では温度差を感じます。緑は生物多様性の源といえるのではないのでしょうか。このスペース（かたらいの道スペース）をもっと活用して、勤務先から帰宅する途中に武蔵野市のさまざまな計画を知らせる必要があると思います。</p> <p>（市内在住・女性・60代以上・関心のある話題1,2,3,4,5,6,新クリーンセンターの建設に向けての温暖化防止対策）</p>	<p>本計画でも、市民の取組として緑のカーテンについて掲げています。</p> <p>また、ご意見のとおり、生物多様性が我々の身近な生活の中でも様々な恩恵をもたらしているとし、生物多様性保全を重要な計画の柱と位置づけ目標設定を行っています。</p> <p>公共施設を活用した今回のオープンハウスのような方式は、ご指摘のような効果を狙ったものであり、今後とも、改善を図りつつ市の計画自体のPRを図っていきます。</p>



No.	市民からのご意見	計画への対応
8	<p>自分が住んでいる街はいつまでも美しい街である事、自慢できる街である事のために、環境については真剣に考えています。</p> <p>自分で今、何をすべきかをもっと深く考える事が大切だと思います。そのためにいろいろなまちづくりを拝見でき、とても良かったと思います。</p> <p>今後、できる事は実行していき、今以上に素晴らしい街になるよう自分自身も頑張っていきたいと思います。今日はありがとうございました。</p> <p>(市内在住・男性・20～30代・関心のある話題 1, 2, 4, 5)</p>	<p>ご意見のとおり、まちの美化意識の高揚と実践機会の継続に取り組みます。市民の取組にも、美しいまちづくりのための行動を挙げています。</p>
9	<p>環境問題は地球人、一人々がその意識を持って取り組まなければならない問題と認識しています。意識改革をして、江戸時代の様なリサイクル社会を目指すのも一考かと。</p> <p>(市外・男性・40～50代・関心のある話題 2, 3, 5)</p>	<p>ご意見のとおり、ごみ減量、資源の循環的利用を推進するとともに、本計画では、市民・事業者の取組としてリデュース・リサイクルの心がけを取り上げています。</p>
10	<p>10年、20年、30年後も緑が自然が残っている事を願います。</p> <p>(市外・男性・40～50代・2, 3, 5)</p>	<p>本計画に掲げる「環境像」の実現に向け、中長期的な視点では、生物多様性保全に配慮した生活・暮らしを営み、武蔵野市の自然を守り育てます。</p>
11	<p>武蔵野市は人が多く集まる都市ですが、人が多く集まるとゴミや色々な問題が出てきます。(市外・男性・20～30代・関心のある話題 5)</p>	<p>ご意見のとおり、ごみ減量、資源の循環的利用を推進するとともに、本計画では、市民・事業者の取組としてもごみ減量を掲げています。</p>

<パブリックコメント>

◆ 募集期間 平成 22 年 12 月 15 日（水）から平成 23 年 1 月 23 日（日）まで

No.	市民からのご意見	計画への対応
1	<p>① 全体について</p> <p>1) 全体として、従来にない領域や分野などを取り入れ、幅広く深い論議の成果だと思います。ただし、一部について、検討不足部分があると思います。例えば、環境経営システムや環境教育面などでもう少し広がりのある検討が欲しかったと思います。</p> <p>2) 市民と行政と事業者の協働等については、他市と比較して積極的に進めている方だと考えられるが、市内には高度な専門性を持った市民・団体等がたくさんあるので、それらに参画してもらうような仕組みや策を設定する必要があると思います。</p> <p>3) 環境問題は、地球規模から個人・家庭レベルまで非常に幅広く、直接・間接的に影響が関わってくるので、より積極的な協働・連携システムを構築していく必要があると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、環境問題解決には、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動と協働が重要と位置づけています。また、環境に関する市民活動への支援の一環として、自発的な活動を促す仕組みづくりに取り組みます。</p>
	<p>② 個別問題について</p> <p>1) “市民活動拠点の整備”については、“あり方の検討”というようにあいまいな表現ではなく、拠点数や情報発信・収集、コミュニケーション機会の創出など、踏み込んで考えてほしい。</p>	<p>クリーンセンターの建て替えの一環として、環境に関する普及啓発機能・情報発信機能を確保する拠点の設置を市民参加で検討していることから、本計画では方向性を示すこととしました。</p> <p>したがって、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>2) “事業所の環境経営の普及促進”が入っているが、行政自身の「ISO14000」への評価、環境省が推進している「エコアクション 21」等の比較検討も欲しい。例えば自治体では ISO14000 からエコアクション 21 に変革しているところも多々あります。</p>	<p>今後も情報収集をし、環境マネジメントシステムの効果的な運用を検討します。</p> <p>貴重なご意見ではありますが、現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
1	<p>3) 生物多様性について言及されている事は大変良いが、これは生態系と種と遺伝子の保全・育成をセットとして考える必要があり、特に背景として水辺環境の有無が大きく関係してくることを考えてほしい。</p> <p>この水辺環境を考えた時、武蔵野市の三圏域における水辺空間は非常に大きな差があり、全体のバランスを考慮してほしい。(吉祥寺地区は水辺空間が少ないと思う。)</p> <p>また、水辺の環境整備については、井の頭池や神田川、善福寺川との関係も重要であり、検討してほしい。</p> <p>更に、武蔵野市吉祥寺には、昔、「松庵川」が流れており(東町4丁目と南町5丁目に水源があった)、吉祥寺に少ない水辺空間を補完・整備していくことなど検討してほしい。</p>	<p>水辺環境に関する市の施策としては、仙川リメイクや千川上水の整備を優先して進めています。</p> <p>また、自然環境は市内だけで完結するものではないことから、多摩地域の森林や神田川、善福寺川等との連続性も考慮します。</p> <p>しかし、松庵川については湧水との関係などについての情報収集の段階と考えており、現状では整備を考えていません。</p> <p>貴重なご意見ではありますが、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>4) 緑化推進については、市民団体等で積極的に緑化推進等の活動をしているところがあり、それらをもっと上手く活用する等の方策を考えてほしい。</p>	<p>緑化推進に関する市民活動は、その目的、分野、活動の質や量など多岐にわたっているため、イベントなどを通じた団体間での交流やネットワーク化を推進しています。また、引き続き緑ボランティア団体支援のあり方を検証します。</p>
	<p>5) 地下水貯留については、より積極的に推進していく必要があると考える。</p>	<p>本計画では、環境方針2と環境方針6において、雨水の利用や貯留浸透について言及しており、実施していきます。</p> <p>なお、関連計画の武蔵野市下水道総合計画でも推進しており、現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
2	<p>① 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策） 「市民との協働による緑化の推進」の項目について、以下の点を追加していただきたい。 「市は、大木・シンボルツリー2000計画を継続・推進するとの方針のもと、公用地内の指定樹木の保護・育成に努め、民有地の指定樹木に対しても適切な保護支援対策を通じて、22世紀に向け、緑豊かな大木が武蔵野市の空を覆うことを目指します。」 (事由) 大木・シンボルツリー2000計画は継続的な取り組みが必要であり、施策の後退はこれまでの取り組みを無駄にしてしまうため。</p>	<p>大木・シンボルツリー2000計画は、公有地の樹木を7割弱含めることで、目標数値に達しています。今後は、樹木・樹林も含んだ民有緑地の保全制度の評価・見直しを実施し、保全を推進していきます。 なお、本計画においては、民有緑地に樹木・樹林も含むことがわかりにくいので、方針3「市民と協働による緑化の推進」において「緑の表彰・憲章制度を継続します。また、現行の制度を見直し、充実し、民有地の樹木の保全を推進していきます。」と修正します。また、支援や啓発の施策だけでなく規制や誘導による施策についても複合的に展開する必要があると考えています。</p>
	<p>② 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策） 「市民との協働による緑化の推進」の中の項目の文章について、以下のように修正していただきたい。 (修正前) 地域の共有財産として、多くの人が公園緑地などの緑を育むことができるよう、維持管理活動に積極的に参加できる手法を研究します。 (修正後) 地域の共有財産として、多くの人が公園緑地などの緑を育むことができるよう、近隣住民を初めとして広く一般の市民が維持管理活動に積極的に参加できるような制度を整備していきます。 (事由) 今の制度のもとで活動しているボランティア団体の中には、維持管理作業の進め方に関して、近隣住民とトラブルを起こす先が散見されます。このため、公園の維持管理作業に参加したくても、参加できない人材が地域には大勢おり、早急に新しい制度の導入が必要と思われるため。</p>	<p>環境に関する市民活動への支援として、自発的な活動を促す仕組みづくりに取り組みます。また、市民との協働による緑化の推進として、市民による公園管理、緑化事業を推進します。 なお、現在の表現が適切と考え、修正しませんが、ご指摘の事由のような状況は課題として把握しています。公園の維持管理に市民が関わることに起因する課題は、制度だけで解決するのは難しい場合が多いと認識しています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
2	<p>③ (修正前) 自然環境の回復と保全の推進のためには、様々な主体が連携・協力する必要があります。そこで、情報や知識の取得やデータベースの機能、緑の総合相談所としての役割も併せ持つ市民と市の協働の支援基盤として『自然環境センター(仮称)』の設置を検討します</p> <p>(修正後) 自然環境の回復と保全の推進のためには、様々な主体が連携・協力する必要があります。そこで、情報や知識の取得やデータベースの機能、緑の総合相談所としての役割も併せ持つ市民と市の協働の支援基盤として『自然環境センター(仮称)』の設置が考えられますが、一方で、同センターは、他の同種の機能を持っている施設や制度と役割が重複することや費用対効果の面で検討すべき点も多く、その設置については、長期的な課題として研究していきます。</p> <p>(事由) 『自然環境センター(仮称)』については、その役割が不明確であり、既存の施設や制度があるなかで、設置コストや維持管理コストの対比を見た場合、新たな効果が限定的であり、設置に当たっては十分な研究が必要と思われるため。</p>	<p>自然環境センター(仮称)は緑化推進に関する「市民協働」の新たな展開として期待されているものであり、現状の記載から修正しませんが、ご指摘のような懸念もあり、調査・検討を進めていきたいと考えています。</p>
	<p>④ (修正前) 緑ボランティア団体の支援内容を評価・検証し、多くの市民が活動しやすい制度にします。</p> <p>(修正後) 緑ボランティア団体の活動内容を吟味したうえで、その支援内容を評価・検証し、多くの市民が活動しやすい制度にします。</p> <p>(事由) 緑ボランティア団体のガバナンスが効かないことから、公園をあたかも自分たちだけのものと勘違いしている団体もあり、中には地域住民との間でトラブルが発生している先も見受けられるため。</p>	<p>ご意見のとおり、緑ボランティア団体支援のあり方の検証に引き続き取り組みます。具体的な評価・検証の内容については、緑の基本計画において定めており、ここでは現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
	<p>⑤ 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策）「水辺の環境整備」（P.34）の項目については、以下の点を修正していただきたい。</p> <p>（修正前）仙川については、都や関係市、事業者とも協力して長期的にはタナゴのすめる環境を目指していきます。また、ビオトープや自然生態系復活ゾーンを活用し、市民が親しむ機会を増やします。</p> <p>（修正後）仙川については、都や上流域の関係市、事業者とも協力して、その水源の確保や水質の改善に努め、水量が豊かで水質がよかった時期に見られたタナゴを始めとする多様な水生生物が棲める環境を目指していきます。また、ビオトープや自然生態系復活ゾーンを活用し、市民が親しむ機会を増やします。</p> <p>（事由）目指す環境について、もう少し具体的かつ正確に記載することが望ましいと思われる。</p>	<p>修正前記載は仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の整備目標による整備イメージの表現ですが、同計画の主旨や表現からも、ご意見のとおり修正します。</p>
2	<p>⑥ （修正前） 玉川上水においては、都の「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、都や周辺自治体等様々な主体と情報交換や連絡調整を密に行い、保全、整備に協力します。</p> <p>（修正後）玉川上水においては、都や周辺自治体等様々な主体と情報交換や連絡調整を密に行うとともに、市民からも積極的に意見を聞くなど連携をしっかりととりながら、「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、都が実施する保全、整備計画に協力していきます。</p> <p>（事由）東京都の事業に対して、市民が意見を言う機会がなく、その橋渡しの機能を行政に担ってもらいたいため。</p>	<p>説明会・意見交換会等の開催にあたっては、市報等により、積極的に情報提供を行っていきますので、現状の記載が適切と考えています。また、今後も開催が見込まれる緑化環境市民委員会等の中で検討することも考えられますが、市民、武蔵野市、東京都のそれぞれの役割を踏まえ連携をとっていききたいと考えています。</p>
	<p>⑦ 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策）「生物多様性の保全」の項目については、以下の点を修正していただきたい。</p> <p>（修正前）計画的な生物生息状況調査の実施に向けた検討を進めるとともに、本計画策定のための調査結果を活用し、積極的な情報提供と学習機会の提供を進めます。</p> <p>（修正後）生物多様性について、市民への啓発活動を継続的に取り組み、その一環として、市民各層を対象とした市内での自然観察会の定期的な実施など学習の機会を提供していきます。また、市内での有識者の協力を得ながら、生物生息調査を計画的かつ継続的に実施する体制を整備し、集めた情報の積極的な活用を進めていきます。</p> <p>（事由）方向性について、もう少し具体的なイメージが見えるように記載してほしい。</p>	<p>本計画では、幅広い対象に対して、幅広いテーマでの環境学習機会、体験型環境教育を充実させることに取り組みます。</p> <p>生物多様性保全の取組は、生物生息状況調査も含め、平成22年度から着手したところです。調査の体制や頻度については、今後具体化を図っていくことから、現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
	<p>⑧ (修正前) 自然資源を活かした環境の創出を進め、生物多様性保全のための方針を検討し、それに基づく空間整備について研究します。</p> <p>(修正後) 市が取り組む各種施策を遂行するにあたっては、調達面を含め生物多様性の保全に配慮することを旨とし、市の事業を発注する際の業者選定にあたっては生物多様性の保全確保に積極的な企業を優先していく制度を検討します。また、全職員に対して、生物多様性保全の必要性やその施策を理解のための研修制度を充実させていきます。</p> <p>(事由) 生物多様性の保全に関しては、研究をしている段階はなく、より実践的な取り組みが求められている段階です。</p>	<p>生物多様性保全の取組は、生物生息状況調査も含め平成22年度から着手したところであり、現状の記載が適切と考えています。</p> <p>また、調達に関して、市では、グリーン購入指針やグリーンパートナー制度により、取り組んでいます。</p> <p>環境教育・環境学習の充実として、市職員も含めた幅広い対象に環境学習を実施します。</p>
2	<p>⑨ 環境方針3 「緑と水」、行政(市)の取組み(施策)「生物多様性の保全」の項目については、以下の点を追加していただきたい。</p> <p>生物多様性の保全に配慮した地域植生を広めていくために、公園等の施設を利用して、植物や昆虫などの生き物を積極的に増やし、市民に提供していく制度を整備していきます。</p> <p>⑩ 環境方針3 「緑と水」、市民の取組「生物多様性の保全のために」の項目については、以下の点を削除していただきたい。</p> <p>生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します。</p> <p>(事由) 個人の敷地内の植栽について、制限を加えることは財産権の侵害につながる可能性があること。また、現状の植栽植物の流通面をみると趣旨にあった植物を市民が入手することが極めて難しく、その結果として、市内の自生地における盗掘等不正な手段での供給が懸念されるため。</p>	<p>ご意見に基づき、生物多様性についての情報提供、啓発、および環境学習機会の提供を推進しますが、市で公園施設を利用して生きものを積極的に増やし、市民に提供していく方向性はありません。</p> <p>個人の所有に対する制限ではなく、あくまでも協力であり、現状の記載が適切と考えています。</p>
3	<p>① 2頁の右下あたり「武蔵野市では、緑の生活環境を維持、拡充し、・・・」を「武蔵野市では、生物多様性の観点から緑の生活環境を維持、拡充し、・・・」とする。</p> <p>② 16頁環境区分の表の①樹林環境で、「ケヤキやクヌギなど・・・」を「ケヤキやクヌギ・コナラなど・・・」とする。</p>	<p>後述の「生態系保全を前提とした自然環境を目指します。」の記述で充分と考え、修正しません。</p> <p>平成22年度生物生息状況調査で設定した環境区分であり、調査は既に終了していますので、変更はできません。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
	<p>③ 【以下の修正案は、環境方針3についてです。従来型の単なる緑の整備ではなく、生物多様性に立脚する新しい緑の保全が計画の理念なので、そこをもっと明確に記述すべきという考えに立つ修正案です。】</p> <p>31 頁左側の下から 12 行目：「農地等の緑は、・・・」を「農地・雑木林等の緑は、・・・」とする。</p> <p>(理由) 武蔵野の原風景として、また生物多様性の拠点である里山の構成要素として雑木林は重要であり、実際に境山野緑地（独歩の森）のように昔から維持されてきた雑木林があるので、それを明確に記述すべきと考えます。</p>	<p>武蔵野市における緑の概念及び公園緑地の考え方、緑被地の定義をふまえ、「これらをつなぐグリーンパーク緑地と市内に点在する屋敷林や社寺林等の樹林地、宅地や農地等の緑は、市の自然環境の骨格を成しています。」と修正します。</p>
3	<p>④ 31 頁右側第一段落：「・・・目標の 2,000 本を達成しています。」を「・・・目標の 2,000 本を達成しています。今後は、これらの樹木や林を生物多様性の観点から保全していくことが課題です。」とする。</p> <p>(理由) これからは、たんなる緑はなく生物多様性に基づく「緑の質」が重要というのが基本計画の理念です。そこで強調すべきです。</p>	<p>樹木や林における、緑の質や保全の目的は生物多様性に限定されているわけではなく、防災、景観構成等といった効果もあります。したがって、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>⑤ 32 頁左側の下から 5 行目：「武蔵野の風景や生態系を・・・」を「武蔵野の風景や生物多様性を・・・」とする。</p>	<p>「武蔵野市らしい風景や生物多様性」に修正します。</p>
	<p>⑥ 33 頁左側の 1 行目：「緑の保全と創出を進めるために、・・・」を「緑の保全と創出を生物多様性の観点から進めるために、・・・」とする。</p>	<p>緑には、生物多様性の観点のほかに、都市環境改善、レクリエーション、都市景観構成等様々な役割があります。また、省エネルギー型社会への寄与や二酸化炭素吸収などを通じ、地球環境保全にもつながります。したがって、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>⑦ 34 頁左側の 7 行目：「守る仕組みにつなげます。」を「守る仕組みにつなげます。なお、公園緑地の新設と改修においては、生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽を推進します。」とする。</p> <p>(理由) 37 頁の市民と事業者の取り組みには、「生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します」とあるので、公園緑地整備の主体である行政の取り組みには絶対に入れるべきです。さもないと、民有地のみ生物多様性を強要し、行政は従来どおり園芸種や外来種を植える公園整備をすることになり、骨抜き計画になるのではないのでしょうか。</p>	<p>生物多様性の保全に向け、自然環境を活かした環境の創出を進めますが、公園緑地が担っている様々な機能や地域の事情のバランスを考慮すると、ここでは現状の記載が適切と考えています。</p>



No.	市民からのご意見	計画への対応
4	<p>中間のまとめを拝見しました。環境方針 3 の項で「生物多様性の保全」及び「農地保全」、「都市農業の支援」、「地産地消の推進」等を計画に盛り込んでいただき農業者として心強く思いました。</p> <p>近年は、「生物多様性の保全」について、農業・農地の果たす役割の重要性を感じているところです。また、農家の庭から畑につながる緑地や屋敷林、畑の周りの生垣等には様々な生き物が生息しています。生物も、手つかずの自然に生息するもの、逆に人の手が入ったところにしか存在しないもの等様々です。</p> <p>「第三期武蔵野市環境基本計画」案に賛同し、微力ではありますが自然環境の保全に役立てるよう都市の中に残る農地を守っていきたくと考えています。</p>	<p>ご意見のとおり、都市農業の支援については、生物多様性保全と関連があると考え、環境方針 3 において事業を挙げ、前計画から引き続き実施していきます。また、市民の取組及び事業者の取組として、地産地消や食育について、具体的行動を取り上げています。</p>
5	<p>武蔵野市で農業を営んでいる市民です。このたびの計画を見せていただき、一言感想を述べさせていただきます。</p> <p>私は、無農薬・有機栽培で野菜を育て、農業を通して地域の子どもや親子での農業体験を通して自然・環境の大切さを感じてもらい取り組みも行っています。畑にも、当然ながら多様な生き物がいます。今、言われている「生物多様性」は、昔から農地でも育まれてきました。このことが計画の中でも（31 ページ他）わずかではあるが取り上げられていることを評価します。</p> <p>今後も、農家として、子どもたちが、自然の中で体験を重ねながら環境を学べる場を提供し、都会の緑を守っていきたくと思います。</p>	

No.	市民からのご意見	計画への対応
6	<p>市内のある公園の隣地に住んでいたが、平成 21 年に相続の関係で土地家屋を手放すこととなり、公園の続きとして市に譲渡した。そこでは、約 75 年前に譲り受けてからあまり変わらぬ状態を維持しており、もともとあった植物もなるべくそのまま残していた。その約 70 m<sup>2</sup>の庭に 20 m<sup>2</sup>ほどの池があったが、市からの要請で埋められた。</p> <p>以前は、昆虫や蜘蛛類がかなり多く存在しており鳥もよくきていた。ここ 15 年で目立って減ってきたが、池には蛙が産卵に来ており、池のほとりには、カンアオイも群生していた。ここ 3 年間途絶えていたが、キンランも毎年みられた。他の方にも、春から秋に庭で糸トンボや蝶が舞っているところを見て頂きたいと思っていた。</p> <p>世田谷の方にはお年を召した世帯のお庭をボランティアの方がお世話をし、そのかわりに年に何回か公開する制度があると聞いた。</p> <p>公園になって 100%と言わないまでもほとんど人間のためにのみ使うのではなく、これまでずっとそこにいた生き物の生きる所も少し残して頂きたいと思っている。</p>	<p>新たに、生物多様性保全のための空間整備の研究を行います。また、自宅の庭の公開については、本計画の策定過程でも触れており、幅広いテーマに関する環境学習機会の拡充として整理をしています。なお、公園緑地は地域の共有財産と考えており、公園緑地の整備・拡充及び既存の公園緑地の改修の際には、公園緑地が担っている様々な機能や地域のバランスを考慮しながら、計画段階から地域の意向の把握に取り組みます。貴重なご意見ではありますが、現状の記載が適切と考えています。</p>
7	<p>1. 温室効果ガス削減について</p> <p>温室効果ガスについては P22～23 に、現状（分析）と課題について書かれていますが、P65 の資料によれば、年度単位での変動が大きく、武蔵野市での取り組みの効果がよく分かりません。もう少し長期的なデータを示し、分析を加えていただきたいと思えます。</p> <p>その上で、民生家庭部門と民生事業部門に課題がありそうですから、そこに対する具体的な取り組みを少し絞り込んで提示していただきたいと思えます。例えば、P29 の表によれば、家庭部門での CO<sub>2</sub> 削減効果の大きなもののトップはエアコンであり、続いてポット、自動車ですから、そこに焦点を当てて（強調して）取り組みを強化すべく記載してはいかがでしょうか。「ストップ・ザ・エアコン・1 アウアー」とか「ノー・アイドリング・シティむさしの」とか、分かりやすいキャンペーン（「チャレンジ 600g」のように）も行ったほうが良いと思えます。全国的にも、武蔵野市でも、個々の目標達成が難しく、かつ重要な課題ですので、個々の部分を強調して、分析と取組を記載していただければと思えます。</p>	<p>二酸化炭素の排出量は、算定手法が複雑であり、1990 年度、2000 年度と算定しておりますが、過去にさかのぼっての算定が難しい状況です。2006 年度からは年度ごとに算定をしており、今後、長期的なデータを蓄積していきます。</p> <p>民生家庭部門と民生事業部門については、個々の取組として、クールビズ・ウォームビズや冷暖房の設定温度について取り上げている他、市の施策としても、省エネ機器への転換により削減効果が得られることから、その制度の充実を図ります。</p> <p>以上から、現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
7	<p>2. コミュニティについて</p> <p>計画の中には「市民の取組」について様々に書かれていますが、地域・コミュニティの取組については少ないように思います。</p> <p>現在策定中の第5期基本構想・長期計画の重点課題の1つはコミュニティの（活性化の）課題です。コミュニティの課題は多様ですが、環境問題は市内全域に共通する課題ですし、コミュニティの活性化に資するような取組も工夫もできるのではないかと考えます。</p> <p>具体的には、コミュニティと市や市民団体が協働して行なう取組に対して支援をすることであり、あるコミュニティで効果が上がった取組は他のコミュニティでも行えるように支援することです。取組の工夫は、広く市民に募り、コンテストでもやると参加者が増えるかもしれません。</p> <p>そのようなことも含め、コミュニティへの働きかけ、コミュニティとの協働を一層推進できるように記載していただければと思います。</p>	<p>具体的なコミュニティの活性化及びその施策については、個別計画で検討すべきことですが、ご指摘のとおり、環境保全活動にはコミュニティの活性化に資する効果も見られると考えています。</p> <p>そのため、環境方針1の現状分析と評価4段落目に「子どもエコクラブだけではなく、地域においては多様な団体等が環境保全のための様々な取組を行なっています。地域の特性に応じた活動により横のつながりも生まれつつあり、コミュニティの活性化につながっています。」と追加します。</p> <p>また、環境方針1市民の取組の「環境の輪を広げるために」にて、「地域の特性に応じた活動として、環境保全に取り組みます。」と追加します。</p>

※掲載の都合上、一部意見は要約しています。

## 資料6 用語説明

### 【ア行】

#### ISO14001

ISO（国際標準化機構）は、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関で各国の規格標準化団体の集合体。ISO14001は、環境に配慮した経営についての規定（環境マネジメントシステム）に対する規格。

#### 朝一番隊

吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の三駅周辺を、有償ボランティアが毎週日曜日早朝に実施する清掃活動のこと。クリーンむさしのを推進する会及び一般公募市民による。

#### 打ち水

水が蒸発する際に、周辺の熱を奪う原理を利用して涼しさを感じるために、屋外で水をまくこと。打ち水には、雨水やお風呂の残り湯などを利用する。ヒートアイランド対策や、水の有効な再利用への意識啓発として、市では平成16年度から実施。

#### エコアクション21

事業者が、環境に配慮した経営を行うための取組み指針。環境省が策定した、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度。

#### エコワット

家電製品の消費電力量と電気使用料金を、家庭用電気プラグ（コンセント）に挿すことで測定・計測できる機器。

#### LED照明

電気を流すと発光する半導体の一種で、長寿命、低消費電力などの特徴から、省エネ性が高い次世代の照明として期待されている。

#### オープンスペース

公園・広場・河川・道路・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

#### 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

#### オゾン層

地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層。生物に有害な紫外線（UV-B、UV-C）の多くは、この層で吸収される。

#### おひさま発電キット

市が、年1回、市民向けに貸し出している、太陽電池パネル（75W～80W）1枚の発電設備。扇風機や携帯電話の充電等に利用できる。

#### 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となっている物質としては、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O・亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類がある。温室効果ガスの95%が二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）であることから、本計画は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみを対象とする。

### 【カ行】

#### カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用する仕組み。

## カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

## 拡大生産者責任

生産者がその生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。

## 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

## 燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。

## 環境基準

環境基本法により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準」をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに基準が定められている。

## 環境配慮自動車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない低公害車のこと。

## 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

## 環境保全型農業用資機材

環境への負荷をできる限り低減させるための、自然崩壊性マルチシートやフェロモン剤等。市では、有機質肥料の購入も含め、環境に配慮した農業用資器材の利用に対し、補助制度を実施している。

## 環境マネジメントシステム

事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定・実行し、その実行状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、達成に向けて取り組んでいく一連の手続きのこと。

## 間伐材

植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採により発生する木材のこと。

## 揮発性有機化合物

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほか、ガソリンなどの成分になっているものもある。

## 基本構想・長期計画

基本構想は、市町村が総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法により策定が定められており、市の将来像を踏まえた市政運営の基本理念、優先する政策を示すもの。

長期計画は、財政見通しのもと、福祉や環境などの個別計画との整合性を図り、期間内に実施すべき具体的な政策を示す総合計画のこと。

## 狭あい道路

幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条2項などに指定されているもの。

## 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。1990年を基準として、2008年から2012年までの5年間平均で温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれ、日本の削減目標は6%である。

## 区画道路

幹線道路などある程度の幅員を持つ道路同士を接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用される。

## グリーン電力

太陽光や風力等によって発電された電力のこと。グリーン電力が有する電気自体の価値以外のもう一つの価値＝環境付加価値を証書として取引する仕組みをグリーン電力証書制度という。

## グリーンニューディール基金

国の「平成21年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）」の交付を受けて、各都道府県等が当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として積み立てる基金のこと。都では、平成21年度から平成23年度までを期間とした「東京都地域グリーンニューディール基金」を創設している。

## 公園・緑地リニューアル計画

公園緑地の実態の評価と整備方針を明らかにし、それぞれの公園が持つ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって体系的かつ効率的な公園事業を展開するため、武蔵野市が平成22年5月に策定した計画。

## 公害

環境基本法では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

## 公衆衛生

医学、衛生学その他の関連する諸科学の基礎の上にたって、社会全体の組織的な協力により、疾病の予防、健康の増進を図り、健全な社会を実現しようとする活動のこと。またその活動を通じて得られる社会的衛生水準をいう。

## ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。

## 固有種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種。

## 【サ行】

### 酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨・霧・雪など（湿性沈着）及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの（乾性沈着）の総称。

### 自然エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力などの自然現象から得られるエネルギーのこと。

## 食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が充分でないもので石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

## 森林の持つ公益的機能

森林が持つ、渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・固定や騒音防止等の生活環境保全機能、レクリエーションや教育、野生鳥獣生息の場等の保健文化機能等の多面的な機能のこと。

## 水源施設

水道部が管理している、市内に27ヶ所ある地下水をくみ上げるための井戸。

## 生産緑地

都市計画法及び生産緑地法に基づき都市計画決定された市街化区域内農地のこと。指定後は、農地等の宅地並課税を免除されるが、農地として管理することが義務づけられている。

## 生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境（水、大気、光等）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。

## 生物多様性

→56 ページ参照

## 清流復活事業

水が枯渇した中小河川や用水路に下水処理水などを活用することにより清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせようとする東京都の事業のこと。全国の清流復活の先駆けであり、処理水利用の広がりにも貢献した事業である。

## 設備容量

発電設備における単位時間当たりの最大発電能力のこと。

## 【夕行】

### 第2次交差点すいすいプラン

東京都が実施する、交差点の右折待ち車両による渋滞を緩和するため用地を取得し、右折レーンを設置する事業。平成17年2月策定。

## 太陽光発電

シリコン等の半導体で作られた「太陽電池」と呼ばれるエネルギー変換装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。

## 地球温暖化

→53 ページ参照

## 地区計画

地区単位の整備目標（将来像）、土地利用、公共施設、建築物等に関する詳細な計画を法的に制度化したもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵等についての規定を定めることができる。

## 地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

## 直結給水方式

受水槽を設置せず、増圧ポンプを設置して直接マンション等の中高層階へ給水する方式。

## 停留台数

駅周辺の放置禁止区域内に停留している自転車の台数（公営自転車駐車場およびデパート等の民営自転車駐車場に駐車している台数＋放置台数）。ただし、個人の敷地内に駐車しているものは除く。

## 透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

## 登録農地制度

生産性の高い5 a以上の農地で、農業経営を10年以上継続する見込みのあるものを指定し、農地の保存協定を締結する制度。

## 都市計画

都市計画法に定められた、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

## 都市計画マスタープラン

住民に最も身近である市町村が、住民の意見を反映した具体性のあるまちづくりのビジョンを確立し、地区別にあるべき市街地像を示すとともに、整備方針などについてきめ細かく、かつ総合的に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。

## 【ナ行】

### 二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質であり、発生源はボイラー等の固定発生源や自動車等の移動発生源のような燃焼過程等がある。

## 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」の規定により、都道府県の作成した基本方針、区市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、「農業経営改善計画」を区市町村に提出、認定を受けた農業生産者。

## ノンステップ（バス）

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へは行く途中に数段の階段がある。

## 【ハ行】

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。

## 排出係数

エネルギー使用量に掛けて、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を算出するための係数。

## バスベイ

バス専用の停車スペース。バス乗降の際に発生する交通渋滞の緩和や乗降客の安全性を確保するために設置される。

## バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。

## ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。



## ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。

## ビルピット

建物の排水を一時的に貯留してポンプにより公共下水道に排出するための排水槽。

## 放置自転車クリーンキャンペーン

東京都では、放置自転車による問題を広く都民に訴え自転車の放置防止を図るため、区市町村及び関係団体・機関と連携して都内全域で駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施している。

## 保存樹木

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例に基づく制度で、大きな木の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定している。対象は、健全かつ樹容が美観上すぐれ、かつ一定の基準を満たしている樹木であり、保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。

## 【マ行】

### みどり・東京温暖化防止プロジェクト

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業。

## 緑ボランティア団体

市立公園等を拠点として緑の保全、緑化推進及び公園等の維持に関するボランティア活動を行う団体。

## ムーパーク

武蔵野市が吉祥寺北町 2-19 に設置した駐車場のこと。吉祥寺の車両混雑の緩和や、違法駐車車の抑制等を目的として、ムーバスを利用できるパークアンドバスライドを実施している。

## ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されているコミュニティバスの愛称。運賃は 100 円の均一料金。

## 武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画

市が行う事務事業等から発生する温室効果ガスの発生量を抑制し、地球温暖化防止を図ることを目的として制定した計画。

## 【ヤ行】

### 友好都市

武蔵野市と友好のある国内外の自治体のこと。国内では、富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町。国外では、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市、大韓民国ソウル特別市江東（カンドン）区、大韓民国忠清北道忠州（チュンジュ）市、ルーマニア国ブラショフ市、ロシア連邦ハバロフスク市などの海外都市や、中国の北京市人民対外友好協会を通じた中国との交流も行っている。

## ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化や障害の有無などに関わらず、可能な限りすべての人々に利用しやすいまちや建物、環境、製品、サービスづくりを行っていかこうとする考え方。

## 落書き消しちやい隊

商店街・ボランティアと協働して行っている、市内に書かれた落書きの消去活動。

## 【ラ行】

### 緑被率

上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に覆われた部分）の市域面積に対する割合。

## 資料 7 武蔵野市環境市民会議 委員名簿、策定経過

環境市民会議は、武蔵野市環境基本条例第 16 条に定められた、市の環境保全に関する基本的事項を調査、審議するための常設の委員会です。平成 22 年 5 月 7 日に、第六期環境市民会議に対して、市長より「次期環境基本計画の策定」について諮問があり、下記のスケジュールで検討を行ってきました。

●第六期武蔵野市環境市民会議（任期：平成 21 年 8 月 17 日～平成 23 年 8 月 16 日）

〔◎：委員長、○：副委員長〕（五十音順）

	氏 名	所 属 等
1	青山真市郎	武蔵野市立小中学校 PTA 連絡協議会会長
2	飯田信夫	武蔵野市立井之頭小学校校長
3	今木仁恵	クリーンむさしのを推進する会広報部長
4	植田富貴子	日本獣医生命科学大学獣医公衆衛生学教室教授
5	梅田 彰	（前）武蔵野市緑化環境専門委員
6	○門多真理子	武蔵野大学環境学部環境学科長
7	河田鐵雄	南町環境ネット副代表
8	木村征司	武蔵野市商店会連合会副会長
9	後藤麻里	東京ガス株式会社西部支店副支店長
10	作道清行	公募市民
11	篠原武雄	株式会社エスシー開発取締役
12	杉原鉄夫	公募市民
13	○須田孫七	東京大学総合研究博物館研究事業協力者
14	田代孝尋	横河電機株式会社企業倫理・CSR 部マネジャー
15	◎田畑貞寿	千葉大学名誉教授
16	西上原節子	武蔵野市消費者運動連絡会監査
17	芳賀裕子	公募市民
18	山口善憲	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
19	吉田康也	東京電力株式会社武蔵野支社副支社長
20	渡部敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長

●スケジュール

期 日	内 容
平成22年 5 月 7 日	次期環境基本計画の策定について（諮問）、策定スケジュールについて
平成22年 6 月 15 日	市民アンケート調査の質問項目について、現行計画の目標達成状況について
平成22年 7 月 28 日	市域の温室効果ガス排出状況について、武蔵野市の目指す環境像について
平成22年 9 月 9 日	ワークショップ①<新計画の施策・事業（案）について>【作業部会】
平成22年 9 月 28 日	ワークショップ②<新計画の体系図（案）について>【作業部会】
平成22年10月 7 日	市民アンケート調査の結果報告について、新計画の目標について
平成22年10月 29 日	達成度指標について【作業部会】
平成22年11月 10 日	第三期環境基本計画中間のまとめ（案）について
平成22年11月 29 日	第三期環境基本計画中間のまとめ（案）市民意見聴取について
平成23年 1 月 14 日	第三期環境基本計画中間のまとめに対するオープンハウス実施について
平成23年 1 月 21 日	第三期環境基本計画中間のまとめに対するオープンハウス
平成23年 2 月 17 日	第三期環境基本計画中間のまとめに対するパブリックコメント・オープンハウスで寄せられた意見について
平成23年 2 月 23 日	第三期環境基本計画答申（案）について
平成23年 3 月 3 日	第三期環境基本計画答申



第三期武蔵野市環境基本計画

平成 23 年 3 月発行

武蔵野市 環境生活部 環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1841 / F A X：0422-51-9197

E-mail：sec-kankyou@city.musashino.lg.jp